

立川市公園施設等管理運営方針（素案）



令和7（2025）年
立川市

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 方針策定の背景と目的	1
第2節 方針の位置づけと構成	2
第3節 対象とする公園	3
第2章 公園緑地を取り巻く状況	4
第1節 公園緑地の効用	4
第2節 国内の動向や先進的な取組	5
第3章 公園緑地の現況と課題	8
第1節 立川市の概況	8
第2節 公園緑地の現況	11
第3節 市民・利用者ニーズ	32
第4節 課題の整理	38
第4章 管理運営の基本的な考え方	42
第1節 基本理念	42
第2節 基本目標	42
第5章 施策の方向性と展開	43
第1節 施策体系	43
第2節 施策の内容	44
1 市民ニーズを踏まえた維持管理	44
2 市民ニーズに応えるしくみづくり	64
3 快適な空間づくりによる公園緑地の魅力向上	73
4 市民、事業者等との協働・連携	77
第6章 実現に向けて	81
第1節 ロードマップ	81
第2節 実施体制・役割分担	81
第3節 今後の展開・課題	81
参考資料	82

第1章 はじめに

第1節 方針策定の背景と目的

本市には、101か所の都市公園※を含む267か所の公園緑地があります（令和7（2025）年3月末現在）。

公園は、子どもの遊びや市民の憩い、健康づくり、自然とのふれあい、地域の交流等、多様な活動の拠点として幅広い年齢層の市民に利用されています。また、公園には、環境負荷の低減効果や良好な景観の形成、防災拠点としての役割もあり、市民の貴重な財産となっています。

その一方で、公園施設の老朽化や樹木の老木化・巨木化に伴う安全性や快適性の問題をはじめ、維持管理費用の増大等の様々な課題が生じています。

また、開園当時からの市民ニーズの変化もあって、あまり利用されていない公園も少なくありません。

近年、本市を取り巻く社会潮流は大きく変化しつつあります。地球規模での環境問題の深刻化、自然災害の頻発化・激甚化、さらに今後約5年後には人口減少局面が到来し、まちづくりの担い手の不足や、歴史・文化の継承やコミュニティの形成などが困難になることが想定されます。

このような状況の中、地域の活性化や少子化対策、高齢化対策、健康づくり、地域コミュニティ醸成等の観点からは公園に大きな期待も集まり、都市公園法の改正をはじめ、全国で新たな時代に相応しい公園づくりが進められています。

今後は、地域特性や利用者ニーズを踏まえて公園を適切に管理し、より有効に活用するような運営を行っていくために、市民や地域団体、事業者等の多様な主体がこれまで以上に連携・協力して、持続可能で活力ある地域や公園づくりが求められています。

本方針は、公園及び公園施設の管理運営に関する基本的な考え方を示し、今後、地域とともに公園の活用・活性化を実践していくための道標（ガイドライン）となることを目的として定めるものです。



立川公園



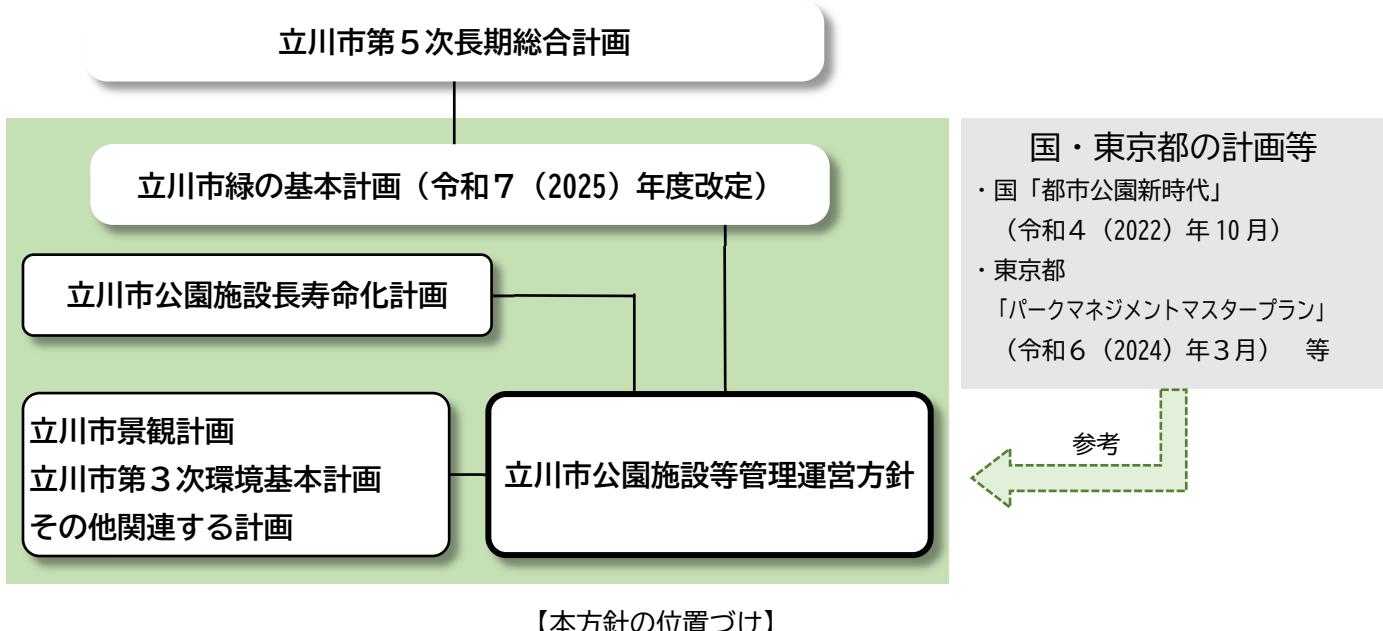
錦第二公園（通称：オニ公園）

第2節 方針の位置づけと構成

国は、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を開催し、民間活力の導入による、より柔軟に都市公園を使いこなすための質の高い管理運営のあり方等について「都市公園新時代～公園が生きる、人がつながる、まちが変わる～」（令和4（2022）年10月）をまとめました。

また、東京都は、今後10年間に東京が目指す公園づくりの方向性を示すとともに、多様な主体と連携しながら、都民の視点に立って取組を進めていくため、都立公園全体の整備・管理運営の指針となる「パークマネジメントマスターplan」（令和6（2024）年3月）を定めています。

本方針は、国や東京都の計画等の考え方を踏まえ、「立川市第5次長期総合計画」（令和7（2025）年3月）、「立川市緑の基本計画」（令和7（2025）年度改定）、「立川市公園施設長寿命化計画」（平成26（2014）年度策定）を上位計画とし、他に「立川市環境基本計画」、「立川市景観計画」等の各分野の個別計画と整合を図るものであります。



本方針は、公園管理者のほか、市民や利用者、関係諸団体、事業者等、誰からもわかりやすい明確な公園施設の管理運営方針を定めるものであり、以下のような構成とします。

【本方針の構成】

- 公園緑地を取り巻く状況
- 公園緑地の現況と課題
- 管理運営の基本的な考え方(基本理念・基本目標)
- 施策の方向性と展開
- 実現に向けて

第3節 対象とする公園

本方針が扱う対象は、本市が管理する都市公園（都市公園法に基づく公園）をはじめ、開発事業等に際して設置された小規模な公園が多くを占める都市公園以外の公園、遊び場等とします。

なお、ミニ緑地、樹林地・崖線緑地等は、対象外とします。

【本方針の対象とする公園】

種 別	概 要	例 示
都市公園	都市公園法の適用を受けるもの	総合公園※、地区公園※、近隣公園※、街区公園※、都市緑地※
都市公園以外の公園	原則 500 m ² 未満で都市公園に準じる公園等	主に開発提供公園※
遊び場	借地等永続性が担保されていない広場等	
広 場	道路区域など他の用途内に整備された施設	
(対象除外)		
その他	公社・公団の設置した公園等	
ミニ緑地	開発行為で整備され市が管理するもの	
樹林地・崖線緑地	私有地等の緑地保全を目的に指定されたもの	

第2章 公園緑地を取り巻く状況

第1節 公園緑地の効用

公園緑地は、様々な効用をもち、都市における貴重なオープンスペース※、グリーンインフラ※となっています。

【公園緑地の効用】

- 環境：生物多様性※、環境教育、ヒートアイランド抑制などの気候緩和、緑によるCO₂排出抑制
- レクリエーション：健康づくり、遊び、野外活動、にぎわい創出、お祭などのコミュニティ活動
- 都市防災：災害時の避難場所などの防災拠点、延焼防止、湛水機能など
- 景観形成：緑豊かなうるおい、良好な街並み景観形成
- 癒し・創造力：心身の健全な育成
- 歴史文化：地域文化の伝承（社寺林や多摩川の河岸段丘林、玉川上水など）



環境



レクリエーション



都市防災



景観形成



癒し・創造力



歴史文化

第2節 国内の動向や先進的な取組

1 社会情勢の変化

(1)少子化、高齢化と人口減少

全国的に少子化と高齢化、人口減少が進んでいます。本市においても、約5年後には人口減少局面が到来し、まちづくりや公園管理の担い手の不足、歴史・文化の継承や地域コミュニティの維持等が困難になっていくことも想定されます。また、公園の管理運営に関する財源の減少も懸念されます。

(2)公園活動ニーズの多様化

公園の活動ニーズは多様化しており、憩いや子どもたちの遊びはもとより、健康志向、環境志向等も高まっています。また、公園利用者からは、安全・安心を確保しつつ、ボール遊び等が自由に楽しめることや、障害の有無や能力の違いに関わらず誰でも利用できるような公園の果たすべき役割や機能の更なる多様化が期待されています。

(3)環境問題の深刻化と市民意識の高まり

近年、地球規模での環境負荷の増大、地球温暖化、生物多様性の損失等の環境問題が表面化しています。国は2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すカーボンニュートラルの取組を進め、脱炭素社会の実現に向けた動きを加速しています。

また、生物多様性の確保も重要な課題のひとつとなっており、身近に自然環境とふれあえる場や機会を増やし、生物多様性の大切さを市民に広く周知し、守っていく機運を高める必要があります。

(4)自然災害の頻発化・激甚化

近年、自然災害が頻発・激甚化し、被害や影響が深刻化しています。局地的な豪雨や台風、切迫する首都直下地震等による被害への懸念は高まっており、被害を最小限に抑える防災対策や自然の機能をインフラ整備に活用したグリーンインフラの推進が求められます。

(5)持続可能な開発目標(SDGs[※])

誰一人取り残さない基本理念のもと、2030年までに持続可能な世界を実現する持続可能な開発目標(SDGs)が国連で採択され、持続可能なまちづくりが求められています。

本市は、立川市SDGs推進委員会を設置し、SDGsの実現に取り組んでいます。

(6)都市基盤(インフラ)の老朽化

公園のほか、道路や橋梁、下水道管等のインフラは、これまでの都市開発において整備され、ストックが増えていますが、施設の老朽化も顕在化しており、全国的に事故の発生も散見されるなど、安全性や機能性の低下が懸念されています。

一方で、人口減少が進む中、行政の財源や担当職員数の減少等によって十分な維持管理がままならない状況もあり、健全な都市基盤をいかに維持していくかが課題となっています。

(7)技術革新とデジタル化の進展

企業や組織がAIなどのデジタル技術を活用して効率性や競争力を向上させるDX(デジタルトランスフォーメーション)が進んでいます。都市インフラの管理においても、3DモデルやGISの活用、点検におけるドローンの活用、また、携帯アプリを活用した現場管理や利用者ニーズの把握等、効率的・効果的な維持管理のため、これらの技術ツールを取り入れていくことも有効です。

2 公園に関する国内の動向

(1) 国の動向

国土交通省では、公園等の多機能性を都市、地域、市民のために最大限発揮させる政策への移行の必要性を掲げ、平成29（2017）年に都市公園法等が改正されました。都市公園の魅力を向上し、そのストック効果※を一層高めるために民間事業者の資金やノウハウを公園施設の整備・運営に積極的に活用するための制度創設等が盛り込まれました。

【都市公園法の改正ポイント(主なもの)】

Park-PFI※（公募設置管理制度）の創設	公園の再生・活性化を推進するための民間活力による新たな都市公園の整備手法の制度創設
公園の活性化に関する協議会の設置	公園管理者（市）が、都市公園の利用者の利便向上に必要な協議を行うための協議会を組織できる制度
都市公園の維持修繕基準の法令化	維持修繕基準の規定を設け、適切な時期に点検を行い、必要な措置を講ずることを義務付け、安全対策を徹底

「都市公園新時代」

さらに、国土交通省は令和4（2022）年に「都市公園新時代～公園が生きる、人がつながる、まちが変わる～」の提言をまとめました。新時代の都市公園は、人を中心のまちづくりの中で個人と社会の「Well-being※」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められているとし、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ生きる公園」を目指すべきとしています。

「グリーンインフラ」

国は、「グリーンインフラ推進戦略2023」（令和5（2023）年、国土交通省）を策定し、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの取組の重要性を示した上で、生物多様性の保全やゼロカーボンシティの実現等においても、緑地の保全、緑化の推進を重要視しています。

また、令和5（2023）年10月には多様な地域主体に向け、グリーンインフラの基本的な考え方や主要な取組、まちづくり・公園・道路・河川・港湾・海岸などの様々な場面における実践のポイントを解説する「グリーンインフラ実践ガイド」を公表しました。

(2) 東京都の動向

東京都では、平成16（2004）年度、都立公園全体の整備・管理運営の指針となる「パークマネジメントマスタープラン」を策定し、パークマネジメントを本格的に開始しました。都立公園の管理運営にあたり、平成18（2006）年度より、すべての公園で「指定管理者制度」が導入されています。

さらに、長期的な視点を持って時代の先を見据え、2040年代における公園利用者やまちづくり等に求められる新たな都立公園の姿、取組の方向性を検討し、「新たな都市公園の整備と管理のあり方」としてまとめています。

3 先進的な取組事例

(1)民間活力の導入による公園の管理運営

全国的に指定管理者制度を活用した公園の管理運営、複数の公園を包括的に管理する「包括的管理」の事例も増えています（西東京市、東村山市など）。また、公園内に飲食施設等の整備・運営を行う事例も増加し、公園のにぎわいづくりにつながっています。

【公園における主な民間活力導入例】

指定管理者制度	公園施設の維持管理運営を行う民間事業者を市が指定し、民間事業者が運営する制度。本市では、市民会館や市民体育館等で複数の実績あり。
包括的業務委託	複数の公園の管理運営を包括的に民間に発注する手法。同種施設の包括、工種の包括、エリアの包括等。西東京市、東村山市等、実績多数。
Park-PFI (公募設置管理制度)	公園内に民間が飲食施設等を設置運営し公園の再生・活性化を推進する都市公園の整備、運営手法。多摩市、東村山市等、実績多数。

【Park-PFI制度を活用した公園整備イメージ】



新宿中央公園

出典：新宿区HP



木伏緑地

出典：盛岡市HP

(2)公園マネジメント

東京都をはじめ、多くの自治体でも「公園マネジメント」の考え方を導入した管理運営の取組が進んでいます。公園マネジメントとは、従来の行政主導の事業手法から転換し、市民やNPO、企業等と連携しながら利用者の視点に立って整備、管理していくもので、誰からもわかりやすい目標設定、評価による継続的な改善を行っていくものです。



NPOによる公園運営の事例



出典：<https://www.npo-birth.org/>

(3)公園DXの取組

デジタル技術を活用した公園管理ツールを導入する事例も増えています。公園施設管理台帳をGIS化することで、従来の紙情報のデジタル化による効率的な管理が可能となります。

また、様々なアプリ、ツールが開発されており、複数の自治体で導入が進められています。

第3章 公園緑地の現況と課題

第1節 立川市の概況

1 概況

本市は、東京都のほぼ中央、都心から西方約40kmに位置し、市域面積は24.36km²です。

多摩地域の中心部で昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市と接しています。

地形は概ね平坦で、北側の台地から南方になだらかに下り、多摩川沿いの低地に至ります。また、市域の北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水が東西に流れています。台地の端部には多摩川に沿って青梅付近から狛江市まで続く立川崖線や、国分寺崖線が形成されています。

また、市内にはJR中央線・南武線・青梅線、西武拝島線の東西方向4路線の鉄道と、南北方向の重要な交通である多摩モノレールが通り、多摩地域の交通の要衝となっています。

東京都は、本市を多摩地域の核都市と位置づけ、商業や業務などの集積が図られるとともに、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、拠点形成が進められています。

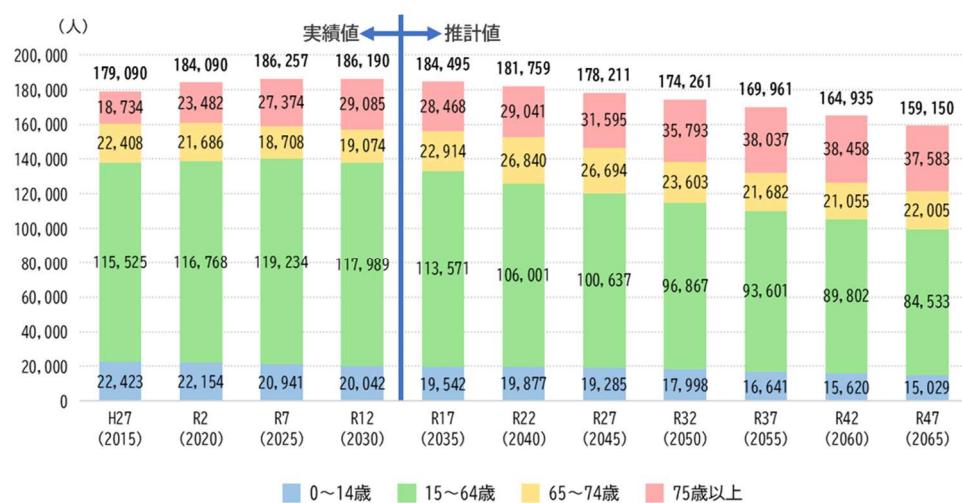


2 人口

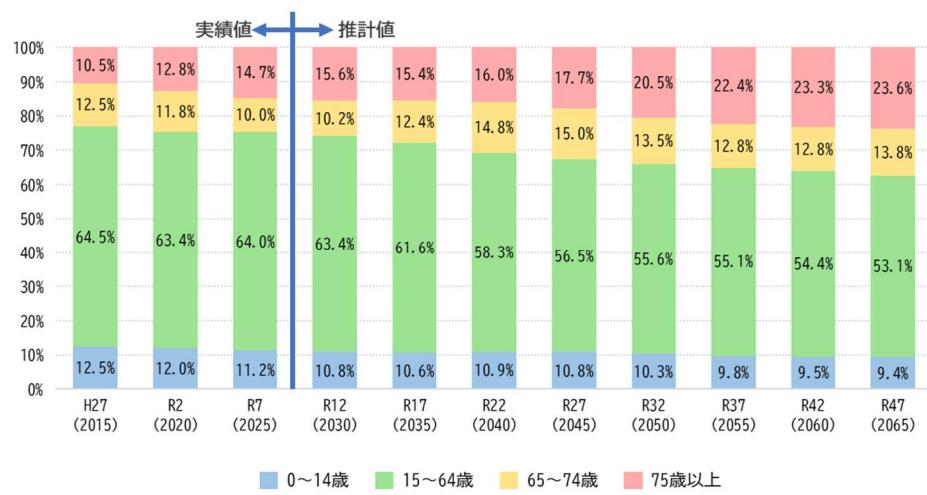
令和7（2025）年1月1日現在の本市の総人口は186,257人(97,736世帯)で、令和10（2028）年にピークを迎えその後減少が見込まれています。

また、総人口は現在と比較して小幅な減少に留まりますが、少子化、高齢化が進展する予測結果となっています。

【総人口・年齢階層別人口の推移(推計)】



【年齢階層別人口割合の推移(推計)】



出典：立川市第5次長期総合計画 基本構想

3 まちづくりの変遷

本市は、昭和15（1940）年の市制施行以来、多摩地域の交通の要衝として、来訪者が行き交う活力みなぎる街として発展してきました。これまで、米軍基地の返還、国営昭和記念公園の開園（昭和58（1983）年）、多摩モノレール全線開通（平成12（2000）年）などを経て、立川駅周辺の区画整理や再開発等により、JR立川駅周辺における商業集積、市街地再開発事業や宅地開発等が進むとともに、人口は増加してきました。

4 財政及び市職員数の状況

本市の収入の約4割は市税収入です。市税収入は、令和5（2023）年度は平成22（2010）年度より48億円増加していますが、法人市民税が15億円減っています。

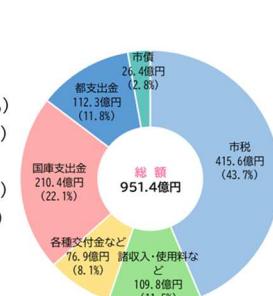
令和5（2023）年度の歳入決算額は平成22（2010）年度より260億円増えています。これは主に、国庫支出金が91億円、市税が48億円増えたことによります。一方、令和5（2023）年度の支出は「民生費」がほぼ半分を占めており、平成22（2010）年度と比べると126億円増えています。

公園の管理運営等を含む「土木費」は、平成22（2010）年度と比べると約3億円減少しています。

このような財政状況の中、十分な樹木管理や施設更新は困難であり、また、本市の土木職員数は10年間で約1割の減少傾向にあるため、今後、効率的・効果的な公園の管理運営を進めるためには、民間活力の導入への移行等を検討していくことが求められます。

【歳入と歳出】

●令和5年度の歳入	
市税	415.6億円(43.7%)
諸収入・使用料など	109.8億円(11.5%)
各種交付金など	76.9億円(8.1%)
国庫支出金	210.4億円(22.1%)
都支出金	112.3億円(11.8%)
市債	26.4億円(2.8%)



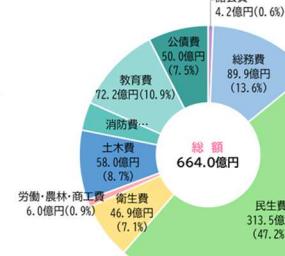
●平成22年度の歳入	
市税	367.6億円(53.2%)
諸収入・使用料など	57.8億円(8.4%)
各種交付金など	38.6億円(5.5%)
国庫支出金	119.6億円(17.3%)
都支出金	73.5億円(10.6%)
市債	34.3億円(5.0%)



●令和5年度の歳出	
諸会費	4.4億円(0.5%)
総務費	117.0億円(13.1%)
民生費	439.6億円(49.1%)
衛生費	76.9億円(8.6%)
労働・農林・商工費	7.1億円(0.8%)
土木費	55.0億円(6.1%)
消防費	26.3億円(2.9%)
教育費	139.6億円(15.6%)



●平成22年度の歳出	
諸会費	4.2億円(0.6%)
総務費	89.9億円(13.6%)
民生費	313.5億円(47.2%)
衛生費	46.9億円(7.1%)
労働・農林・商工費	6.0億円(0.9%)
土木費	58.0億円(8.7%)
消防費	23.4億円(3.5%)
教育費	72.2億円(10.9%)



出典：立川市財政白書（令和7（2025）年3月）

第2節 公園緑地の現況

1 公園緑地の整備状況

(1)本市が管理する公園緑地

本市が管理する都市公園（都市公園法に基づくもの）としては、計 101 か所、約 58.68 ha（令和 7（2025）年 3 月末現在）が整備されています。また、主に開発事業等で設置された比較的小規模な公園「都市公園以外の公園」、「遊び場」があり、これらを合わせると、267 か所、約 65.64ha の公園緑地があります。

1 人当たりの公園面積は、3.52 m²/人となっています。

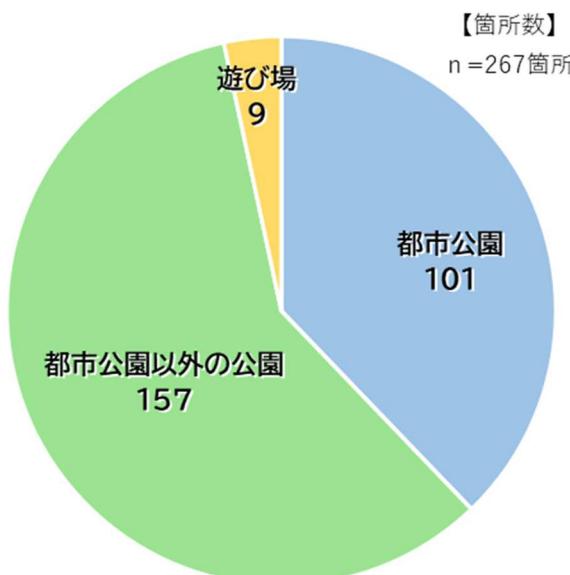
また、1 公園当たりの平均面積は、都市公園では 5,816 m²ですが、その他を含めると平均 2,460 m²となっており、市内の公園の多くが身近で小規模な公園であるといえます。

【公園の箇所数と面積】

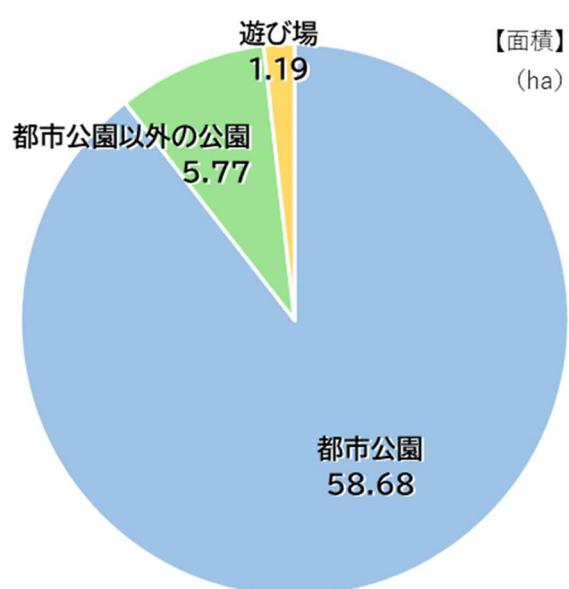
	都市公園	都市公園以外の公園	遊び場	合計
箇所数	101	157	9	267
面 積	約 58.68ha	約 5.77ha	約 1.19ha	約 65.64ha
1 人当たり	-	-	-	3.52 m ² /人

2025.3.31 現在

【公園種別(箇所数)】

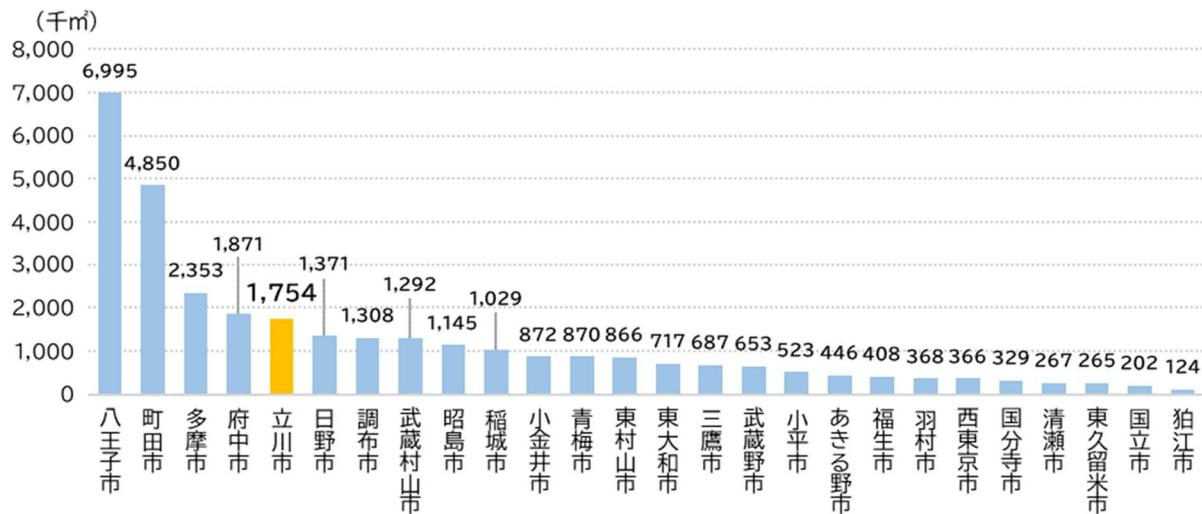


【公園種別(面積)】

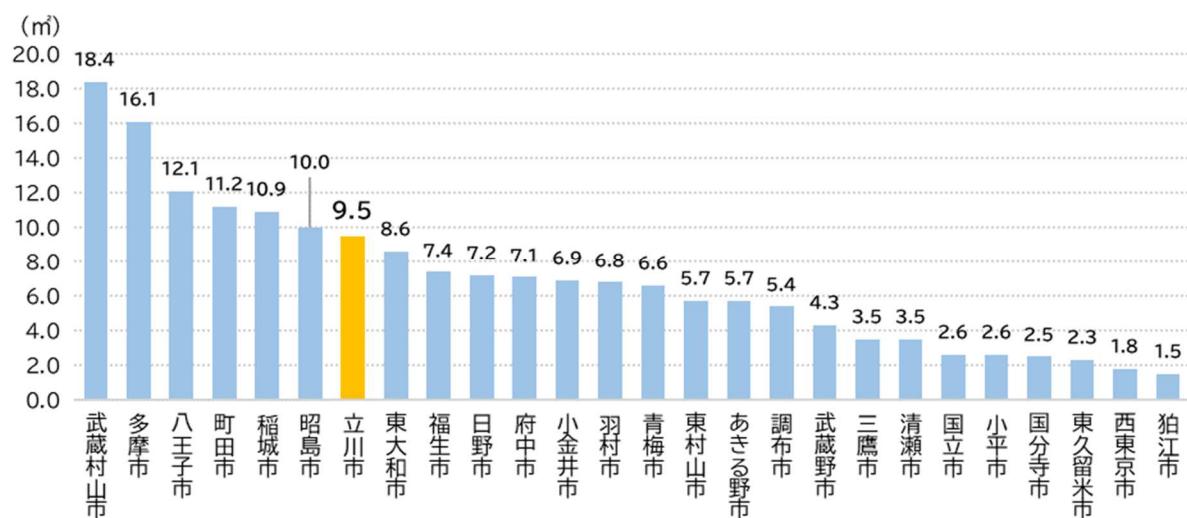


なお、国営昭和記念公園や都立公園を加えると、都市公園等面積は 175.4ha（令和5（2023）年4月1日現在）、1人当たり都市公園等面積は 9.5 m²／人となっており、多摩 26 市で比較すると、都市公園等面積は5位、1人当たり都市公園等面積は7位となっています。

【都市公園等面積】



【1人当たり都市公園等面積】



出典：東京都「公園調書（令和5年4月1日現在）」

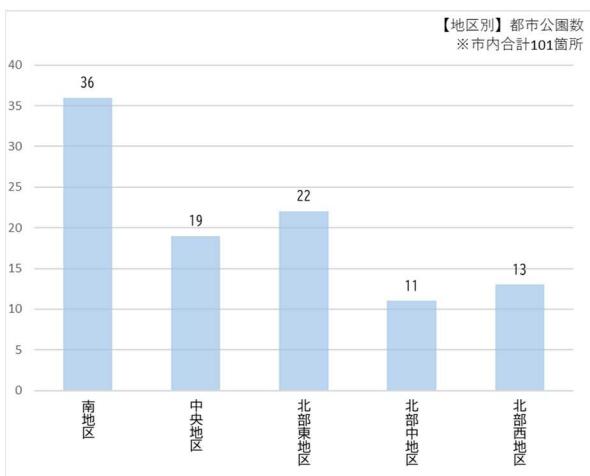
(2)地域別にみた公園緑地

市内の地域別に公園緑地の状況を地域別にみると、公園数、公園面積ともに南地域に集中していることがわかります。

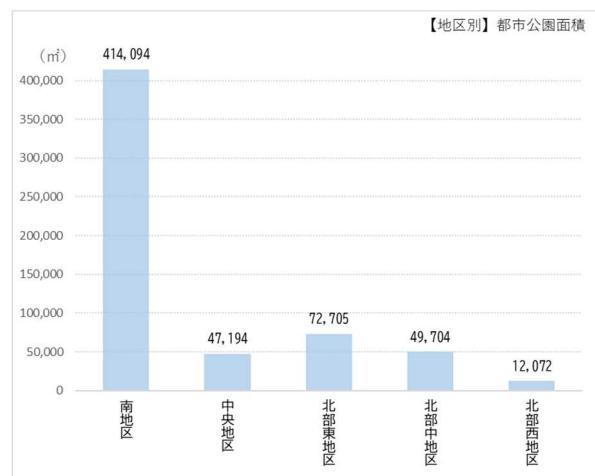
1. 南地域（富士見町・柴崎町・錦町・羽衣町）
2. 中央地域（泉町・緑町・曙町・高松町）
3. 北部東地域（若葉町・幸町・栄町）
4. 北部中地域（柏町・砂川町・上砂町）
5. 北部西地域（一番町・西砂町）



【都市公園箇所数】

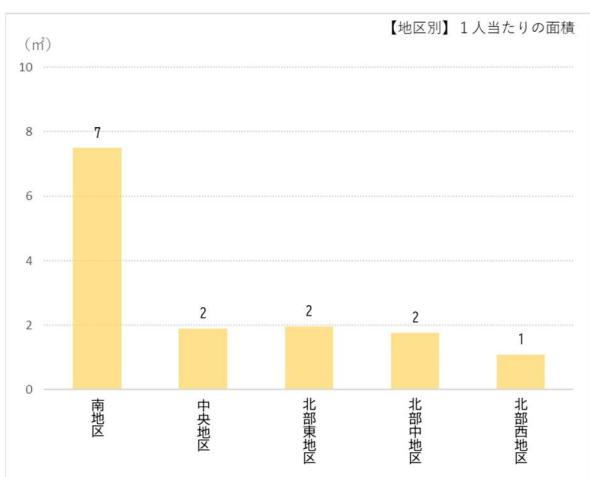


【都市公園面積】



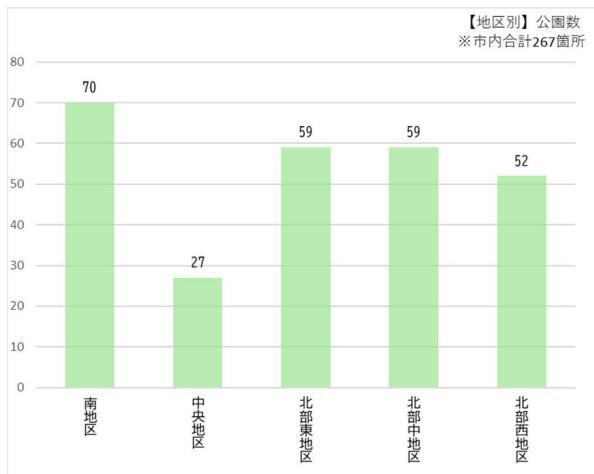
また、1人当たり公園面積も、南地域が最も多くなっています。

【1人当たり公園面積】

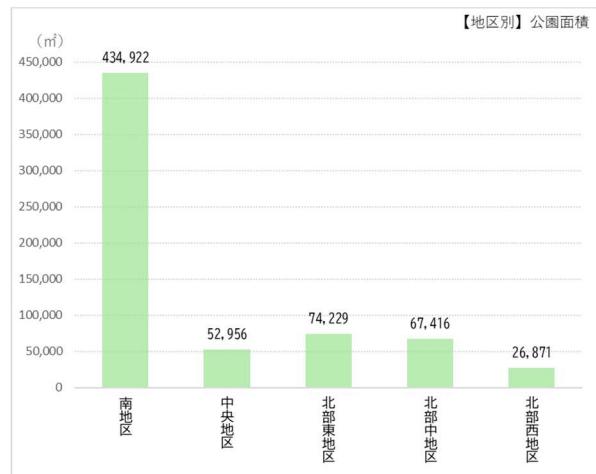


すべての公園についてみてみると、公園箇所数は中央地域が少なくなっていますが、公園面積では南地域とその他の地域の差が顕著となっており、北部では小規模な公園が多いことがわかります。

【公園箇所数】



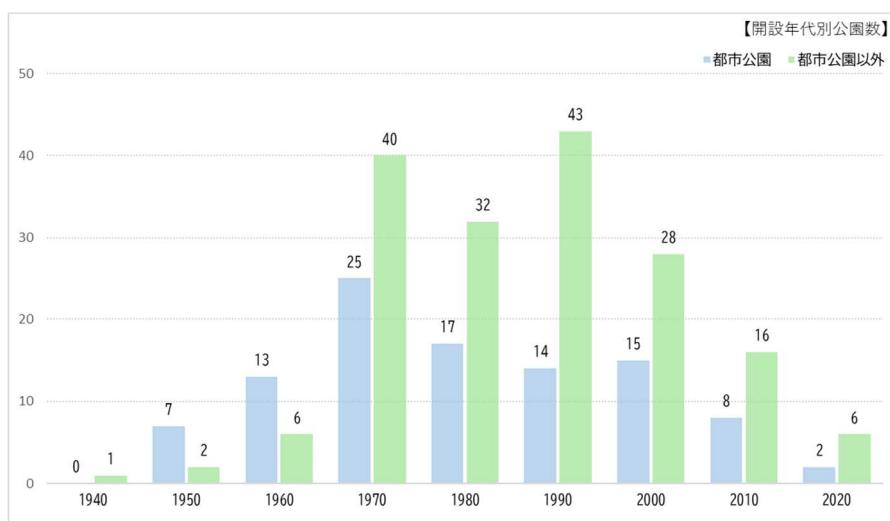
【公園面積】



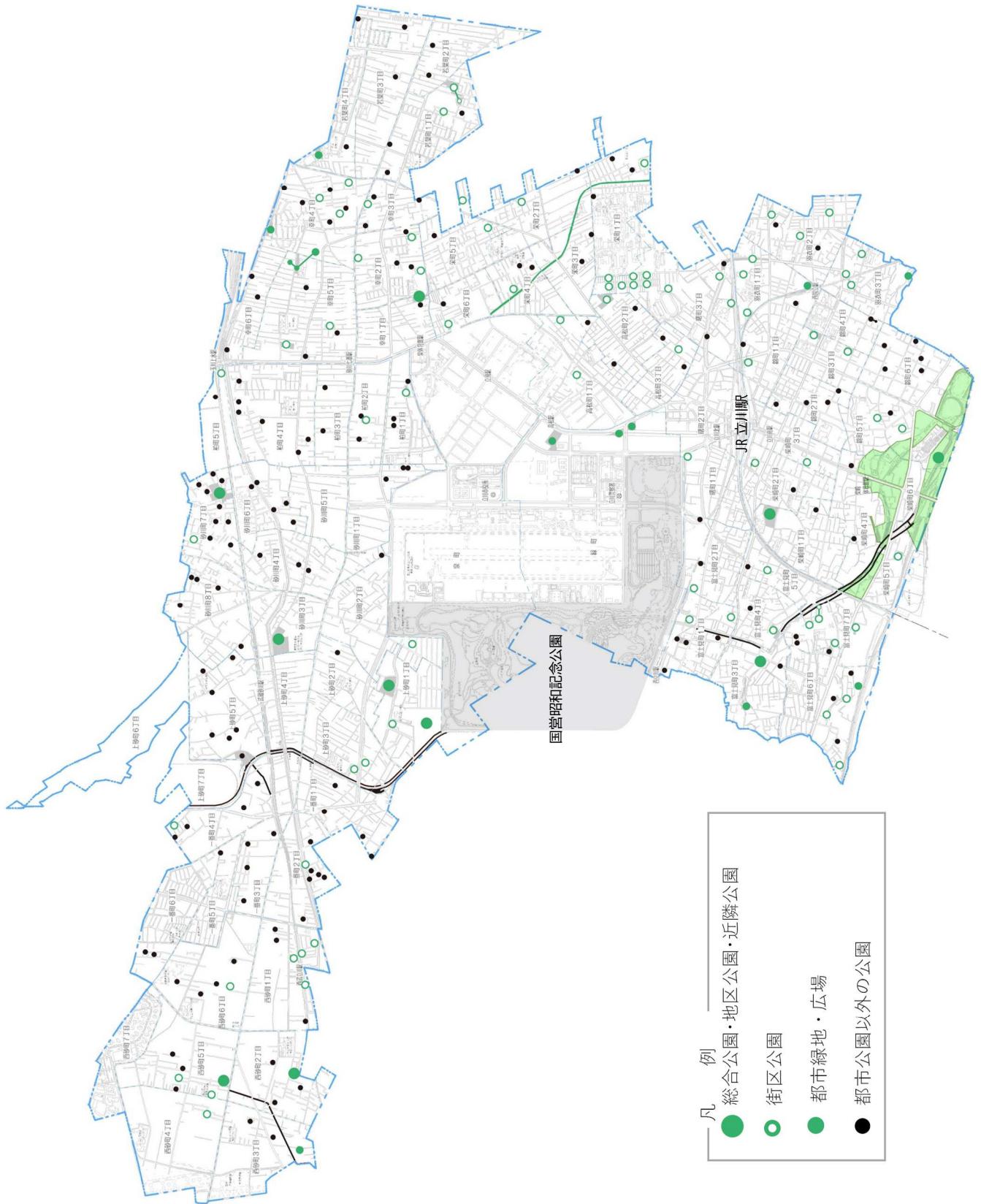
(3)公園緑地の整備年代

整備年次ごとにみると、1970 年代～1990 年代に整備されたものが多く、整備後 30 年以上経過している公園が多くなっています。

【整備年代】



(4)公園緑地の分布図



凡	例
	総合公園・地区公園・近隣公園
	街区公園
	都市緑地・広場
	都市公園以外の公園

2 公園緑地の利用状況

(1)利用概況

- ・立川公園、富士見公園、泉町西公園、見影橋公園、諏訪の森公園などの主要な公園は、様々な季節に市民の憩いの場となっているほか、遊びやレクリエーションの場となっています。
- ・都市緑地などは、散歩やウォーキング、ジョギング、また、通勤通学など日常生活における通行や通り抜け（徒歩、自転車）の場として利用されているものが多くなっています。
- ・平日午前中は乳幼児連れや高齢者の軽運動（ゲートボール、グラウンドゴルフ等）の利用が多く、午後は小学生の遊び場として利用されています。休日はファミリーや仲間での活動がみられます。
- ・運動施設や広場は、スポーツを目的とした利用がみられます。
- ・地区のコミュニティ活動の場、イベントやお祭りに利用されている公園もあります。
- ・小規模公園や緑地（開発提供公園など）が多くなっていますが、小規模な公園の中には施設老朽化や雑草繁茂が目立ち、ほとんど利用されていない公園もみられます。
- ・富士見公園など、公園内に斜面林等を有する公園もあります。このような樹林地は、緑の存在意義として重要である一方、利活用の側面からみると、あまり利活用されていません。
- ・短冊状敷地が開発されて造られた公園も多く、袋小路などアクセスしにくい公園もあります。
- ・市内には、国営昭和記念公園、都立公園といった管理者の異なる公園に類する施設も多く、「スケートパーク」や「わくわくバイクトライアルひろば」は、市スポーツ振興課が管理する施設ですが、利用者は公園と同じように利用しています。



放課後的小学生の遊び場となっている公園



放課後的小学生の遊び場となっている公園



高齢者の軽スポーツ・交流の場となっている公園



小学生の遊び場は、自転車利用も多い



地域の行祭事としての利用



夜間休日に利用制限されている公園



ほとんど利用されていない小規模公園



ほとんど利用されていない小規模公園



スケートパーク(スポーツ振興課管理)



わくわくバイクトライアルひろば(スポーツ振興課管理)

(2)使用許可・占用許可

令和5（2023）年度の使用許可は、325件が申請されています。このうち、約1割の34件が有料使用（イベント1件、撮影25件等）となっています。

無料使用は、地域の祭りや体操、防災訓練等の地域コミュニティ活動となっています。

また、占用許可についてみると、許可を受けずに清掃用具や備品等の地域活動のための物置を設置されている事例がみられます。

【公園使用許可申請の状況（令和5（2023）年度）】

申請数	有 料	無 料
325件 78公園	34件	291件
	撮影25件、デモ6件、清掃2件 イベント1件	地域の祭りなど75件、体操など45件 防災訓練など26件 駐車場利用10件、駐輪場利用36件
	収入 計232,452円/年 (平均6,837円/件)	行政利用25件(競輪臨時2件) 自治会45件、町会9件、小学校15件 幼稚園5件、保育園33件(運動会など)

立川市資料より

(3)利用マナー

市内すべての公園で、下記の事項が禁止されています。このことは、市ホームページでの周知及び主要な公園での注意喚起看板の設置等を行っています。

一方で、利用者マナーの問題によって、周辺住民からの苦情が多くなっているのが実情です。

【公園での禁止事項】

ポール遊び（幼児用の柔らかいボールは可）、花火、ドローン・ラジコン飛行機、釣りや放流、竹木伐採、植物採集、園内での自転車乗り回し、ペットの放し飼い（リード無しでの散歩）スケートボード・インラインスケート・BMX（たちかわ中央公園内のスケートパークのみ可）

特に目立つ利用マナーに関する苦情は、以下のようなものがあげられます。

（飲酒・騒音）

立川駅周辺や住宅地では、飲酒等によるゴミの散乱や夜間の騒音が問題となることがあります。

（喫煙）

タバコの吸い殻がみられる公園もあります。火気の安全性、受動喫煙の問題があります。

（鳩のエサやり）

エサやりによって鳩が集まると、ふん害など、周辺の住環境への影響もあります。

（ボール遊び）

野球、サッカー等のボール遊びは、幼児や高齢者等の安全性の問題、隣接する住宅や道路へのボールの飛び出し等の問題があります。一方で、ボール遊びができる場所も少なくなっていることから、公園でボール遊びがしたいというニーズが多いことも実情です。

（ペットとのふれあい）

公園でのペットとのふれあいニーズは高まっている一方で、動物が苦手な方もいます。

また、リード無しの犬の散歩、ふん尿の後始末などは安全衛生上の問題となっています。



タバコの吸い殻やゴミの放置



鳩のエサやり

3 管理運営状況

(1)公園管理の概況

公園の管理は、基本的に市で実施しています。職員やボランティアによる施設の点検を行い、樹木管理や遊具安全点検、軽微なものを除く施設修繕などの専門的な作業は外部委託しています。

【(参考)令和6(2024)年度の管理委託】

	対応地	内 容
公園管理業務委託(シルバーハウス)	憩いの場・緑町公園	ゴミ落葉、トイレ開閉清掃、除草、照明灯点検、違反行為者の確認及び禁止事項伝達、自転車整理、喫煙所の清掃
	砂川・上砂・大山・泉町西公園	トイレ開閉清掃、水辺清掃運転状況確認、照明灯・遊具点検、違反行為者の確認及び禁止事項伝達、自転車整理
	諏訪の森・立川公園	ゴミ除草、トイレ開閉清掃、毛虫枝処理、水辺清掃、照明灯・遊具点検、違反行為者の確認及び禁止事項伝達、自転車整理
	緑町北・たちかわ中央公園	ゴミ落葉、トイレ開閉清掃、除草、照明灯・遊具点検、違反行為者の確認及び禁止事項伝達、自転車整理
公園池等清掃委託	9か所(上砂、立川公園等)	ゴミ枯枝除去、高圧洗浄、汚泥等運搬
公園等砂場砂取替委託	140か所	砂場の砂の入替え
公園等施設点検委託(遊具点検)	268か所	遊具及び一般公園施設点検(目視、触手、打音、揺動診断)
公園内清掃及び公園内トイレ清掃委託	立川市管理の公園及び遊び場	拾い集め清掃、掃き清掃、ブラシ清掃、産廃収集運搬業、柴崎中央公園開閉作業
公園緑地管理委託(単価契約)		除草(手取り)、草刈り(機械)、芝地手入、枯損木倒木、低木手入、拾い集め清掃、側溝樹清掃、カラス・ハチの巣撤去、緊急対応など
公園緑地管理整備委託(A-E地区)		除草(手取り)、草刈り(機械)、芝地手入、高木(基本、支障枝)、枯損木伐採、下木手入、病害虫防除、施肥、災害対応巡回、バラ剪定など
樹木調査委託	立川公園と残堀川の桜 292本	樹木医による外観診断

立川市資料より

(2)公園施設の安全点検

毎年、遊具をはじめ、公園施設の安全点検を実施しています。

また、都市計画公園※35か所について、施設の予防保全、長寿命化を目的とした「立川市公園施設長寿命化計画」を策定し、計画に基づき、計画的な維持管理を進めています。

(3)現在の住民管理制度

清掃や草刈りなどの日常管理の一部を自治会など市民協働の清掃美化活動として実施しています。ボランティアの高齢化、価値観の多様化により課題も多く、自治会によっては会員が輪番で清掃活動や施設点検等を実施している例もあります。

【住民管理制度】

公園等管理協力員	自治会から推薦された、公園内の見回りやゴミ拾いを行う制度。謝礼金を支給。 ※公園等清掃美化協力員会への移行を進行中
公園等清掃美化協力員会	地域の団体に公園や緑地で清掃・除草・点検などを行う制度。市からは作業を行うための用具や通信費などとして、公園面積に応じて活動費を支給。

また、利用者から公園施設の不具合等の連絡を受ける方法として、従来の電話や市 HP からの問合せに加え、令和4（2022）年10月から市公式LINEを開設し、公園施設の不具合等を連絡する機能が活用されています。

(4)公園管理費用

公園管理費は、年間総額3～5億円となっています。

また、令和5（2023）年度における面積当たりの管理費は約775円／m²となっています。（65.64ha）

（百万円）

	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
公園管理運営費	332.4	311.1	509.0
公園占用料等(収入)	4.4	4.5	4.6
公園管理費(東京都委託)	14.0	14.7	14.7

（「公園費」の維持管理費（決算値）であり「緑化費」は含まない）

(5)安全管理

本市の公園で安全上の課題として、以下のことがあげられます。

- ・子どもたちの道路への飛出しが懸念される公園がみられます。
- ・一部に袋小路や出入口が1カ所しかない公園、見通しのわるい公園がみられます。
- ・利用者の少ない公園では防犯面での課題があります。
- ・公園と住宅居室が隣接している事例も多く、公園の見守り効果は期待できる反面、住宅のプライバシー保護や防犯の問題があります。

4 公園施設管理の状況

公園施設の老朽化が進んでいることや、限られた財源下での管理となっているため、管理水準に課題もみられます。施設種別ごとの管理状況は、以下に示すとおりです。

(1)園路広場

- ・整備時期が古い公園では、段差などバリアフリー未対応がみられます。
- ・一部、不陸や根上り、マンホール蓋周りの砂の流出による段差、排水不良などもみられます。
- ・整備されてから時間が経っている広場では雑草が繁茂しています。



不陸等による園路のひび割れ・段差



老朽化や根上りで歩きにくくなっている園路



雑草が繁茂する広場



マンホール蓋部に段差が生じる広場

(2)遊戯施設(遊具)

- ・複合遊具等の遊具が整備されている公園では、日常的に子どもたちや親子連れの利用がみられます。
- ・錦中央公園にインクルーシブ遊具※が設置されており、また、市内の 24 か所の公園に健康遊具※が設置されています。
- ・設置されてから年数が経過し、遊具の老朽化、現在の安全基準を満たしていない遊具等の問題があります。
- ・小さな公園では、近隣に利用する子どもたちも少なくなっている地域もあり、ほとんど利用されていない古い遊具もみられます。
- ・幼児用遊び場の独立した空間がないため、小さい子どもたちを安心して遊ばせられない可能性があります。そのため、小中学生の就学時間中である午前中などに幼児連れの母親が自転車で来訪、遊ばせている様子がみられます。
- ・砂場は 140 か所あり、年一回砂の交換をしています。



複合遊具と砂場



利用されていない遊具



改修された水遊び施設



配置上も利用しにくい遊具

(3)休養施設

- ・ベンチは劣化したものが多く、快適に利用できないものもあります。
- ・ベンチは事後保全管理（隨時、補修・交換）になってしまっているため、園内の施設の統一感がなくなっている公園もあります。
- ・屋根付き休憩施設がない公園では、夏場日中は非常に暑く、快適に利用できない問題もあります。



老朽化(特に座部木材)



サークルベンチの劣化(石材剥離、座部木材)

(4)公衆トイレ・水飲み

- ・公園により様々ですが、老朽化、バリアフリー未対応、また、和式便器が多い状況です。
- ・男女兼用トイレもみられ、女性は利用しにくいという意見もあります。



男女兼用トイレ、周辺も雑草が繁茂



利用されていない水飲み

(5)管理施設

- ・公園の照明灯については、電気料金・維持管理費の削減や二酸化炭素排出量の削減等のため、LED化を推進しています。LED化にあたっては、民間企業のノウハウや資金等を活用する ESCO（エスコ）事業※を導入しています。
- ・照明灯は、灯具が樹木と干渉による機能低下、自動点滅器やタイマー故障による不具合の問題もみられます。
- ・案内サインは設置されてから更新していないものが多く、劣化が目立ち、公園名称や文字が読み取れないものもあります。
- ・規制（注意喚起）看板は、市で設置した看板が多く、公園によっては景観を損なっています。また樹木で隠れたり、劣化して見えづらい状況の看板も多く散見されます。



病院の防災備蓄倉庫として活用されている公園建築物



劣化で文字が判読しにくいサイン類



規制・注意喚起看板類が多い



昼間も点灯している照明灯

(6) 占用施設(防災倉庫など)

- ・防災倉庫や地区掲示板などを公園占用することで、地域コミュニティ形成に寄与している公園があります。
- ・防災倉庫は、条件によって公園占用が認められていますが、その他の建築物は、建築基準法の制約等から占用できません。一部の公園では、認められていない建築物が設置されている状況があり、取扱いが課題となっています。



防火水槽



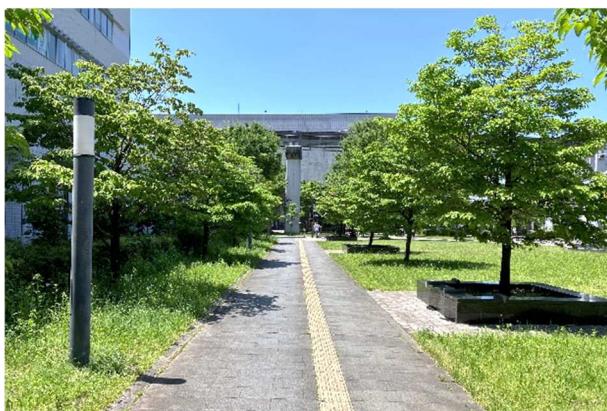
消火器の配備

5 樹木・植栽管理の状況

公園樹木や植栽は、その管理数量が多くなっていますが、老木化・巨木化も進んでいます。限られた財源下での管理となっているため、何年も剪定されていない樹木が多くあり、管理水準に課題がみられます。植栽種別ごとの管理状況は、以下に示すとおりです。

(1)樹木管理

- ・本市が管理する公園樹木は、高木が約 6,000 本、中木が約 4,000 本あります。
- ・樹木管理は委託業者にて、点検、剪定、伐採等対応していますが、予算と人員の制約もあって、現状すべての樹木について定期的な管理ができていないのが実態です。
- ・木陰を形成する大木は、倒木や落枝、越境などの問題や、剪定等の維持管理費がかかります。
- ・一部に危険樹木もみられます（枯損木残置、老木の倒木、暴風による落枝の危険性）。
- ・根上りによる園路舗装や排水施設への影響もあります。
- ・撤去木の根株残置、竹林化などがみられます。
- ・電線類に干渉する高木もみられます。
- ・高木が密で、暗がりや死角となるような場所がみられます。



都市空間に彩りを添える緑



緑道・水辺の豊かな緑



鬱蒼とした樹木



枯損木の残置



樹勢が劣る樹木



樹勢が劣る樹木(キノコ類の発生)



大木化した樹木の根茎



管理が行き届かない低木植栽帯

(2)植栽帯・草・芝地管理

- ・除草、草刈り及び芝刈り作業は、業者委託して、5地区に分けて年3～4回実施していますが、草刈りの時期や回数が限られるため、時期によって雑草の繁茂が目立ちます。
- ・一部の公園（70公園程度）では、清掃美化協力員が除草作業を行っています。
- ・地域活動やイベント等にあわせて草刈り等を行うこともあります。



良好に管理された芝地



雑草が繁茂した公園



雑草が繁茂した公園



雑草が繁茂した公園

(3)花壇管理

- ・市が花苗（コリウス、パンジーなど）を提供し、自治会や福祉団体などが植栽する協働の花づくり活動を実施しています。
- ・周辺住民が任意に草花を育てているようなものもみられ、家庭で育てていた植木や土を公園内に放置した痕跡もみられました。



公園での花づくり活動



公園入口のウエルカム花壇



インクルーシブ花壇(車いすでも手入れができる花壇)



花づくり活動



花づくり活動(花種が画一的になりがち)



持ち込まれたプランター植物

6 公園管理状況のまとめ

- ・市が管理する公園は、都市公園 101 か所、小規模なものを合わせると 267 か所、約 65.69ha で、身近で小規模な公園が多くなっています。地域によって公園数や面積に差異があります。
- ・多くの市民に利用されている公園がある一方、小規模な公園の中にはあまり利用されていない公園もあります。
- ・整備後 30 年以上経過している公園が多くなっています。一部に、公園施設の老朽化や故障による不具合、段差やトイレなどバリアフリー未対応、現在の安全基準を満たしていない遊具等、安全性や快適性の問題がみられます。
- ・照明灯の LED 化など、電気料金・維持管理費の削減や二酸化炭素排出量の削減等に取り組んでいるものもあります。
- ・大きな樹木は、夏場の木陰創出や景観形成上重要な役割を持つ一方、倒木や越境などの問題があります。また、予算に制約もあるため、すべての樹木について定期的な管理や十分な草刈りができるないのが実態です。
- ・都市計画公園 35 か所について、施設の予防保全、長寿命化を目的とした「立川市公園施設長寿命化計画」を策定していますが、現状は計画どおりに維持管理できていません。
- ・公園管理は、基本的に市で実施しており、樹木管理や遊具安全点検などは外部委託しています。また、清掃や草刈りなど日常管理の一部を自治会など市民との協働で実施しています。また、市公式 LINE を活用した、市民から公園施設の不具合等の連絡ができるしくみも実施しています。
- ・公園管理費は、年間総額 3 ~ 5 億円となっており、管理する公園数の増加や公園施設の劣化、樹木の生長等によって維持管理費は増加傾向にありますが、適正な管理を行うためには十分ではありません。
- ・これまで指定管理制度や Park-PFI 事業の導入実績はなく、公園での収益事業も原則禁止とされています。イベント等の有料使用も年間 30 件程度、収入は約 20 万円程度（令和 5（2023）年度）となっています。

第3節 市民・利用者ニーズ

アンケート調査や陳情における利用者の声から、公園への要望や意見（樹木、管理施設、遊戯施設、マナー）を整理します。

1 立川市公園管理アンケート調査

公園の管理方法やこれからの運用についての方針策定にあたり、公園利用者の公園利用状況や意見・要望を確認するため、市民や利用者を対象としたアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査概要】

調査方法：WEB アンケート（Logo フォーム）

調査期間：令和6（2024）年11月25日～令和6（2024）年12月25日（1ヶ月間）

調査対象：市内自治会、市内小学4～6年生、公園利用者（101か所の都市公園にQRコード掲示）

回答数：1,288件（男性30.7%、女性66.8%、その他2.6%）

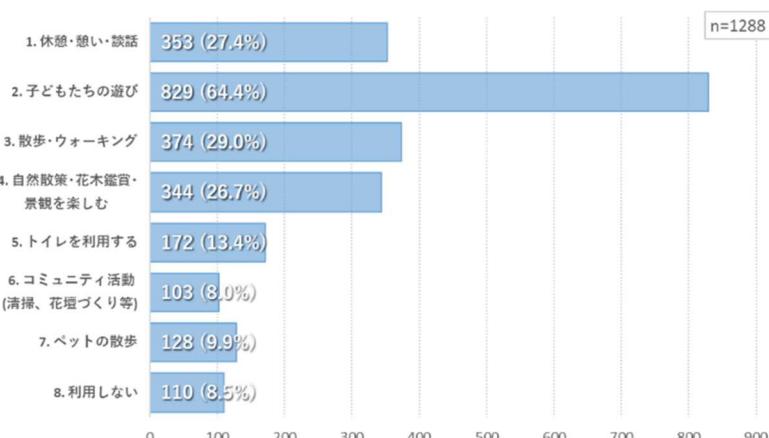
（年代別）10代：3.6%、20代：0.9%、30代：17.3%、40代：38.5%、50代：17.5%

60代：12.7%、70代以上：9.4%

（地域別）南：37.7%、中央：12.9%、北部東：18.4%、北部中：18.2%、北部西：11.3%、市外：1.6%

（1）公園の利用目的

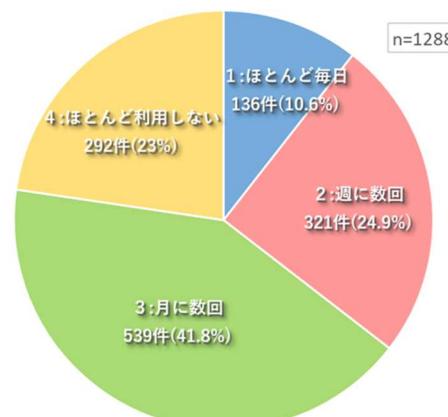
最も多かったのは「子どもたちの遊び」（64.4%）でした。次いで、「散歩・ウォーキング」「休憩・憩い・談話」「自然散策・花木鑑賞・景観を楽しむ」があげられました。



（2）公園の利用頻度

最も多かったのは「月に数回」（41.8%）で、次いで「週に数回」（24.9%）となっています。

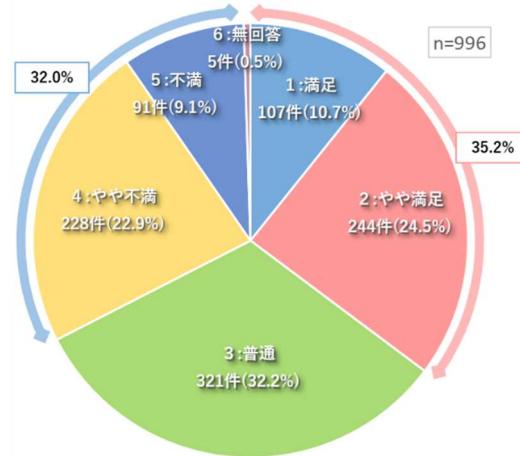
一方、約2割の人は「ほとんど利用しない」という回答でした。



(3)公園の利用満足度

利用頻度で「ほとんど利用しない」以外を回答した 996 人を対象に質問しています。

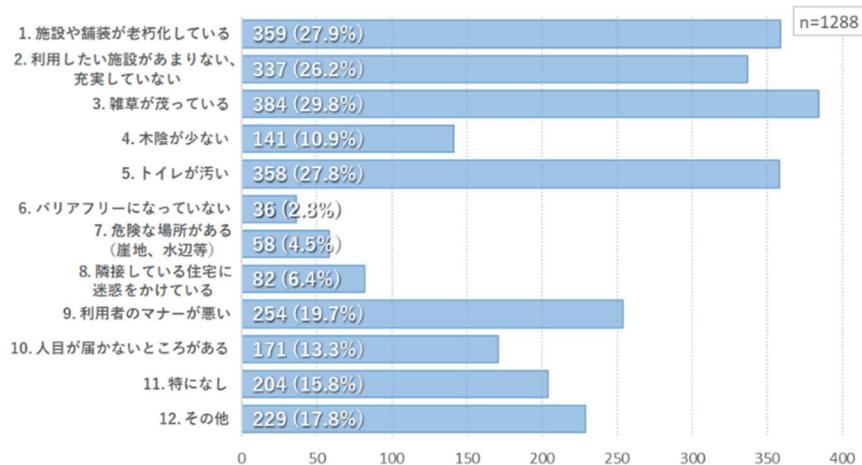
利用満足度は、「満足・やや満足」(35.2%)、「不満・やや不満」(32.0%)、「普通」(32.2%) となっており、概ね 1 / 3 ずつの評価となっています。



(4)公園管理に関する意見・関心

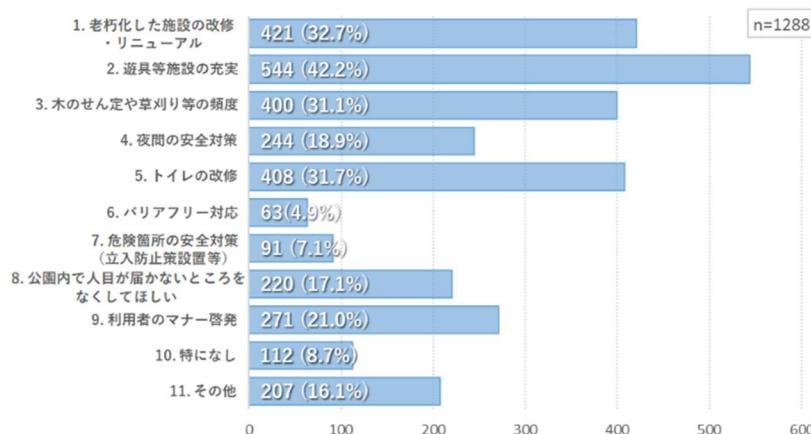
公園利用で気になることは、「雑草の繁茂」(29.8%) が最も多く、次いで、「老朽化」(27.9%)、「トイレが汚い」(27.8%)、「利用したい施設がない」(26.2%) という意見が多くなっています。

また、「利用者のマナーがわるい」(19.7%) も比較的多くなっています。



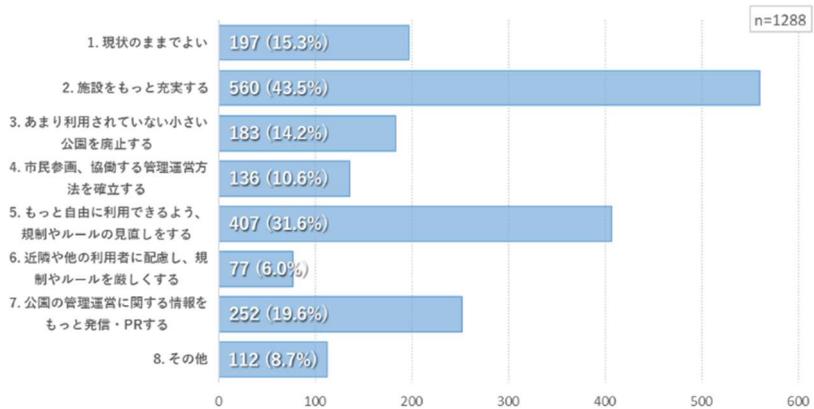
(5)改善要望

改善を望むこととしては、「遊具等施設の充実」(42.2%) が最も多く、次いで、「老朽化施設の改修・リニューアル」(32.7%)、「トイレの改修」(31.7%)、「木の剪定や草刈り」(31.1%) が多くなっています。



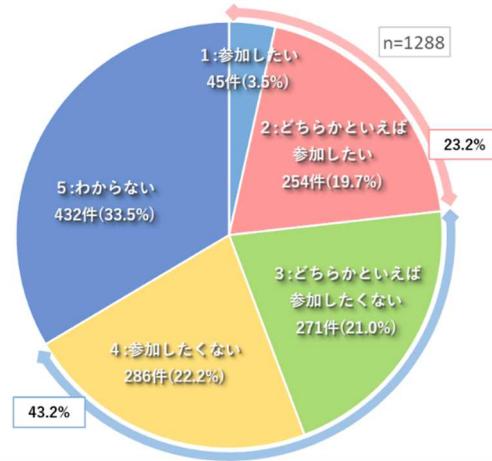
(6)公園管理方針についての意見

「施設の充実」(43.5%) がもつとも多く、次いで「自由に利用できるよう規制やルールの見直し」(31.6%) を望む意見が多くなっています。



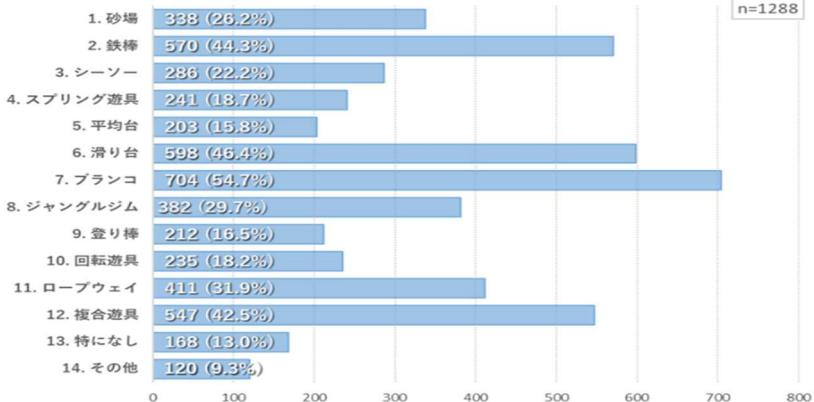
(7)公園の管理運営への参加意向

「参加したい」は僅か3.5%にとどまっており、「どちらかといえば参加したい」(19.7%) を加えても2割程度です。これに対して、「参加したくない」「どちらかといえば参加したくない」は約4割となっています。また、約3割の人が「わからない」と回答しています。

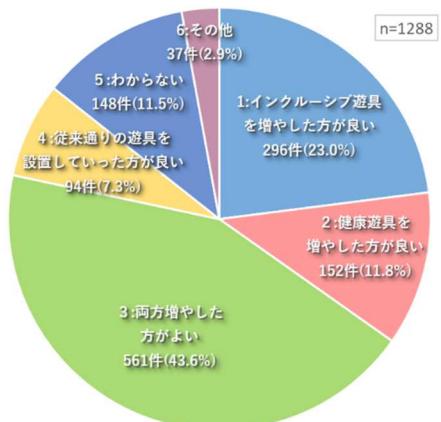


(8)遊具に関する要望

公園に設置してほしい遊具については、「ブランコ」(54.7%)、「滑り台」(46.4%)、「鉄棒」(44.3%)、「複合遊具」(42.5%) の順に高くなっています。

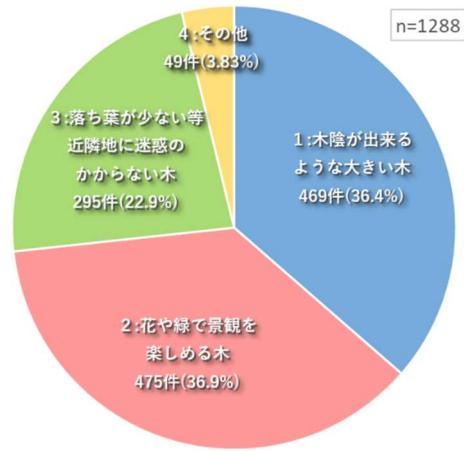


また、インクルーシブ遊具や健康遊具の導入に関する意向としては、「両方増やした方がよい」(43.6%) がもっと多く、ニーズの高まりが伺えます。



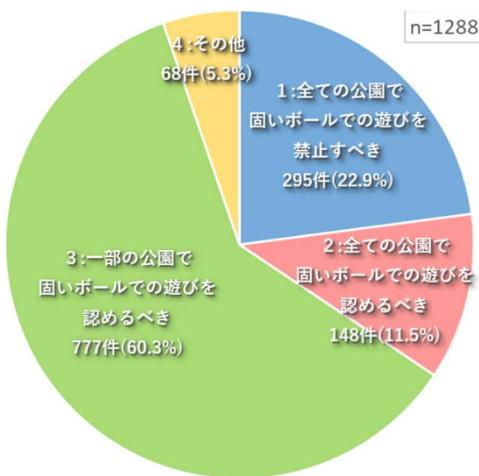
(9)公園樹木に一番求めること

「花や緑で景観を楽しめる木」(36.9%)、「木陰ができるような大きな木」(36.4%)が僅差で高くなっていますが、「近隣地に迷惑のかからない木」(22.9%)という意見も一定数の回答がありました。



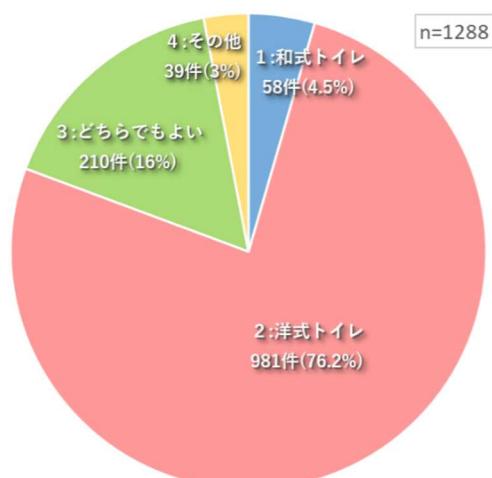
(10)ボール遊びに関する意見

現在、禁止している固いボールを使ったボール遊び（野球、サッカー等）については、「今までどおり全ての公園で禁止すべき」(22.9%)に対して、「一部の公園で固いボールでのボール遊びを認めるべき」(60.3%)と多くの回答があり、ルールの柔軟な運用が求められていることが伺えます。



(11)トイレに関する要望

トイレについて、「洋式トイレ」(76.2%)が、「和式トイレ」(4.5%)、「どちらでもよい」(16.0%)を大きく上回っており、洋式トイレのニーズが高くなっていることがわかります。



(12)自由回答

自由回答では、「トイレの使いにくさに関する問題」、「キャッチボールやサッカー等のボール遊びができない問題」、「利用ルールに様々な規制が多いという問題」、「雑草繁茂の問題」の指摘や改善要望や「ゴミが多いことやペットの放し飼いなどの利用マナーに関する意見」が多くありました。

また、公園によって整備内容や利用ルール等にメリハリをつけるべきという意見もありました。そのほか、公園施設に関する意見として、照明灯の増設、バスケット・サッカー等のボール遊び場、水遊び場、カフェ（飲食施設）やドッグランを望む意見がみられました。

2 苦情・要望・意見

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の3年間で約1,800件の苦情、要望等がありました。

内容は、公園施設に関する事項や公園利用マナーに関する意見等多岐にわたっています。

また、「自転車交通安全ルールを学ぶ交通公園の設置」、「立川公園陸上競技場の改修・充実（公認競技場・サッカー）」、「ボール遊びができる公園・屋外体育施設の設置」「移動式プレーパーク※」「インクルーシブ遊具」「公衆トイレ整備」等の意見、要望があります。

施設管理	遊戯施設	破損、ガタツキ、錆、ボルトゆるみ
	休養施設	ベンチ板破損ガタツキ、汚れ
	便益施設	水漏れ、詰まり、側溝、樹など泥詰まり
	管理施設	照明灯不具合、車止め不具合、看板（文字が見えにくい）
	植栽	剪定（越境、視距、防犯など）、除草、隣市と管理水準異なる
		枯損木、落枝、キノコ発生、害虫（チャドウガなど）、害鳥（騒音、巣撤去）
		外来種対応
施設設置		スケボー、幼児用遊具、健康遊具、ベンチ撤去
管理手法		実施予定の確認、管理水準（落葉清掃、剪定）
利用関連	占用利用	サッカー教室、体操教室、保育園、宴会、ゲートボールなど
	騒音	夜間騒音、子ども騒音
	ペット	放し飼い、ふん放置
	安全	焚火、花火
	衛生	ハトにエサやり、不法投棄（自転車盗難情報など確認対応）
	盗難	トイレットペーパー、花
	子どもの遊び方	泥遊び、水大量利用
	ボール遊び	サッカー・野球をしていて危ない ゲートボールはなぜ良い 禁止看板がない
	マナー	タバコ、ゴミの不法投棄
	自転車・バイク	園内での危険走行、駐輪場代わりに利用される、放置自転車
	いたずら	落書き、施設の破損
防犯		防犯カメラ設置要望
		木で暗い、木で照明隠れている・剪定要望、ホームレス
防災		防災用品保管
事故		倒木、落枝、切株躡き、遊具狭まり

3 市民・利用者ニーズのまとめ

(利用者のニーズ)

- ・アンケート調査では、公園の利用頻度は、約8割の人が「ほとんど毎日」「週に数回」「月に数回」利用しており、一方で、「ほとんど利用しない」という人は約2割でした。利用満足度は、「満足・やや満足」(35.2%)の一方で、「不満・やや不満」(32.0%)となっています。気になることとして、「雑草の繁茂」、「老朽化」、「トイレが汚い」、「利用したい施設がない」という意見が多く、「利用者のマナーがわるい」も比較的多くなっています。
- ・改善を望むこととしては、「遊具等施設の充実」、「老朽化施設の改修・リニューアル」、「トイレの改修(洋式化、バリアフリー化等)」、「木の剪定や草刈り」が多くなっています。また、「楽しい遊具やカフェ等の飲食施設がほしい」、「インクルーシブ遊具や健康遊具を増やしてほしい」という要望もあります。
- ・このほか、「キャッチボールやサッカー等のボール遊びができない」、「利用ルールの規制が多い」、「ゴミが多いことやペットの放し飼いなど利用マナーの問題がある」、「夏場に日陰が少なく暑い」等の意見があります。
- ・「施設の充実」、「自由に利用できるよう規制やルールの見直し」を望む意見が多く、公園によって整備内容や利用ルール等にメリハリをつけるべきという意見もあります。

(地域住民のニーズ)

- ・公園周辺の住民から公園に関する苦情が多くあります。苦情の内容は、公園施設に関することや利用マナーに関する意見等多岐にわたり、たとえば、「夜間の飲酒等による騒音や治安の問題」、「公園樹木の落葉、越境や日照問題」、「雑草繁茂による防犯の問題や蚊等の発生」、「ペットの散歩時のふん尿の問題」、「鳩のエサやり」、「ゴミやタバコの吸い殻のポイ捨て」、「ボール遊びによるボールの飛び出し」など、住環境へ影響を与える事象に対するものが多くなっています。
- ・地域団体に清掃や点検等の管理を行っていただいている「公園等清掃美化協力員会」もありますが、参加者の高齢化等の理由により辞退する団体も多く、年々減っている傾向にあります。

第4節 課題の整理

公園の現状や利用状況、市民アンケート調査の結果などから、今後の公園の管理運営にあたっての課題を整理します。

1 適切な維持管理

◆現状

- ・市が管理する公園の増加に加え、整備後30年以上経過する公園が増加
- ・遊具やトイレ等の公園施設の老朽化、バリアフリーや安全基準不適合の問題
- ・樹木の老木化・巨木化（特に、公園規模に見合わない巨木）の問題

+

◆問題点

利用者の視点	周辺住民の視点	管理者の視点
<ul style="list-style-type: none">・老朽化やバリアフリー化されていない施設への不満・利用者ニーズに合致していない遊具やトイレ（洋式便器のないトイレ等）への不満・雑草の繁茂等、管理水準に対する不満	<ul style="list-style-type: none">・樹木の隣地越境や落葉、日照疎外、電線類への干渉、防犯面などの問題・強風や樹木の老木化等による倒木事故等の安全上の問題	<ul style="list-style-type: none">・施設や樹木の増加・維持管理費が増加・現在の安全基準等に合致していない遊具や施設・財政面の問題もあり十分な管理ができない

+

（時代の潮流や他事例）

- ・国では「公園施設長寿命化計画」による計画的な公園施設の維持管理を推進
- ・公園施設や樹木の管理方針を定め、運用している自治体も増加
- ・デジタル技術の進展による公園管理ツールを導入する自治体も増加



- ・利用者ニーズに応じた公園施設の適切な維持管理や樹木管理、草刈りなど、安全性、利便性、快適性向上のための施設の管理や改修、更新が望まれています（特に、遊具やトイレ、樹木等）。
- ・公園利用者のほか、周辺住環境への影響にも十分配慮した公園の管理運営が必要です。
- ・限られた予算で適切な管理を行っていくため、計画的な施設改修、更新を行っていくとともにデジタル技術の活用等の管理費縮減方策を検討していく必要があります。
- ・今後新たに公園を整備する際には、長期的な視点に立った管理しやすい施設整備を行っていく必要があります。

2 利用ルールの柔軟な運用

◆現状

- ・市内の公園で概ね一律の規制や利用ルールを設定
- ・公園での禁止事項や利用マナーについて、公園内のサインや市ホームページで周知
- ・周辺住民からの利用マナーに関する苦情も多い

+

◆問題点

利用者の視点	周辺住民の視点	管理者の視点
<ul style="list-style-type: none">・公園での禁止事項が多く、自由な利用が制限されていることへの不満・喫煙や独占的使用など他の利用者マナーの問題を指摘する意見が多い・「ボール遊びができる公園がほしい」等、多くの要望	<ul style="list-style-type: none">・公園での騒音や喫煙、ペットの散歩マナー、鳩のエサやり、ボールの隣地への飛び出し等の利用者マナーに関する苦情が多い	<ul style="list-style-type: none">・利用者の多様化するニーズや、周辺住民からの苦情もあり、すべての意見を満足する対応は困難であることから、禁止措置を取らざるを得ない場合が多い

+

(時代の潮流や他事例)

- ・利用制限、禁止事項が多い公園から、利用者や住民が自ら考え、公園ごとに地域特性に応じた運用ルールの変更を行っている事例も増加
- ・国や東京都では、新時代の都市公園は、多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべきとしている



- ・多様化するニーズや意向に対して、公園の特性や地域の実情に応じた柔軟な運用、地域毎の合意形成のしくみを構築していく必要があります。
- ・ボール遊びなどの規制が多く自由に利用できないという意見に対して、公園の有効利用の促進のためにも、対応策を柔軟に検討していく必要があります。
- ・利用マナーの問題について、利用者の意識啓発も必要です。
- ・多様な利活用ニーズに応え、「使われ活きる公園」を目指していくため、利用者や周辺住民、管理者が協働、連携しながら利用ルールを柔軟に運用していく必要があります。

3 主要な公園の魅力向上と小規模公園等の有効活用

◆現状

- ・市内には、開発提供公園などの小規模な公園が多い
- ・小規模な公園は、以前は子どもたちの遊び場として利用されていたが、住民の年齢構成の変化やニーズの多様化などによって利用者が少ない公園もみられる
- ・公園の全面改修を行う場合は、市民ワークショップを開催して利用者ニーズに適合した再整備を行っているが、全面改修の機会は限られている

+

◆問題点

利用者の視点	周辺住民の視点	管理者の視点
<ul style="list-style-type: none">・多目的に利用しやすい、大きな公園を望むニーズが多い・小規模な公園は機能を限定したり、集約することができないかという意見もある	<ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティ形成の場となっている公園もあるが、地域によってあまり利用されていない小規模な公園もある・あまり利用されていない公園は防犯や景観面の問題もある	<ul style="list-style-type: none">・市民の資産として有効活用を図る必要がある

+

(時代の潮流や他事例)

- ・国や東京都をはじめ、全国的に公園を地域の資産として有効活用する動向の高まり（ニーズに応じた公園の再整備、公園再編検討の事例など）
- ・公園の活動ニーズは、遊びや憩い、軽運動に加え、飲食、地域活動やイベントなど多様化
- ・グリーンインフラとして、防災機能やカーボンニュートラル、生物多様性確保等の環境機能など、公園の役割への期待の高まり
- ・持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて、緑のリサイクルやユニバーサルデザイン※化、健康新規具の導入や市民協働の取組事例の増加



- ・拠点となる都市基幹公園や各地区の主要な公園、身近で小規模な公園について、地域の重要な資産として、新たな時代にふさわしい魅力を高めることが必要です。
- ・公園特性や地域のニーズに応じて、メリハリのある管理運営を実施していく必要があります。
- ・特に身近な公園は、地域コミュニティの維持や防災、環境機能など、公園の価値を再認識し、ポテンシャルを発揮し利用促進につながるよう、地域特性やニーズに応じて、施設の改修・更新や柔軟なルール設定などの管理運営を行っていくことが望まれます。

4 市民や事業者等との協働と連携

◆現状

- 本市では、市職員による直営管理を基本としている
- 小規模公園が多いこともあり、指定管理制度や Park-PFI 事業といった民間活力の導入実績は1例のみで、収益イベント等の占用料収入も少ない

+

◆問題点

利用者の視点	周辺住民の視点	管理者の視点
<ul style="list-style-type: none">公園の活動ニーズは多様化しており、公園に魅力的な飲食施設やサービス施設を望む意見も多い	<ul style="list-style-type: none">住民の高齢化等による、従来自治会で行ってきた公園の清掃等の管理の担い手不足地域コミュニティ維持も大きな課題	<ul style="list-style-type: none">公園管理費用の負担増公園の管理運営に関する財源の減少等も懸念今後、市職員数の減少も予測される中、公園管理運営の担い手不足の懸念

+

(時代の潮流や他事例)

- 東京都をはじめ、近隣市を含む多くの自治体で、指定管理や包括管理、Park-PFI 制度に代表される民間活力の導入が推進
- 住民や NPO、地域団体等との協働、連携による管理運営が増加



- 国や東京都、先進自治体の取組を参考にしながら、従来の行政主導の公園の管理運営から、地域団体や民間事業者等との協働・連携による、本市にふさわしい新たな管理運営のあり方を検討していく必要があります。
- 新たな時代の多様化するニーズへの対応や社会課題の解決に向けて、地域コミュニティの維持や防災、環境機能など、公園の価値を再認識し、ポテンシャルを発揮できるような公園の管理運営を検討していくことが求められています。
- 地域が主体となった公園の管理運営を進めていく上で、公園の清掃や花壇づくりなど、参加者の高齢化等の課題を踏まえ、永続的に地域と協働で管理運営を行っていく制度や体制を検討していく必要があります。

第4章 管理運営の基本的な考え方

本方針が目指す基本的な考え方や目標を示します。

第1節 基本理念

「新たな時代のニーズに応えた市民のための公園づくり」

本市は、身近で小規模な公園を中心に多くの公園を管理しています。多くの公園は高度経済成長期に整備されたもので、施設の老朽化や樹木の老木化・巨木化、バリアフリー未対応などの課題が顕在化しています。

また、これまで市が主導した公園の管理運営を行い、清掃や花壇づくりなどの一部を市民との協働によって実施してきましたが、財政面の問題や市民ボランティアの高齢化なども問題となっています。

少子化、高齢化に伴う人口構造の変化や、市民ニーズ・価値観が多様化するとともに、公園の機能や役割のポテンシャルへの期待の高まり、法制度の拡充など、公園を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、現状の公園が抱える課題解決を図るとともに、新たな時代の市民の要請に応えた、効率的・効果的な管理運営を進めていきます。

公園特性や地域のニーズに応じた施設改修・更新等に加え、柔軟な公園利用ルールづくりなど、市民との合意形成を図りながら、市民や地域、民間事業者等との協働による管理運営を進めます。

第2節 基本目標

基本理念に基づく4つの方針、目標を記載します。

1)市民ニーズを踏まえた維持管理

維持管理に関して整理した課題について、市民のニーズに応えるための管理水準を示します。

2)市民ニーズに応えるしくみづくり

地域の要望を踏まえた、一律の利用ルールを見直すための手順やしくみを示します。

3)快適な空間づくりによる公園緑地の魅力向上

特徴のある公園づくりを進めるためのあり方や小規模な公園の有効活用策を示します。

4)市民、事業者等との協働、連携

近年の公園を取り巻く社会動向を参考としながら、本市における民間活力の導入のあり方や検討の手順を示します。

第5章 施策の方向性と展開

第1節 施策体系

基本目標に基づいた施策の方向性と展開を整理します。

【施策体系】

方針	施策
1 市民ニーズを踏まえた 維持管理	1.公園樹木・草地の適正な管理 2.計画的な公園施設の管理 3.バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 4.施設種別ごとの適切な管理 5.デジタル技術を活用した効率的な管理
2 市民ニーズに応える しくみづくり	1.地域の合意に基づく柔軟な公園利用ルールづくり 2.公園利用マナーの向上に向けた広報 3.地域での公園マネジメント組織の組成
3 快適な空間づくりによる 公園緑地の魅力向上	1.市内の公園の機能分担の検討 2.計画的な公園再編 3.開発提供公園の見直し
4 市民、事業者等との協働、 連携	1.民間活力の導入による公園の整備・管理運営 2.市民やNPOなどの各種団体との協働・連携による公園の管理運営 3.持続的な公園管理のための財源確保

第2節 施策の内容

1 市民ニーズを踏まえた維持管理

公園樹木やトイレ、遊具等の施設について、市民ニーズを踏まえた維持管理を行います。

また、公園の整備・改修の際は、ユニバーサルデザイン、防災・減災機能の向上など、市民ニーズを踏まえて快適に利用できる整備を推進します。

(1)公園樹木・草地の適切な管理

(現況課題)

本市が管理する公園樹木は、高木約6,000本、中木約4,000本に及び、低木や草地もあります。

公園樹木や草地の緑は、緑陰の創出や二酸化炭素の吸着、生物多様性、景観形成等の重要な役割を担っています。

一方、公園整備から樹木の成長に伴う巨木化や十分な管理ができないことに伴う道路や隣接地への越境や電線類との干渉、日照疎外、枝葉の繁茂による視認性の問題、根上がりによる園路舗装の凹凸、また、雑草の繁茂等の課題も生じており、公園周辺の住環境への影響に関する苦情など、市民から公園樹木に関する意見・要望も多くなっています。

また、老木化・巨木化、樹勢衰退等により、全国で、台風等による落枝や倒木被害の発生が報告されることも増えています。

今後も樹木の老木化・巨木化が進む中、公園の緑についても予防保全型の管理を行うことで、管理費を低減しつつ、安全に安心して利用できる公園を維持することが重要な課題となっています。

【公園樹木の機能・役割】



- ・季節感、うるおいのある空間や緑豊かな都市景観を創出
- ・緑陰創出や蒸散作用等によるヒートアイランド現象の緩和
- ・二酸化炭素を吸收・固定することによる地球温暖化対策
- ・生物の生息・生育場所としての生物多様性の確保
- ・延焼防止機能や土壤の保水作用による防災減災効果

(今後の方針)

公園樹木や草地の重要な機能・役割を認識するとともに、財政状況を加味しながら、市民や利用者の多様なニーズにできる限り応えた適正な管理を行うことで、公園近隣の良好な住環境を維持し、倒木等のリスクを減らした安全に安心して利用できる公園づくりに努めます。

(具体的な取組)

取組 1-1-1 公園内の樹木の適正配置

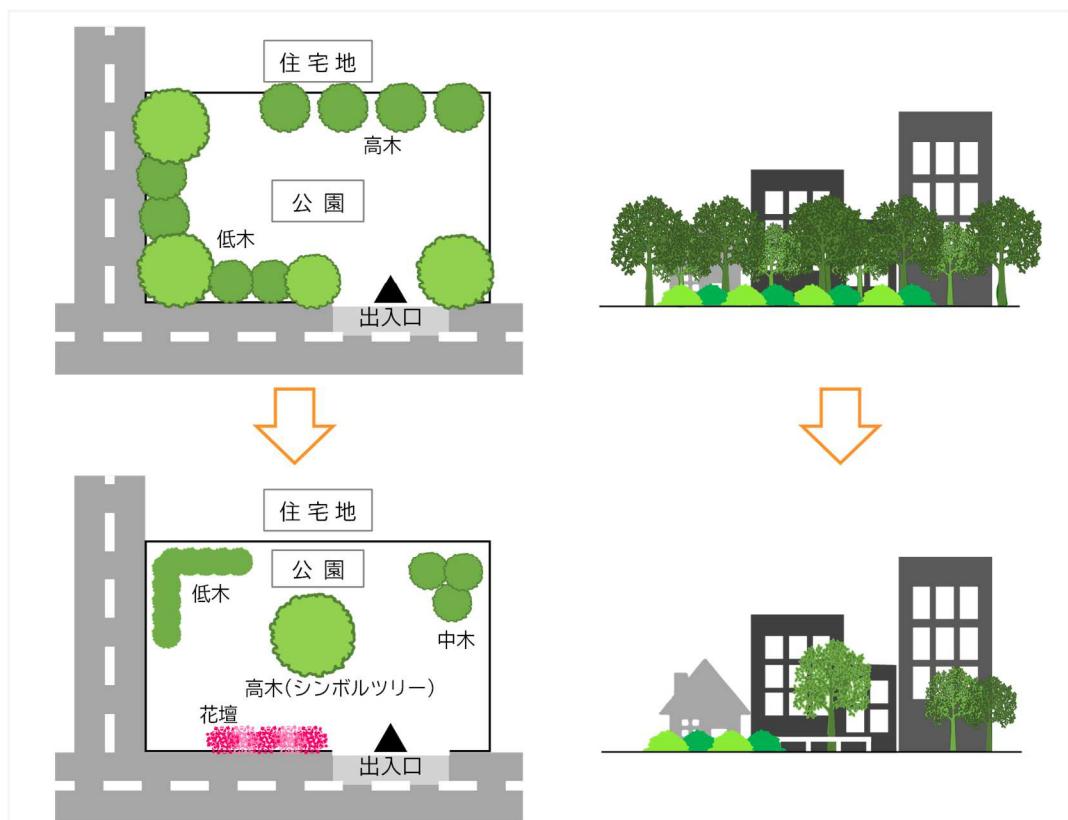
公園を整備した際、小さな公園に大きく成長する高木を植栽したために、樹木が巨木化し、越境や電線類干渉、周辺住環境への影響、視認性の悪化等の問題が発生しています。

そのため、問題が生じやすい公園外周部の樹木は、伐採や中木類への植替え等、適正な配置を行います。これによって、隣接地の住環境への影響の低下や維持管理費の縮減を図ります。

また、今後新規に公園整備や樹木更新を行う場合は、植栽後の樹木の生長を考慮した配置や樹種の選定を行います。

【樹木適正配置の方針】

- ・隣接する住宅地への越境等の問題を未然に防ぐため、外周部（都市公園では概ね民地境界から5mの範囲、その他の公園では1mの範囲）にある高木類の必要に応じた伐採や間伐、中木等への植え替え
- ・小さな公園では、緑陰をつくる高木はシンボルツリーとして公園の中央等に配置（シンボルツリーを設ける場合、本市で生産された樹木の使用についても検討）
- ・枝葉の繁茂によって見通しの死角となるような低木類の移植や中木や花壇等への転換
- ・公園の再整備や新設にあたっては、公園規模等の特性を踏まえた適切な公園樹種の選定と樹種特性を踏まえた余裕のある植栽間隔の確保



取組 1-1-2 樹木特性等に応じた適切な管理

公園樹木等は、適切な管理を行うことで、その機能、役割を維持することができます。

一方で、すべての公園樹木を同様な水準で管理することは経済的にも現実的ではありません。

樹木特性ごとの管理目標を定め、公園樹木等の健全な育成を図ります。

(樹木の定義)

高木：植栽時に2m以上の樹木で、通常の成木の高さが3m以上ある樹木

中木：植栽時に1.2m以上の樹木で、通常の成木の高さが2m以上ある樹木

低木：高木、中木以外で植栽時の高さが0.3m以上の樹木

(樹木特性ごとの管理方針：高木)

種別	管理方針
高木	<p>高木は、緑陰創出や景観形成、公園のシンボル的な存在となるなど、様々な機能、役割を有します。樹木管理にあたっては、それぞれの樹種が持つ樹形特性を生かしつつ、広場や園路等では歩行空間（H2.5m）を確保するため下枝落し等「矯正型自然樹形」を基本としてできる限り樹形の美しさを生かしたものとします。</p> <p>一方、巨木化による隣接地への越境や電線類の干渉、大量の落葉、また、老木化による倒木被害の懸念などの課題があります。また、すべての高木の適正な剪定を行うことは財政的に困難です。</p> <p>特に、ケヤキやクスノキ、イチョウ、ヒマラヤスギ等の樹木は大きく成長するため、小さな公園の外周部（都市公園では概ね境界から5mの範囲）に植栽されたものは、必要に応じて、伐採や中木への植え替え等を行います。樹木の更新、若返りを図ることで、樹木の健全な生育を促すとともに、巨木化の進行や樹形の乱れを抑制し、緑の機能を維持します。</p> <p>その他の高木についても、樹高の抑制のための適切な剪定や、老木、枯損木等の伐採を行います。伐採後は、中木の植樹や花壇とするなど、適宜対処します。</p> <p>樹高は、最大15m程度を目安とし、これを超過する樹木は芯止めし、巨木化を抑制するとともに、概ね2.5m以下の下枝払いによって視認性を確保します。なお、現地の状況に応じて柔軟に対応します。また、樹木密度が高く、視認性の問題等が生じている場合は、間伐等による高木の管理本数の縮減を進めます。</p> <p>これらにより、管理費の縮減や倒木等のリスクの軽減を図ります。</p>

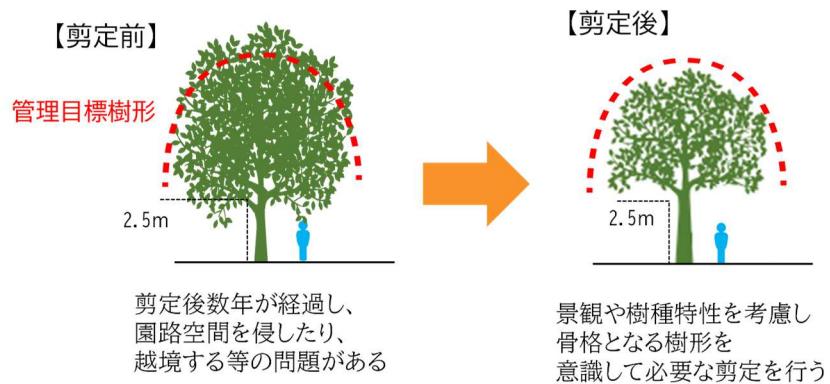
公園外周部の高木：越境や電線類への干渉がみられる



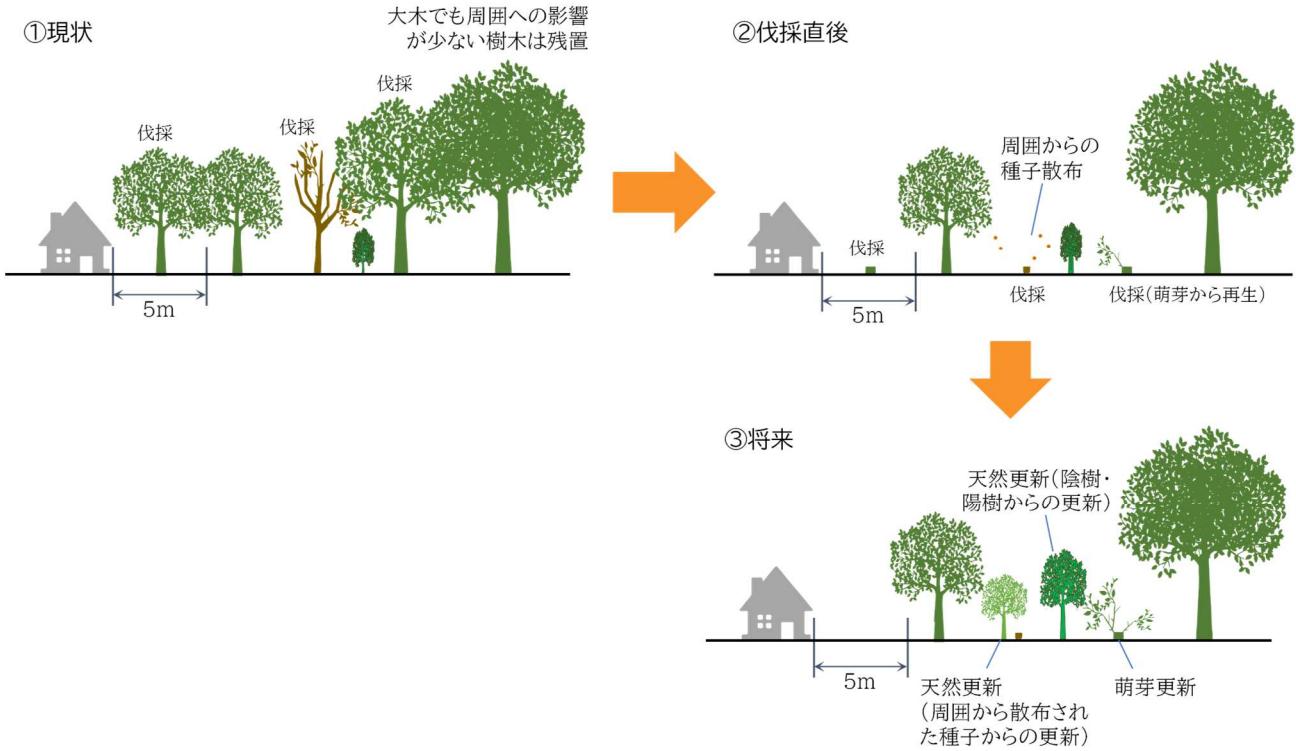
高木の剪定作業



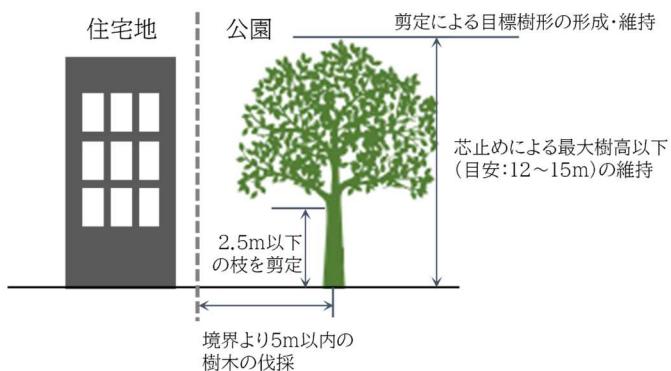
(景観に配慮した矯正型自然樹形)



(敷地境界付近の樹木の伐採)



(芯止めによる巨木化の抑制)



(管理費用の低減を考慮した樹種選定)

今後、樹木更新や新たに整備する公園樹木については、これまでの管理実績を加味し、剪定の手間が容易で病虫害の影響が少ない管理しやすい樹種、巨木となりにくい樹種等を主体にしていきます。

ただし、公園の規模や立地、緑の状況、利用状況等の特性に応じて柔軟な対応ができるように配慮します。

(樹種選定時に考慮すべき樹木特性)

植栽可否を慎重に検討する樹種等(△)	植栽しやすい樹種等(○)
巨木となる樹種（大きなスペースが必要）	巨木となりにくい（比較的小さなスペースでも植栽可）
常緑樹：ヒマラヤスギ、クロマツ、クスノキ シラカシ、スダジイ、タイサンボク等	常緑樹：マテバシイ、クロガネモチ、モッコク カクレミノ、ユズリハ等
落葉樹：イチョウ、ケヤキ、サクラ類、コブシ、 クヌギ、コナラ、エノキ、トチノキ等	落葉樹：ハナミズキ、ヤマボウシ、ナツツバキ イロハモミジ、トウカエデ、アキニレ等
管理が困難な樹種	管理が比較的容易な樹種
実のなる樹木（熟した実の落下による悪臭、鳥が集 まることによるふん害があるため植栽しない）	・成長が緩やかな常緑樹、葉が大きい落葉樹 ・落葉時期が遅い樹木
ヤマモモ、イチョウ等	ハナミズキ、ヤマボウシ、カクレミノ、キンモクセイ等
市内で植栽不可としている樹種(×)	
立川市まちづくり指導要綱「緑化地等技術基準」にお いて、ナシに被害を与える赤星病の中間宿主となる 樹種の植栽は原則不可 カイズカイブキ(ビャクシン類)	

(参考) 「立川市街路樹あり方方針」令和2(2020)年

本市では、街路樹の管理のあり方について方針を定めています。

本方針は、本市の街路樹が抱える課題を抽出し、本市の街路樹のあり方を示し、植栽・維持管理・更新・除伐等の方針としてまとめたもので、植栽間隔・密度や植栽基盤、樹種選定、樹形等の望ましい姿や管理目標、維持管理の考え方についての方針となっていることから、公園樹木管理においても参考とできる内容を含んでいます。

(参考) 近隣市における樹木管理の状況(アンケート調査より)

【主な問題】
・大量の落葉や越境、日照阻害、カラスやハチの巣の撤去要望等。また、周辺の農地への影響。
・利用者からは、倒木や落枝の恐れ、鬱蒼とした緑地の防犯上の問題もある。
・樹木が少ない公園では、夏季の緑陰がほしいという要望もある。
【高木の剪定管理の状況】
・すべての高木類を計画的（3～5年毎）に剪定している市もあれば、予算上の問題から主要公園や民地境界付近のみ実施している例、苦情等があった場合に対応している等、様々な対応。
【高木の伐採の状況】
・枯損木や倒木のみ伐採、計画的な樹木調査を実施して伐採木を選別しているという例が多い。
・苦情があり老木が多い公園では樹木医調査により危険と判断された樹木を伐採する例もある。

(樹木特性ごとの管理方針:中木)

種別	管理方針
中木 生垣	<p>中木は、景観木として季節感演出のほか、生垣として敷地外周等に植栽され、境界明示や近隣宅地のプライバシー保護等の機能も有します。</p> <p>一方、刈込等の適切な管理を行わないと美観や病虫害の発生等の問題があるため、毎年、剪定作業を行っています。生垣は高さ2m未満かつ一定の高さになるよう刈込み、中木は3mを超えないよう剪定を行う等、今後も、定期的な剪定や刈込等、課題を未然に防ぐ適切な管理を行います。</p>



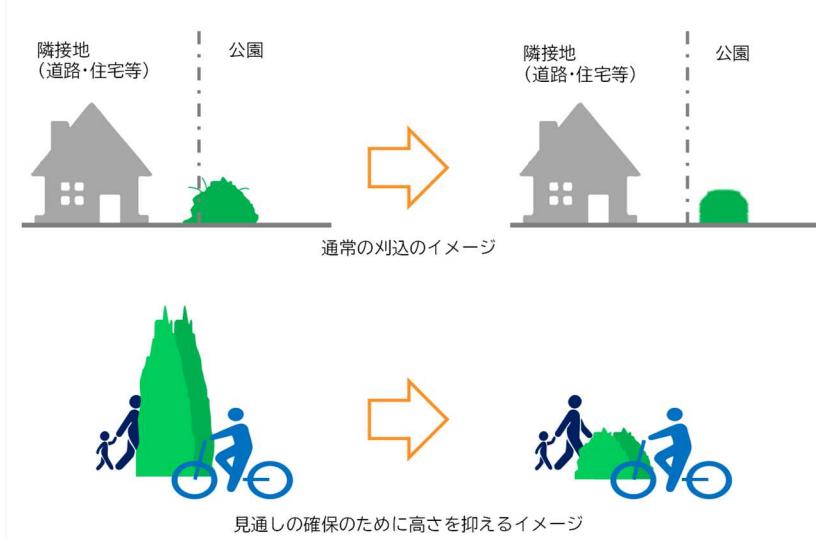
敷地境界部の生垣



刈込剪定された中木

(樹木特性ごとの管理方針:低木)

種別	管理方針
低木	<p>低木は、敷地外周や園路沿い等に植栽され、景観性のほか、境界明示や横断防止等の機能も有します。</p> <p>一方、刈込等の適切な管理を行わないと雑草繁茂や病虫害の発生、ゴミの投げ捨て等の問題があります。</p> <p>成長して大きくなりすぎた低木は、植替え等の更新を行ったり、定期的な剪定や刈込等、課題を未然に防ぐ適切な管理を行います。</p>



(樹木特性ごとの管理方針:緑道における高木・中木・低木)

種別	管理方針
緑道	<p>緑道は敷地の幅が限定されているため、樹木の越境等の問題が発生しやすいほか、道路への見通しの悪化や自転車と歩行者の錯綜等の交通安全上の問題もあります。</p> <p>本市の代表的な緑道について、管理方針を示します。</p> <p>【栄緑地】</p> <p>旧立川飛行場引込線跡地を活用した約 1.6 kmの緑道「栄緑地」は昭和 50 年代に整備され、ケヤキ、クスノキ、トチノキなど巨木化しやすい樹種が多く植栽されています。高木の巨木化に加え、中木や低木も大きくなり、視認性の悪化や通路の幅が狭くなる等の問題があり、一部は通学路に指定されているため安全確保が重要な課題となっています。</p> <p>そのため、越境や日照障害となっている高木の伐採や、見通しがわるい場所の低木類の移植、花壇等への転用を進めていきます。</p> <p>また、管理車両が入りにくい場所もあるなど、維持管理がしにくいため、成長が遅い樹種等の比較的管理しやすい樹種への更新を進めていきます。</p> <p>なお、「栄緑地」は、国分寺市「西町緑地」、国立市「北緑地」と連続した施設であるため、これらとの調和を図った維持管理を行います。</p>   <p>【根川緑道】</p> <p>立川公園根川緑道は、延長 1.3 kmにわたる緑道であり、平成 4 (1992)年から平成 8 (1996)年にかけて整備されました。春の花見や水辺散策、生き物観察等の場として市民に親しまれていますが、整備後約 30 年が経過し、樹木の巨木化や、大正や昭和初期に植栽された桜(ソメイヨシノ)の老木化が課題となっています。</p> <p>巨木のうち、越境や樹勢の問題があるものは、必要に応じて伐採、管理しやすい別の樹種への更新を進めます。</p> <p>桜の老木は、病虫害や腐朽化、幹が空洞化する等、倒木の危険性もあるため、若い樹木への更新を進めます。近年、全国的にソメイヨシノは病気に弱いことや寿命が短い等の理由から、新たなサクラを植樹する場合は、ソメイヨシノに変えて病虫害に強いジンダイアケボノやコマツオトメなどの品種を植栽する事例もあることから、参考に更新を進めます。</p> <p>そのほか、更新にあわせて、早咲きのカワヅザクラや樹形や花色の特徴的なシダレザクラ、ギョイコウなど多くの品種を混植する取組も進めていきます。</p> <p>また、必要に応じて、水辺に季節感のある中木、低木の植栽なども進めます。</p>



(参考)桜の品種の例



ジンダイアケボノ



コマツオトメ



カワヅザクラ

(公益財団法人日本花の会HP)

(樹木特性ごとの管理方針:芝生・草地)

種別	管理方針
芝生 草地	<p>芝生やはらっぱ等は、公園での様々な活動の場となるほか、草地は生物の生息環境ともなります。</p> <p>一方、草刈り等の管理を継続しないと、雑草繁茂や害虫の発生、視認性の阻害、また、枯れ草火災の危険性がある等の課題があります。</p> <p>公園種別や利用形態、役割を踏まえ、適切な時期と頻度で除草を行います。</p> <p>除草は、人力や機械によるものを基本とし、除草剤等は用いないこととします。</p>



雑草が繁茂した公園

取組 1-1-3 樹木点検の実施

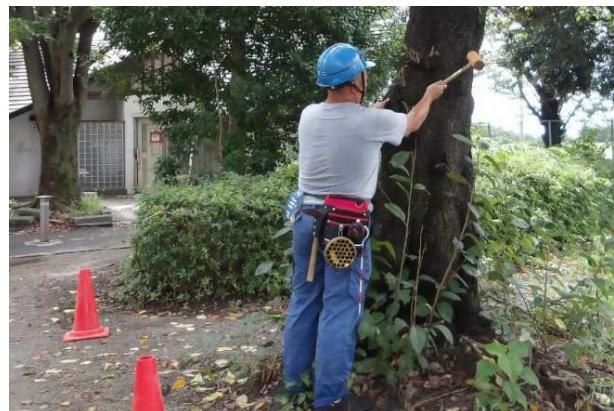
公園樹木は日常的に点検し、特に外周部の木については隣地への越境、電線類への干渉、日照疎外等を確認します。

点検結果に基づき、問題が確認されたものから伐採等の検討を行います。

【日常的な樹木点検のポイント】

- ・隣接地越境や電線類干渉、日照疎外等の状況確認
- ・防犯上の視認性の問題の確認（死角が多い等の問題）
- ・樹勢確認（枯れ枝の有無や、枝葉、幹、樹皮の具合、ひこばえの発生）
- ・病虫害やきのこ類の発生状況（腐朽菌に侵されている兆候）
- ・根の成長に伴う園路舗装や公園施設への影響の確認
(根上がりによる舗装凸凹、公園施設等への干渉など)
- ・必要に応じて、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（国土交通省：平成 29（2017）年9月）等を参考にした点検・診断

樹木点検の様子



老木の幹の空洞化



根腐れによる倒木



(2) 計画的な公園施設の管理

(現況課題)

本市の公園は、1970年代～1990年代に整備され、設置から30年以上経過した公園が多くなっています。公園施設のストックや老朽化する施設が増えることで、市民ニーズの変化に十分に対応できていない施設や管理費用の増大等の問題が顕在化しています。

市民に安全で安心して公園を利用いただくとともに、効率的かつ適切な維持管理を行っていくことが重要な課題となっています。

(今後の方針)

様々な公園施設について、法令や基準に適合した安全性や利便性、快適性の確保、また、管理費用などを総合的に検討し、計画的に取り組んでいきます。

(具体的な取組)

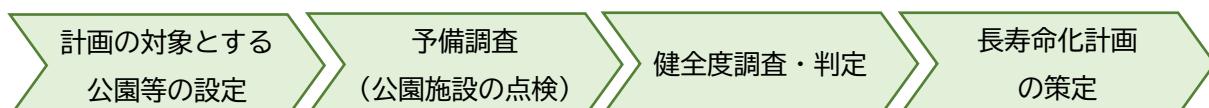
取組 1-2-1 「立川市公園施設長寿命化計画」に基づく計画的な維持管理

法令や国の指針に基づき、概ね10年ごとに長寿命化計画の更新を行いながら、段階的に適切な維持管理を進めていきます。現行の計画は、平成27（2015）年3月に策定したもので都市計画公園35か所の遊戯施設、便益施設、休養施設、管理施設を対象としていますが、今後は、主要施設を有する都市公園を含めた計画の見直しも行いながら、適切な維持管理を進めています。

遊具は毎年、定期安全点検を実施し、緊急性の高い破損や異音等の異常が発見された場合は、利用禁止とするなど適切な措置を行った上で、改修、撤去、更新などの対応を行います。

また、立川公園の貝殻坂橋など3橋は、道路法に準拠し5年ごとに近接目視で定期点検（土木技術者が、コンクリートの亀裂やひび割れ、腐食、剥離といった変状の有無や劣化の度合いを確認）を行います。

公園施設長寿命化計画の流れ



（出典）公園施設長寿命化計画策定指針（案）【改定版】令和7（2025）年3月 国土交通省



立川公園：貝殻坂橋

(3)バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(現況課題)

本市では、誰もが地域社会の一員として尊重され、障害のある人もない人も暮らしやすいまちを目指して、「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を平成30(2018)年4月に施行しました。

公園においても、バリアフリー法や「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に準拠した、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備、改修を進めています。

一方、古くから整備されている公園などでは、バリアフリー化されていない施設も多くあることから、誰もが利用しやすい公園づくりを進めていく必要があります。



(立川市条例 WEB サイト)

(今後の方針)

高齢者や障害のある人たち、ベビーカーを利用する親子などを含め、誰もが気軽に公園を利用できるよう、今後も引き続き、施設のバリアフリー化等に一層取り組んでいきます。

また、バリアフリー化等のハード整備に加え、ソフト面も含めた充実を図るなど、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた公園づくりに努めます。

(具体的な取組)

取組 1-3-1 公園特性に応じた施設のバリアフリー化の推進

公園の種別や規模、地形などの特性を踏まえて、効果的なバリアフリーのあり方を検討し、改修などの措置を進めていきます。

そのため、定期点検時にバリアフリーの状況も調査し、改修の必要な施設、効果の見込める施設など、優先度の高いものから計画的にバリアフリー化を進めていきます。

なお、新たに整備する公園では、園路や休憩施設、トイレ等について、バリアフリーに配慮した施設整備を行うことを基本とします。

(4)施設種別ごとの適切な管理

(現況課題)

公園施設のうち、市民からの老朽化の指摘や改善要望が多いものとして、遊戯施設（遊具）や便益施設（トイレ）、休養施設（ベンチ）、管理施設（照明灯、サイン等）があげられます。

これらの施設管理については、前述した「立川市公園施設長寿命化計画」に基づき、事故等の危険がある遊具の安全点検を優先して対応していますが、まだまだ老朽化した施設をそのまま利用している公園も多いのが実情です。

限られた財政状況のもとで、市民や利用者が、安全で安心して公園を利用いただくとともに、効率的かつ適切な施設の維持、更新を行っていくことが重要な課題となっています。

(今後の方針)

時代や市民ニーズの変化に対応して、安全性や利便性、快適性の向上のために必要な改修、更新を計画的に進めていきます。

(具体的な取組)

1)遊戯施設(遊具)

取組 1-4-1 市民ニーズに合致した遊具の更新・整備

遊具は安全基準に適合し、安全点検で問題が確認されたものは適宜、改修、撤去、更新を図ります。

市民アンケートでは複合遊具を望む意見が多くあった一方で、小さな公園では、あまり利用されていないすべり台やぶらんこ、砂場等の遊具もみられます（昭和 31（1956）年から平成 5（1993）年までの間、都市公園法では、児童公園（現在の街区公園）に、滑り台、ぶらんこ、砂場の 3 つの設置が義務付けられていたため、古い公園には今でも残っています）。

また、国土交通省では、平成 14（2002）年、都市公園における遊具の安全確保に関する基本的な考え方を示した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」をまとめ、その後、平成 20（2008）年、平成 26（2014）年、令和 6（2024）年に改訂されていますが、市内的一部の公園には安全領域（遊具の安全な利用に必要とされる空間）等の安全基準が満たされていない遊具があります。

今後は、遊具の安全確保のための改修等を優先するとともに、利用者が少ない老朽化した遊具は、適宜撤去を進め、また、都市計画公園など、利用者が比較的多い拠点となる公園を対象として、更新にあわせて複合遊具等の整備を行います。

なお、材料や製品の選定にあたっては、遊具の安全基準に合致するとともに、維持管理しやすくライフサイクルコスト※の縮減が期待できるものの採用に努めます。

（例）劣化・損傷が多い木材や鋼材等は、維持管理しやすい新素材（合成木材等）に変更

（例）更新時に、部分的な補修がしやすい製品等の採用



緑町北公園の複合遊具



あまり利用されていない遊具

取組 1-4-2 インクルーシブな遊び場や健康遊具の整備

インクルーシブ遊具とは、障害の有無や能力の違いに関わらず誰でも利用することができる遊具のことをいいます。錦中央公園（錦町）では、試行的にインクルーシブ遊具を設置しました。

今後、公園の全面改修工事を行う場合は、基本的にワークショップを行うこととしており、設置の要望があった場合には施設改修とあわせて検討していきます。

また、幅広い年代の市民が利用できる健康遊具のニーズも多いため、地域からの要望等に応じて設置を検討していきます。



錦中央公園のインクルーシブ遊具



砂川公園の健康遊具

2)公園トイレの機能向上

取組 1-4-3 公園トイレの改修・建替え

本市では、56か所の公園に66基のトイレが設置されています。このうちバリアフリートイレは23基、また、男女別トイレは11基、簡易トイレは34基あります。整備後30年以上経過した施設も多く、老朽化が顕在化しています。公園利用者のほか、公衆トイレとしても利用されていますが、市民アンケートでも「トイレの改修」を望む意見は上位となっています。

公園の立地状況やトイレの利用状況を踏まえた優先順位付けを行い、トイレの改修・建替えを検討します。

市民アンケートでは、洋式トイレの需要が76.2%に対して、和式トイレの需要は4.5%となっていることから、洋式便器への交換が可能なトイレは、便器の交換を検討します。

洋式便器への交換が困難なトイレは、トイレの更新（建替え）に伴い便器の洋式化を進めます。

また、立地条件や利用状況から必要に応じて、オストメイト設備や温水洗浄便座の導入、LED照明への取り換え、センサー式自動手洗い器やバリアフリー手すり、出入口目隠し板の設置を行います。

なお、すべてのトイレを更新（建替え）できれば快適な利用ができるものの、経済性を考慮すると実現は困難です。限られた予算の中でコストを縮減しながら快適に利用いただくためには、全市の配置バランスや利用特性等を踏まえ、トイレの集約による施設数の縮減を図りながら、利便性や快適性を高めるべきトイレを選出し、優先順位付けをして、計画的に改修を進めていきます。



現在のトイレ(簡易トイレ)



(参考イメージ)ユニット型トイレ



(参考)

	男女共用	多目的トイレ	男女共用+多目的	男女別+多目的トイレ
規模	約7m ²	約7m ²	約14m ²	約20m ²
平面図				
概算金額	400万円	410万円	810万円	1,295万円

※概算金額は、建物の材料費のみ。工事費としては、既存施設撤去費、設備費、運搬費等が別途かかります。

※オストメイト設備は+100万円程度

取組 1-4-4 公園トイレ再配置・機能向上計画の策定

前述のトイレ改修、更新にあたっては、財政面での大きな課題があります。

公園特性やトイレ配置バランス、また、各トイレの仕様、利用状況を踏まえ、トイレの集約化（全体数を削減）の可能性を検討した上で、地域住民等の意見も踏まえた評価、優先順位付けを行い、その後、集約対象トイレの撤去、改修を実施します。

なお、公共施設等が隣接する場所では、公衆トイレのシェア（共用）など、効率的な運営について関係機関等との調整を行います。

取組 1-4-5 公園トイレの設置基準の設定

本市の設置基準（立川市宅地開発等まちづくり指導要綱）は、1,000 m²以上の公園にトイレを設置することとしています。

総合公園や地区公園、近隣公園、都市緑地では、基本的にトイレを設置する必要があると考えますが、他市の基準の事例も参考にしながら基準を検討します。

【参考事例】多摩市／街区公園におけるトイレの設置基準

- (1) 3,500 m²以上の街区公園で、園内におおむね 1,000 m²以上の広場を有し、余暇活動や地域住民のふれあいの場として活発に公園利用がなされ、ゲートボール、ドッジボール等が行われている等の理由により、公園利用者が長時間にわたって滞在利用する形態を有すること。
- (2) 公衆衛生上の観点から、公共下水道供用開始区域内の公園であること。
- (3) 一時避難場所に指定されていること。
- (4) トイレの設置について、地元の自治会及び近隣住民の理解や協力が得られていること。
- (5) 設置後の管理(清掃、トイレ出入口の鍵の開閉業務)について、地元住民等による組織団体がアダプト活動※団体となり得ること。

【参考事例】千葉市／千葉市公園トイレ快適化計画（令和6（2024）年8月）

- ・トイレの効率的な維持管理を行うためには、利便性を損なわない程度に近接したトイレを集約するため、トイレが特に集中している地区や1つの公園に複数のトイレがある場合、地域の声を聴きつつ、トイレ集約の検討を慎重に進めることとしている。
- ・まち中のトイレの適正な配置間隔は、徒歩10分でトイレにたどり着くことができる半径400～500m程度が目安とされている（「トイレ学大事典」（平成27（2015）年：日本トイレ協会））ため、トイレから半径500m範囲を「トイレの誘致圏」と定義して市内のトイレ分布の検証を行っている。

3)休養施設(ベンチ等)

取組 1-4-6 塗装処理や合成木材の採用や防災ベンチの導入

ベンチ等は、公園利用者にとって重要な施設のひとつですが、老朽化や木材部分の劣化などによる快適性の問題が散見されます。これらの施設は、耐候性塗装等による長寿命化を図ります。

また、これまでの管理の実績から、劣化・損傷が多くみられる木材は、今後の施設整備（新設、更新）にあたり、原則として、維持管理しやすく、ライフサイクルコストの縮減効果が期待できる合成木材等を採用するとともに、部分改修がしやすい材料、汎用性のある製品を採用します。

地域からの要望がある場合など、災害時にも活用できるかまどベンチの採用等も検討します。

また、四阿やパーゴラ、藤棚などは大きな樹木のない公園では真夏等に日陰を提供する熱中症予防の役割も有していますが、整備や維持管理に相応の費用がかかるため、都市計画公園等、一定規模以上の公園において設置することを標準とします。



老朽化したベンチ



近年整備された合成木材を用いたベンチ

4)管理施設(サイン類、照明灯)

取組 1-4-7 長期間利用できるサイン類

案内板や園名板、誘導標識や注意喚起看板など、公園内には多くのサイン類があります。これらの多くは紫外線による経年劣化が激しく、記載内容が判読できないものも多くみられます。

このような機能していないサイン類は今後、更新を進めます。園名板はコンパクトで比較的安価なものに更新することを検討します。

近年、印刷技術の発展により耐候性の優れるものもありますが、情報の陳腐化がみられるようなマップ情報や解説案内板は、定期的に情報面の貼り換えが容易に可能なタイプのサインを採用することを検討するとともに、デジタル社会の進展に伴い、QRコード化することで多言語対応することが効果的です。また、利用者の多い立川駅周辺等では、ユニバーサルデザイン化を進めます。



表示面の劣化がみられるサイン類





近年整備された園名板



注意喚起看板類

取組 1-4-8 照明灯のLED化の推進

夜間の防犯性等に配慮し、JIS 基準等を参考にした照度確保を基本として照明灯を設置します。

照明灯は、これまでの取組と同様に、電気料金・維持管理費の削減や二酸化炭素排出量の削減等のため、ESCO（エスコ）事業を活用した LED 化を推進します。

また、SDGs や環境に配慮した太陽光発電型照明灯の採用も進めます。



ソーラー照明灯の事例

(5)デジタル技術を活用した効率的な管理

(現況課題)

現在、公園施設や樹木の点検は、市職員や受託業者が実施していますが、このほか、公園等清掃美化協力員会や自治会等の公園管理に協力いただいている団体からの連絡も重要な情報源となっています。本市では、「立川市公式 LINE（ライン）」を活用して、市民から道路・公園の不具合等を市へ連絡する（不具合等を写真に撮り、LINEで市に連絡できる機能）運用を始めています。

また、近年、全国で、デジタル技術を活用した GIS 管理台帳や携帯アプリ等、公園管理ツールの開発、導入も進んでいます。

今後、限られた人員や予算の中で、公園施設の不具合や問題等を迅速に把握、対応していくための効率的なしくみづくりも重要な課題となっています。

(今後の方針)

近年、デジタル技術の発展に伴い様々な分野でデジタル化が進んでいます。

公園管理においてもデジタル管理ツールの普及がみられるため、これらを積極的に活用し、市民や利用者、また、公園等清掃美化協力員会等から施設の不具合や公園に関する情報を連絡したり、情報を共有できるような、協働による効率的な管理を実施していきます。

(具体的な取組)

取組 1-5-1 既存ツールの積極活用としくみづくり

「立川市公式 LINE」の登録者が増えていることから、これまでの連絡状況や問題点等を整理したデータベース・カルテ化を行い、今後、さらに有効活用していくためのしくみづくりを検討します。

また、市民が気軽に利用できるよう、具体的な使用事例の紹介など、利用促進のための啓発活動も実施していきます。

取組 1-5-2 GIS を活用したデータ公開や管理台帳

東京都をはじめ、八王子市や町田市、多摩市等では、GIS を活用した都市計画情報等の情報公開を行っており、国分寺市でも導入が進められています。

本市においても、都市計画や公園を含む都市基盤情報等の公開に向けて、検討を進めています。

公園管理台帳情報をクラウド型 GIS で一元的に管理することで、効率的・効果的な管理が期待できます。

取組 1-5-3 公園管理専用ツールの導入検討

多摩市、町田市、府中市を含む、全国 80 以上（都内 11 市区）の自治体で公園情報アプリ「PARKFUL（パークフル）」を活用して公園に関する情報を集約し、情報管理・地域との公園づくりの基盤となるサービスを提供しています。

また、公園での生き物観察や自然観察も楽しめる一般利用者向けサービスも含むアプリ「はなもく散歩」は、都立公園や千葉市等での導入実績を有しています。

これらについて、先行導入自治体への調査も行いながら、有用なツールの積極的な導入、活用を検討していきます。

(参考) 公園情報アプリ「PARKFUL(パークフル)」

全国の地域と公園を結ぶ情報プラットフォーム

PARKFUL Media (アプリ/WEB)

公園の基本情報・設備情報などをご準備いただくだけ住民の方が利用できる公園のデータベースが出来上がります。PARKFULアプリを通じて公開することで、住民の方たちの近隣の公園情報をタイムリーに知りたいことができます。又、市のサイトにリンクを張ることで公園MAPとしてもご利用いただけます。



PARKFUL Watch (パークフルウォッチ)は、日常的に公園の維持管理を行なう公園運営会などの維持団体・管理事業者（以下団体という）が自治体へ活動状況を簡単に共有できるサービスです。全国12万箇所の公園情報を掲載するメディア「PARKFUL」とも連動し、団体の活動発信にもつなげていくことができます。

出典：株式会社パークフル <https://parkful.net/service/>

(参考) 公園利用促進アプリ「はなもく散歩」



公園を街のテーマパークにするデジタルガイド 音声ガイド・クイズが楽しめるセルフガイド! DX化で案内業務を軽減し質を向上する!	音声付きセルフガイド (多言語にもオフラインに対応) 楽しい木の自己紹介やスポットの音声ガイド、クイズが現地の樹名板のQRコードから利用できます。	現在地もわかるデジタルマップ マップで利用者が迷うことなく公園を散策できます。 現在地を分かり、樹木やおすすめのスポットも設定できます。	イベントを簡単に開催できる 季節ごとのテーマに合わせたクイズライナーを簡単に企画・開催でき来園者に楽しみながら学べる機会を提供します。
システムのご紹介（1） マップと樹名板でデジタルとリアルをつなぐ	開発費ゼロ、短期間で導入可能 アパの間隔費用はゼロ、クラウドサービスから初期設定費と月額利用料をお安い料金で導入いただけます。導入方法は簡単で、木や生き物紹介ページを複数作成すればすぐにできます。	多様な生き物紹介も即完成 2500種以上の木や生き物を紹介するオリジナルページに、公園園内の情報も組み合せることができます。木や生き物紹介ページを複数作成すればすぐにできます。	自然・史跡・施設・展示まとめて発信 一つの緑地に配備するコンテンツは無制限、自然や史跡、見どころ、施設、展示、全員でアバター登録、クイズ対応、情報の追加、更新も一括でできます。
マップで目的地を見つける → QRコードから音声ガイドを聞く デジタルマップ & 印刷できるマップ	24時間働くセルフガイド WEBアプリだけでQRコードが不要、また現地にいなくてもWEBページを通じて情報を提供できるため、事前の計画やリードでの利用にご対応。	公園と地域をつなぐ 市民が手作りした木の樹名板（QRコード）を用いて、公園園内の愛着をもつてつなげています。 また、QRコードの制作や活用において、地域ボランティアとの連携を深めています。	公園を環境学習の場に 小中学校での活用を想定したマップツールの開発を行っています。このツールは、園内における学習教育の場として活用できるよう支援しています。
常に進化するシステム	利用者を効率的に誘導	繰り返し訪問のきっかけを作る	繰り返し訪問のきっかけを作る



出典：NPO リトカル <https://hanamokusanpo.jp/>

2 市民ニーズに応えるしくみづくり

公園は、市民、地域の重要な資産として、まちづくり活動や地域コミュニティ形成の舞台となるポテンシャルを有しています。

そのポテンシャルを最大限に生かすためには、多様な市民の利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指していくことが重要です。

(1) 地域の合意に基づく柔軟な公園利用ルールづくり

(現況課題)

本市では、利用者や地域住民が安全・安心で快適に利用できるよう、ルールを定めています（下記参照。市ホームページにも公園利用ルールを公開しています）。

一方で、市民アンケートにおいても「ボール遊びができる公園がほしい」「一部の公園でボール遊びを認めるべき」「自由に利用できるよう規制やルールを見直してほしい」といった意見が多く寄せられています。公園活動に関する市民ニーズは多様化してきていますが、公園の利用制約等は条例や制度に基づくもので、ニーズに合致していない状況もあります。

このような状況は、近隣市をはじめ、全国的に問題となっており、様々な自治体で、ニーズに応じて柔軟なルール設定を行う事例も増えてきています。

【本市における公園利用の基本ルール】

(公園でのボール遊び)

公園には、幼児から高齢者までいろいろな年齢の利用者がいます。このため他の利用者への危険や迷惑になるおそれがあることからビニール等の柔らかいボール及びゲートボール以外は市内全域の公園で禁止としています。また、特に要望や問い合わせの多い場所には、「ボール遊び禁止」の看板等により啓発を行っています。

(公園での花火)

打ち上げ花火、手持ち花火など花火の種類に限らず全ての公園で禁止としています。

(公園でのバーベキュー)

バーベキューなどの火気を使用する行為は禁止しています。

(公園でのドローン・ラジコン飛行機遊び)

ドローン、ラジコン飛行機を飛ばす行為は付近住民への迷惑、落下による事故の危険性のある行為であるため使用禁止です。

(公園でのペットの散歩)

ペットの散歩等は問題ありません。ただしペットが苦手な方も多いため、必ずリードを着用しペットを放すことのないようにしてください。また、ふんは必ず持ち帰りをしてください。

(公園での喫煙)

喫煙は、健康増進法の改正や「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」により喫煙者は受動喫煙防止に努めなければならないと定められています。公園利用者や周辺住民の望まない受動喫煙を防止するため、公園内では禁煙にご協力をお願いしています。

また、本市ではJR立川駅周辺及びJR西国立駅周辺を特定地区に指定し、特定地区内の公園

は喫煙を禁止しています（羽衣西公園）。また、令和6（2024）年より、立川市制50周年記念憩いの場では喫煙所を設置するなど、分煙を図っている施設もあります。なお、令和7（2025）年12月からは、立川市制50周年記念憩いの場及びその周辺を特定地区に指定し、喫煙所以外での喫煙を禁止しています。

（公園内の自転車走行）

自転車で来園することは禁止していませんが、自転車を乗り回したりすることは他の利用者と接触するなどの危険性があるため禁止しています。

（公園内のスケートボード・インラインスケート・BMX）

禁止です。スケートボード等は、他の公園利用者や付近住民の方々へ多大なる迷惑になるため多数のお問い合わせをいただいている。たちかわ中央公園内のスケートパークをご利用下さい。

（公園での催事（イベント）や業務としての撮影など）

公園内行為許可の申請を行ってください。

（公園内の昆虫採集）

自身で飼える程度の量とする、捕えたあと放してあげるなどの配慮をお願いします。なお、大量に採取することは禁止しています。

（公園内の釣り・魚の放流）

魚貝類の捕獲や殺傷は禁止です。また、放流についても生態系等の被害を防止するためなどの理由により、外来魚・在来魚問わず禁止です。

（公園内の樹木の一部や花の採集・植栽）

竹木の伐採、植物の採集は禁止です。また、公園内に無断で植物を植栽することは禁止です。

（公園内のゴミ）

ゴミは公園内に残さず、各自で持ち帰るようお願いします。

（公園内のハトや猫等へのエサやり）

ハトや猫等へのエサやりは禁止です。

【公園でのボール遊びに関する他市事例】

ボール遊びは基本的に禁止（やわらかいボールで他の利用者や住民に迷惑がかからない遊びは可）としている自治体が多い中、利用者や地域住民との調整のもとで防球ネットやフェンスを整備したボール遊びができる公園を指定したり、ルールづくりのしくみをつくったりするなどの事例がみられます。下記は、近隣市アンケートを含む事例調査によるものです。

（公園でのボール遊びに関する主な問題）

- ・主な問題は、①ボールの飛び出し、②勝手な民地立入、③騒音（フェンスや壁にぶつけて遊ぶ音、早朝や深夜の音や声）である。
- ・公園利用者からは、①禁止されている場所でボール遊びをしていて危ない、②ルールを破って遊ぶ（指定場所外で遊ぶ、ネットを切断して侵入等）マナーへの苦情が多い。
また、高齢者が他の利用者を排除する行為も散見される。
- ・ボール遊びがしたい子どもたちや家族からは、遊べない不満（遊べる公園が少ない、ルール緩和を求める意見）が多く、ボール遊び可能な公園に利用が集中して問題となるケースもある。

(ボール遊びに関するルール)

- ・ボールの種類（柔らかいボール）や遊び方、幼児連れ親子に限定して認めているケースが多い。
- ・ボール遊びができる公園を限定している例も多い（広い公園、ネット等の施設整備等）。
- ・バット等の利用は不可が多いが、プラスチックバットは許容している市もある。
- ・ルールの周知は、市ホームページや公園看板が多い。ただし、利用者はあまり看板を見ないと意見もある。苦情の多い公園では、近くの小学校へ周知文を配布している事例もある。

【ボール遊びの種類】 ※公園規模や防球ネット等の設備状況によって差異あり

認めている	<ul style="list-style-type: none"> ・柔らかいボール遊び、キャッチボール、ゴロノック程度 ・サッカーのリフティング、小スペースでのパス回し程度 ・グランドゴルフ、ゲートボール
禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・硬いボール（硬球等）、硬いバット（木製、金属）やゴルフクラブ等の素振り ・広い場所を占有する遊び、フェンスや壁、樹木等にボールを当てる遊び ・他の利用者に危険を及ぼす恐れがある遊び等

【遊び方の一般的なルールの事例】

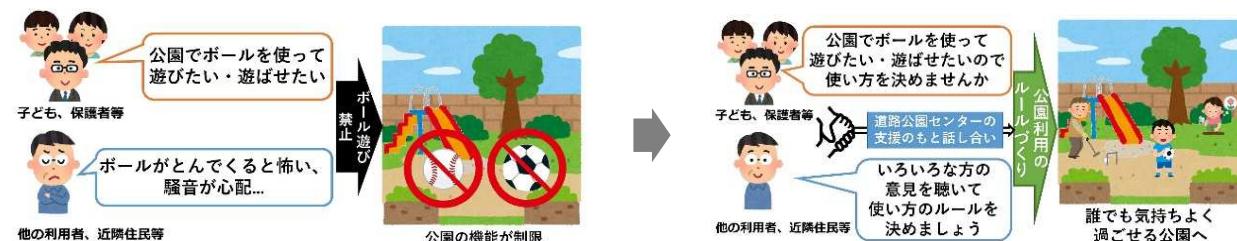
利用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や早朝の使用は禁止
周囲への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣への配慮（大きな音は出さない等、迷惑となるような行為は禁止） ・他の利用者への配慮（独占的な利用は禁止（譲り合い））
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・利用中に発生した怪我や事故等は、当事者の責任 ・危険・迷惑行為があり、継続して注意、指導しても改善されない場合は禁止

【ボール遊びができる公園を指定している事例】

面積を指定	<ul style="list-style-type: none"> ・一定面積以上の公園でボール遊びを認める（小平市、小金井市等）
公園を指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール遊びのできる公園を指定 (調布市、八王子市、東久留米市、船橋市等) ・ネットで囲まれたボール遊び場を設置 (国分寺市、墨田区、台東区、板橋区等) ・ボール遊びのできる公園マップ作製（板橋区等）  <p style="text-align: center;">(国分寺市：戸倉みんなの公園（市HPの画像を加工）)</p>

(合意形成の経緯や手法)

- ・市民意見を反映するためワークショップや説明会などを開催
- ・実証実験や試行事業による効果や課題の検証
- ・公園活動（ボール遊び）ルールづくりガイドラインを作成
- ・教育委員会、PTAとの情報共有や注意喚起



公園利用のルールづくりに関する合意形成の流れ

(出典：川崎市HP)

(今後の方針)

公園は「自由利用の原則」が基本であり、本来は他の利用者等の迷惑にならず、譲り合いながら行うボール遊び等は、禁止するものではありません。一方で、近隣住民の住環境への配慮も必要です。

現在の公園は、公園利用者や近隣住民からの安全や騒音等への苦情や要望もあって多くの禁止や規制の看板が設置されていますが、公園の多様な機能を発揮するためには、地域ニーズに対応した一定のルールづくりが必要となっています。

現状は、市内一律のルールとなっていますが、今後は、公園の新たな活用方法や管理のあり方について、地域から要望があった場合、公園の立地や規模などの特性に応じて柔軟なルール設定を行い、必要に応じて施設整備等の支援を行っていきます。

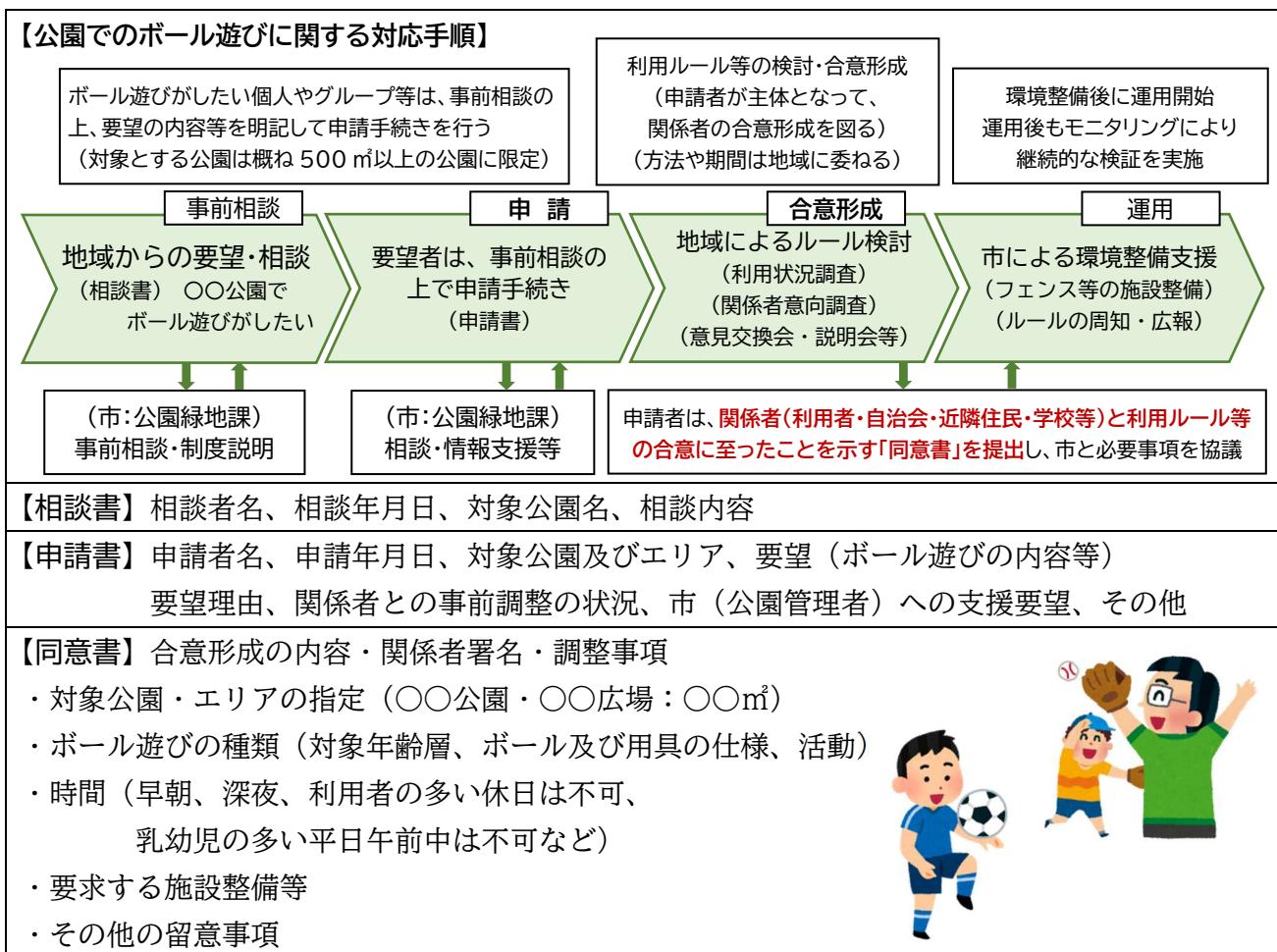
(具体的な取組)

取組 2-1-1 ボール遊びのできる公園づくり

小規模な公園が多い本市の公園特性や財政状況を踏まえ、できる限り地域のニーズに応えるため、以下のような対応を実施します。

地域から公園でボール遊びがしたいという要望がある場合、要望者は、市へ事前相談や申請手続きを行います。申請後は、要望者（地域）が主体となって、ボール遊びの利用ルール等を検討し、自治会や近隣住民等の関係者の合意を得た上で、市へ同意書を提出し、市と必要事項を協議します。

合意形成の内容が確認でき次第、市は、条件確認や環境整備の予算化、フェンスやネット等の必要な施設の検討、整備や周知・広報等の支援を行います。



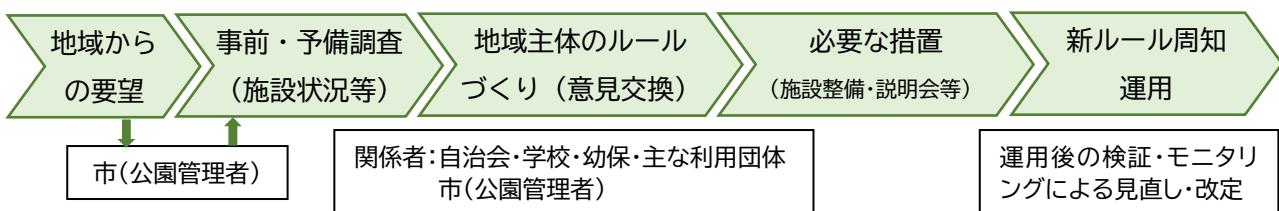
取組 2-1-2 公園利用ルールの緩和

市民ニーズに合わせた公園としていくため、施設整備・改修のほか、地域住民や利用団体等から、具体的な公園利用ルールに関する要望、申し出があった場合、当該団体等が主体的に公園の運営にかかわることができることが認められ、かつ、周辺住民等の関係者の合意が得られることであれば、公園単位での利用ルールの一部を緩和した独自ルール設定を認めていくこととします。

市は予算上可能な範囲で、必要な施設整備・改修や、必要に応じて関係者説明会、地域住民等との対話の支援を行います。懸念事項がある場合などは、実証実験的に試行して効果や課題を確認しながら実装に向けて検討していくことも考えます。

なお、手続きの方法は、前述の「ポール遊びのできる公園づくり」と同様とします。

【公園利用ルールづくりの手順／地域発意型の運用】



(例) 公園内で手持ち花火が楽しめるようにしたい。公園にドッグランがほしい。

- ・他の公園利用者や住民の迷惑にならないか？
- ・どうすれば互いに問題を少なくできるか？
- ・公園管理上の問題はないか？（法規、安全性、経済性、公園管理者の負担等）
- ・その他、どんな問題が懸念されるか？
- ・期待できる効果は何か？

(2)公園利用マナーの向上に向けた広報

(現況課題)

公園の利用マナーについて多くの苦情が市に寄せられています。

公園利用マナーの向上により、利用者や地域住民等が安全・安心で快適に利用できるよう、マナー啓発が重要な課題となっています。

【立川市ホームページでの公園利用マナーの呼びかけ「公園の利用はマナーを守りましょう】

マナーを守り、皆さんが公園を快適に利用できるよう、ご協力ください。

以下の4つについて、特に苦情が市に寄せられていますので、ご協力ください。

◆飼い主のマナーについて

ペットのふんは飼い主の責任で必ず持ち帰ってください。

また、ペットをリードから外して公園内で放すことはやめましょう。

◆ゴミのマナーについて

公園内にはゴミを捨てずに、必ず持ち帰りましょう。

また、公園内での喫煙や飲酒はやめましょう。

◆近隣へのマナーについて

夜遅くまで大声で騒ぐなど、公園の周辺に住んでいる方に迷惑となる行為はやめましょう。

◆その他のマナーについて

公園内での花火、たき火などは禁止です。

また、危険なボール遊びやスケートボードはやめましょう。

公園内でのボール遊びは、ルールを守って楽しく安全に遊びましょう



(今後の方針)

誰もが安全・安心で快適に公園を利用できるよう、公園利用マナーの向上に向けて、地域と市が協働して啓発活動に取り組んでいきます。

(具体的な取組)

取組 2-2-1 マナー啓発の広報

広報紙や市ホームページ、公式LINE、SNSなどで積極的に周知を図ります。

発信内容はより具体的な表現とすることで、わかりやすい情報とするように努めます。

取組 2-2-2 注意喚起看板類の設置と更新

各公園への注意喚起看板類については景観にも配慮しながら、必要に応じて設置を検討します。

表現として、「禁止」看板ではなく、マナー向上に資する表現とします。

(例) 「硬いボール遊び禁止」



「やわらかいボールであそびましょう」



出典：世田谷区立公園等における看板標示ガイドライン

取組 2-2-3 地域と協働したマナー啓発

地域の運営主体と行政が協働することで、利用マナーの向上を図るための、利用者への声掛けを行うことに努めます。

(3)地域での公園マネジメント組織の組成

(現況課題)

本市においても、自治会等の地域住民組織やボランティア団体等が主体となった公園利用や管理も行われていますが、全国的に公園の管理運営への市民や多様な団体が主体的にかかわる事例が増えています。

国土交通省が令和4(2022)年にまとめた提言「都市公園新時代～公園が生きる、人がつながる、まちが変わる～」では、新時代の都市公園は、人中心のまちづくりの中で個人と社会の「Well-being」の向上に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ生きる公園」を目指すべきとしています。

(今後の方針)

今後「使われ生きる公園」を目指した公園の管理運営を進めていく上で、身近な公園も含めて、地域住民や学校、各種団体等と連携し、地域の交流の場となって、新たな時代のニーズに応えた市民のための公園づくりに取り組んでいきます。

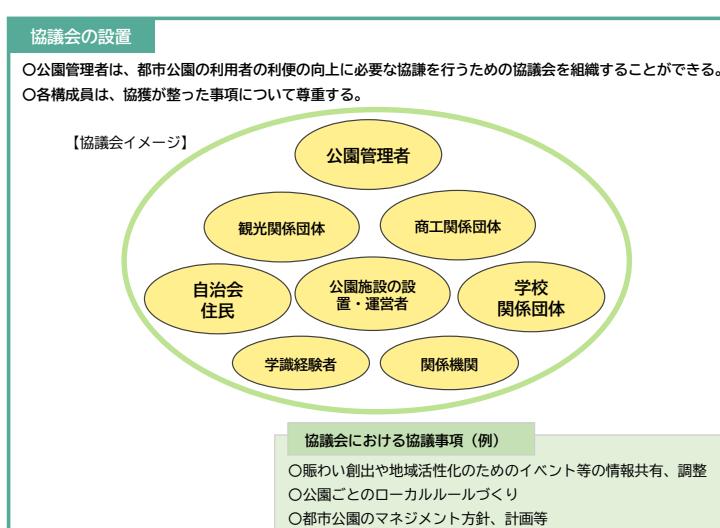
そのため、地域からの要請があった場合、協議会等のプラットフォームとなる組織の組成を進めています。

従 来	課 題	今 後
・市主体の整備・管理運営	・公園施設の増加や老朽化 ・財源や人材の不足 ・法改正など時代の潮流	・市民やNPO、ボランティア、各種団体等との協働
・法令、条例による制限、規制	・市民ニーズの多様化	・柔軟な発想による新たなルールづくり

(具体的な取組)

取組 2-3-1 地域から要請があった場合の協議会設立

都市公園を対象とした協議会制度は、平成29(2017)年の都市公園法改正によって創設されたものです。公園管理者である本市が、利用者の利便向上に関する各種調整、協議を行うため、自治会等の地域関係者と協議会を組織し、独自の公園ルールづくり等を行い、公園の有効活用に取り組んでいきます。



【協議会のイメージ】(国土交通省資料を基に作成)

【公園管理における住民参加の事例】

(東村山市：市民協働活動団体)

市内では複数の市民協働活動団体が活動している。それぞれの活動公園が決まっており、管理やイベント運営、環境学習の支援等を実施している。



出典：東村山市立公園HP

(横浜市：公園愛護会)

地域みんなの「庭」であり、市民共有の財産である身近な公園の清掃・除草等の日常的な管理について、地域住民を中心としたボランティア団体を結成し、市とともに公園の管理をしている。

市内約 2,700 の公園のうち約 9 割の公園で公園愛護会が結成されており、清掃や花壇づくりだけでなく、広報、イベント等幅広い活動が行われている。

(八千代市：自治会管理業務委託制度)

平成 29（2017）年度から都市公園自治会管理業務委託制度を開始し、9 公園について自治会等の地域団体に公園の清掃・草刈り等の管理を委託している。

(川崎市：地元管理運営マニュアル)

身近な公園緑地の日常的な維持管理は、町内会や自治会等を中心とした公園緑地愛護会の活動によって支えられてきたが、少子化、高齢化や自治会離れ等の影響を受けて、活動内容や作業水準に差が生じている。そのため、持続可能な身近な公園緑地の地元管理に取り組み、管理面積に応じた報奨金や「地元管理運営マニュアル」を作成している。

3 快適な空間づくりによる公園緑地の魅力向上

本市の公園は、規模や立地条件、地形などの特性が多様であり、それぞれ特徴を有しています。特に、身近で小規模な公園が多いことから、これらについて、地域のニーズや実情に応じた特徴のある公園づくり、公園特性に応じた管理運営が求められています。

(1)市内の公園の機能分担の検討

(現況課題)

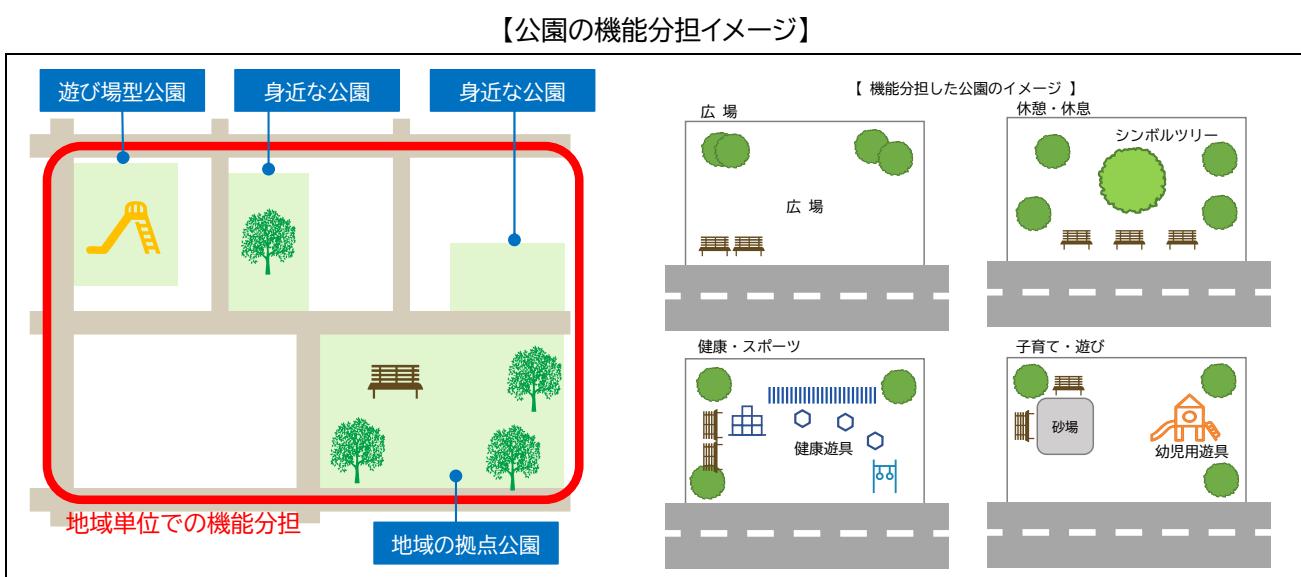
公園は、地区公園や近隣公園等の比較的規模の大きな公園のほか、身近で小規模な公園、緑道や緑地等、その規模や施設の内容は様々です。また、周辺の環境や立地条件等によって、多様な利用がなされています。

そのため、利用者や地域住民のニーズに応じて、各公園の機能や役割、施設、運営方法は、公園ごとに変化する、機能分担を図ることが必要になっています。

(今後の方針)

今後は、すべての公園に多目的な機能（憩い、生物多様性・環境、遊び、スポーツ・レクリエーション、防災等）を求めるのではなく、地域や公園の特性やニーズに応じて、それぞれの公園に相応しい機能分担を図っていくことが必要と考えます。

地域に位置する複数の公園を包括的に考え、ある公園では子どもたちの遊び機能を重視したり、別の公園では高齢者の健康づくり機能を充実させるような、公園の機能分担を図ることも検討していきます。



(具体的な取組)

取組 3-1-1 各地域の「核」となる拠点公園の魅力向上

市内 35 か所の都市計画公園は、地域の拠点となる主要な公園であり、市民をはじめ来訪者の利用も多いことから、重点的に遊具やトイレの改修、更新等、市民ニーズに応じた魅力向上を推進していきます。

これらの公園は、比較的集客力も高いため、民間活力の導入可能性についても検討を進める等、機能の拡充を検討していきます。

主要な公園 立川公園、諏訪の森公園、泉町西公園、栄緑地、上砂公園、見影橋公園など



立川公園



諏訪の森公園



泉町西公園



栄緑地

取組 3-1-2 身近な公園の有効活用

街区公園や開発提供公園等の身近な公園は、子育て世代の利用頻度も高い一方、十分に遊べる広さが確保できていない状況や遊具や休憩場所が少ない、ボール遊びなどが禁止されている状況など、様々な不満、問題があります。

身近な公園として、それぞれの地域のニーズに応じた機能転換や管理運営を図ることで、地域コミュニティ形成等に有効に活用されるような公園としていきます。

たとえば、学校や幼保施設に隣接する公園では子どもたちの居場所となったり、高齢者世帯の多い地域では、健康遊具の設置など健康増進に資する特色をもたせたり、ファミリー層が多いエリアではキッチンカーの出店やドッグランイベントを開催しやすい公園とする等、地域のニーズに応じて公園ごとの機能分担を図っていきます。

また、管理運営を自治会等へ委託するしくみも検討していきます。

(2)計画的な公園再編

(現況課題)

人口減少や少子化、高齢化、また、遊具をはじめとする公園施設の老朽化が進行し、あまり利用されていない公園が散見されるなど、公園のあり方や今後の方向性について検討を進めていく必要があります。

都市公園は、都市公園法に基づく永続的な緑ですが、近年、効率的・効果的な集約・再編を図る事例もみられます。本市においても、社会情勢の変化などに対応し、長期的に安定した公園機能の維持管理を実現するため、有効な対応策を検討していく必要があります。

(今後の方針)

地域による公園数の偏りや、地域のニーズにあった公園の配置を踏まえ、地域に必要な身近な公園の配置や機能分担を計画的に推進していきます。

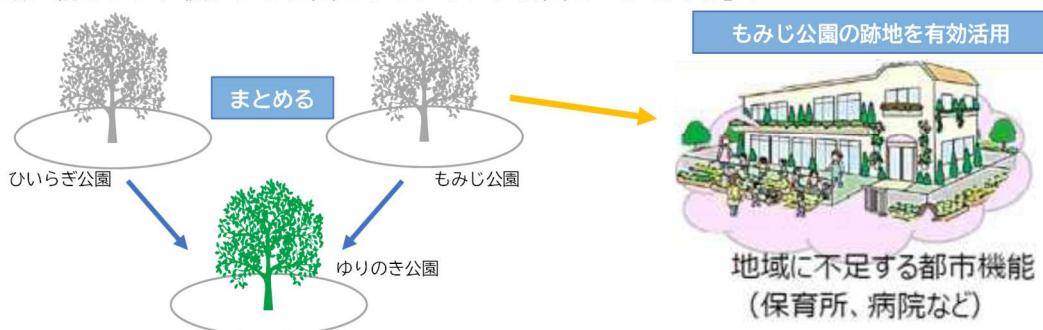
(具体的な取組)

取組 3-2-1 計画的な公園の集約

公園再編計画の検討を通じて、これまで市民が愛着を持って利用されていた公園を有効に活用しながら、地域の魅力向上、課題解決に寄与する公園の魅力向上を図ります。

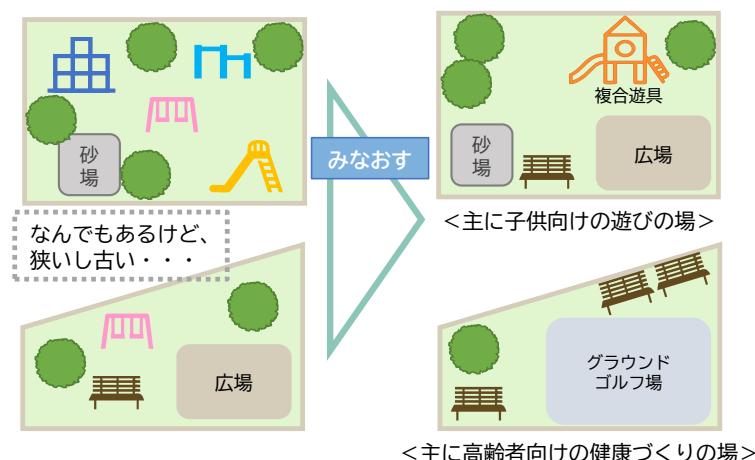
[配置の再編（集約化）]

○地域に親しまれ、使われる公園となるように、公園を「まとめる」。



[機能の再編]

○みんなが使いやすい公園になるように、「みなおす」。



【公園再編のイメージ】 (国土交通省資料を基に作成)

(3)開発提供公園の見直し

(現況課題)

本市では、一定規模の開発行為等に対して、「立川市宅地開発等まちづくり指導要綱」に基づき、事業区域の6%以上の公園等の設置を求めていきます。

開発行為に伴う公園の設置について、都市計画法では市へ移管して市が維持管理や修繕を行うことが原則ですが、小規模な公園が増えることで、管理費用や労力が課題となっています。

(今後の方針)

開発行為に伴う小規模な公園の管理の効率化を図るため、全国的な動向や本市の実情を考慮した見直しを進めていきます。

また、既存の小規模公園について、管理の効率化を図るための方策を検討していきます。

(具体的な取組)

取組 3-3-1 開発に関する公園設置基準の見直し

本市の公園の量（公園数や1人当たり公園面積）は、比較的充実しています。

市内の公園等の配置状況（配置バランス）を考慮しながら、開発行為による小規模な公園の増加を抑制することで、持続可能な公園管理の実現を図り、良好な住環境の形成を推進するため、公園の設置基準の改正について検討していきます。

(参考事例)清瀬市：開発事業等の手引き（第2版）

開発区域面積2,000m²以上の場合、原則として、開発区域面積の3%に相当する公園等を整備。

ただし、周辺に公園等があり、市長が公園等の整備を必要ないと認めた場合には、金銭納付に替えることができる。

（周辺に公園がある）開発区域境界から250m以内に、既存公園等の一部又は全部が含まれる場合

（金銭納付の算出基準）（開発区域の近傍宅地1m²価格）×（整備すべき公園等面積）×0.6

※公園等の面積のうち、東京都自然保護条例による緑地（開発区域面積の3%）の面積を包含することは妨げない。

○適用日：令和7（2025）年7月1日

取組 3-3-2 既存の小規模公園の管理方法の検討

集合住宅等に付随する公園については、居住者等との協定などによる適正な維持管理、修繕を進めていけるような制度の見直しを検討していきます。

4 市民、事業者等との協働・連携

公園の管理運営について、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、サービスの向上を図ることを目指して、全国的に公園における民間活力の導入が進められています。

また、住民ボランティアの高齢化などの課題を踏まえ、新たな時代のニーズに応えた市民のための公園づくりに取り組んでいくことが重要です。

(1) 民間活力の導入による公園の整備・管理運営

(現況課題)

近年、都市公園法の改正等により、公園の整備や管理運営について、民間事業者と連携した取組が進められています。指定管理制度の活用をはじめ、Park-PFI事業（公募設置管理制度）、複数の公園を一括管理する包括的指定管理等、様々な事例が増えています。

本市では、公園での指定管理者制度やPark-PFI事業の活用実績はありませんが、「砂川二ふれあいの森公園」は、民間事業者が公園施設管理許可によって管理運営を行っています。

なお、周辺都市において導入事例が増えていることを考えると、民間活力の導入による効率的・効果的な管理運営は十分に検討可能と考えます。



民間事業者が管理運営を行っている「砂川二ふれあいの森公園」

(今後の方針)

市民、事業者、市が連携して、新たな価値の創出により、利活用を図ることが重要です。

市民ニーズに応じた魅力的なサービスの提供を図るとともに、効率的な管理運営を実現するため、包括的な指定管理制度、Park-PFI制度の活用も視野に、民間事業者（地元企業・飲食事業者・イベント事業者など）との連携の可能性を積極的に検討していきます。

(具体的な取組)

取組 4-1-1 民間活力導入可能性調査の実施

民間活力の導入のためには、一定の面積規模を有するとともに、多くの利用が見込まれる等の要件が必要になることから、本市では主に都市計画公園について、民間活力導入の可能性がある公園を整理するとともに、民間事業者の意向確認や提案を募る等、導入の可能性を検討します。

また、民間活力を導入した場合の管理費低減等のメリットについてもあわせて検討することで、

実施の判断をしていきます。

導入可能性のある公園の改修整備にあたっては、指定管理制度や Park-PFI 制度の導入を検討し、民間ノウハウを活用した公園の改修整備とともに市民が楽しめるにぎわいのある公園としてリニューアルを図っていきます。

【公園に関する民間活力の導入方針】

公園の種類	民間活力の導入方針
拠点公園 (総合公園、地区公園等)	公園内での民間収益施設（飲食施設やコンビニ等）を誘導することで、公園での活動の魅力が高まることが期待される。 また、収益事業の還元（使用料収入等）による市の財政負担の軽減も期待される。Park-PFI 制度の活用を検討。
身近な公園 (街区公園、その他の公園)	複数の公園を包括的に維持管理することでスケールメリットを創出し、管理費の縮減を図る（指定管理者制度の活用）

公園における民間活力の導入に関する主な制度

制度	概要	事業期間	根拠法令
Park-PFI 事業 (公募設置管理許可制度)	都市公園に、飲食店や売店等の収益施設の設置及び管理運営を行う民間事業者を公募により選定する手法。そこでの収益を公園整備に還元する。	20 年以内	都市公園法
指定管理者制度	公園施設の維持管理運営を行う民間事業者を市が指定し、民間事業者が運営する。公園毎の他、エリア別等で複数を一括で指定する場合もある。	3～5 年程度	地方自治法
包括的業務委託	複数の公園を包括的に発注し、民間が管理運営を行う手法。複数の同種施設や複数工種の包括、異なる施設全体の包括（エリア別）等の方法がある。	3～5 年程度	地方自治法
設置管理許可制度	民間事業者が公園内に施設の設置、管理を許可する制度。	10 年 (更新可)	都市公園法
PFI 事業	陸上競技場や体育館等の施設を整備するため、民間の資金や運営ノウハウ等を活用した制度（主に大規模な施設）。	10～30 年程度 (長期)	PFI 法
コンセッション (公共施設等運営権事業)	施設所有権を公共が保有したまま運営権を民間に付与する方式。施設利用料金は、民間主導での設定が可能となるほか、民間主導での施設運営となる。	長期	PFI 法
デザインビルト	民間事業者に施設の設計・施工を一括発注する手法。	—	—

民間活力導入によって期待される効果

地域・市民	サービス・利便性の向上、公園の有効活用、雇用機会の増加 地域活性化（来園者の増加）
市	コスト縮減、財政負担平準化、税収・借地料収入の増加、公共資産の有効活動不足する職員の補完、事務負担の軽減
民間事業者	事業機会・収益増加、地域への主体的な貢献

（国土交通省資料等を基に作成）

(2)市民やNPOなどの各種団体との協働・連携による公園の管理運営

(現況課題)

本市では、環境学習等、市民ボランティア団体との協働による取組も進めています。

遊び、健康増進、環境学習、歴史探訪、集客イベントなどの公園活動、管理運営の担い手をコーディネートするしくみの導入等、市民やNPOなどの各種団体との協働・連携による公園の管理運営が求められています。

(今後の方針)

遊び、健康増進、環境学習、歴史探訪、集客イベントなどの公園活動、管理運営の担い手をコーディネートするしくみとして、複数の公園を総合的に調整しながら協働で進めていくことのできる制度の導入を検討していきます。

コーディネート組織は、各主体間の調整や連携を通じて、公園の利活用の活性化に向けた事業企画や協働活動のサポート、情報発信など公園に関するソフト事業を幅広く展開するものとします。

(具体的な取組)

取組 4-2-1 新たな連携体制の構築検討

本市周辺では、公園マネジメントの考えを導入する自治体も増えています。これを参考としながら、公園マネジメントによって、市民やNPO等の団体と行政、地域住民、事業者等をコーディネートする組織の設立についても検討していきます。

取組 4-2-2 協議会の設立・運営

維持管理や運営などの様々な分野の事業主体が連携・協力しやすいプラットフォームとなる組織組成や制度づくりの検討を進めます。

(参考事例)

武蔵野エリアにある都立公園では、企業、NPO等が構成する企業体が指定管理者として管理運営を実施している。コーディネート組織としての役割をもち、地域性やそれぞれの公園特性を生かして、地域活性化、環境資産の次世代への継承に寄与する取り組みを、産官学民の協働により積極的に提案し、「人、自然、まちが元気になる公園」の実現に取り組んでいる。

(3)持続的な公園管理のための財源確保

(現況課題)

公園の運営や維持管理には一定の予算確保が必要となります。市の財政負担の軽減を図ることが重要な課題となっています。

(今後の方針)

緑にかかる活動への参加者のすそ野を広げるため、活動を体験できるイベントの実施、寄付制度の活用、SDGsの活動の場を求める地域事業者の受入れなど、多様な参加機会の創出に取り組みます。

Park-PFI事業などの収益事業の公園管理運営への還元をはじめ、ネーミングライツ、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等の資金調達スキームについても民間事業者等との協力により、様々な手法の導入を検討していきます。

(具体的な取組)

取組 4-3-1 本市の特性に合った施策の検討

民間活力導入可能性調査の実施とともに、市内外の民間事業者の意見もききながら適正な手法を検討していきます。

取組 4-3-2 寄附による公園管理運営の検討

企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等の方策について、全国の先行事例を参考に、本市の特性に応じて導入を検討していきます。

これについても、市内外の民間事業者の意見もききながら適正な手法を検討していきます。

第6章 実現に向けて

本指針の実現に向けて、今後の進め方を示します。

第1節 ロードマップ

今後の概ねのスケジュールは、以下のように考えています。

4つの基本目標	短期(~5年)	中期(~10年)	長期(10年~)
1市民ニーズを踏まえた 維持管理	樹木管理水準の設定 長寿命化計画の策定	管理手法の実践 (必要に応じて手法の見直し)	
2市民ニーズに応える しくみづくり	ルールづくりに着手 運用による課題抽出	しくみの改善・更新	運用の拡大 (全市での展開)
3快適な空間づくりによる 公園緑地の魅力向上	主要公園の魅力向上 (検討・事業着手)		小規模公園の再編・有効活用検討
4市民、事業者等と協働、 連携した担い手の拡大	民間活力の導入検討	試験的導入	全市への導入拡大

第2節 実施体制・役割分担

新たな管理運営の推進に向けて、市（行政）、市民、事業者等が役割分担の基で施策の着実な実行を目指します。

各主体	主な役割
市（公園管理行政）	公園管理運営の総括、関係機関等との調整、広報周知
委託業者（造園、点検、修繕等）	委託仕様に基づく管理運営業務の実行
市民・地域（自治会）・公園利用者	公園利活用、利用者の視点での日常点検や意見
市民ボランティア（有償ボランティア）	日常清掃、花壇管理、イベント支援など
NPO・団体・民間事業者	専門分野を生かした連携（各種法制度に基づく）
コーディネート組織	行政と利用者、事業者との各種調整、公園運営企画

第3節 今後の展開・課題

今後は、本指針に基づき、施策を着実に実行に移すとともに、経年的に評価を行い、次のステップへの反映、拡充を図っていく進捗管理が重要となります。Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価・点検）－Action（見直し・拡充）というPDCAサイクルに基づき、進捗管理を行っていきます。

なお、社会情勢や国、東京都の動向などを注視し、必要に応じて柔軟な見直しを行っていきます。

参考資料

- 1)公園等一覧
- 2)住民意向調査の概要
- 3)用語解説

1)公園等一覧

令和7(2025)年3月末

	町名	公園名	種別	面積(m²)		町名	公園名	種別	面積(m²)
1	富士見町	富士見一東公園	街区公園	883.46	68	曙町	曙三北公園	街区公園	744.76
2		富士見一北公園	街区公園	833.32	69		曙一西公園	都市公園以外の公園	460.73
3		富士見二さくら公園	街区公園	1,162.42	70		曙三第二公園	都市公園以外の公園	3,366.28
4		富士見緑地	都市緑地	1,454.10	71		曙三西公園	都市公園以外の公園	730.88
5		富士見公園	総合公園	4,019.95	72	高松町	高松第二公園	街区公園	714.54
6		富士見第二公園	街区公園	4,109.11	73		高砂公園	街区公園	7,000.96
7		富士見五丁目公園	街区公園	907.09	74		高松三東公園	街区公園	565.38
8		富士見第三公園	街区公園	2,531.57	75		高松一丁目こぶし公園	街区公園	909.81
9		富士見六西公園	街区公園	1,429.89	76		高松一公園	都市公園以外の公園	173.32
10		富士見六公園	街区公園	1,839.95	77		高松二東公園	都市公園以外の公園	197.78
11		富士見七東公園	街区公園	375.02	78		高松二北公園	都市公園以外の公園	238.02
12		富士見七南公園	街区公園	1,320.73	79		高松三南公園	都市公園以外の公園	331.72
13		富士見第四公園	街区公園	1,557.08	80		高松三北公園	都市公園以外の公園	263.46
14		富士見七公園	街区公園	1,327.00	81	羽衣町	羽衣北公園	街区公園	647.00
15		富士見一公園	都市公園以外の公園	100.26	82		羽衣一公園	街区公園	516.16
16		富士塚公園	都市公園以外の公園	1,651.19	83		緑川第一公園	街区公園	3,076.54
17		富士見一西公園	都市公園以外の公園	422.53	84		羽衣西公園	広場公園	1,276.28
18		富士見四公園	都市公園以外の公園	233.06	85		東立川公園	街区公園	1,402.94
19		富士見五ひまわり公園	都市公園以外の公園	467.56	86		羽衣公園	街区公園	1,247.93
20		富士見六南公園	都市公園以外の公園	224.51	87		羽衣東公園	街区公園	1,928.85
21		富士見六北公園	都市公園以外の公園	257.75	88		羽衣南公園	街区公園	601.42
22		富士見六東公園	都市公園以外の公園	243.59	89		緑川第二公園	街区公園	792.58
23		富士見七西公園	都市公園以外の公園	195.52	90		緑川第三公園	街区公園	1,445.92
24		富士見七北公園	都市公園以外の公園	337.84	91		矢川緑地	都市緑地	251.66
25		西立川遊び場	遊び場	212.49	92		羽衣二公園	都市公園以外の公園	396.10
26		富士見二遊び場	遊び場	852.07	93		羽衣二遊び場	遊び場	213.32
27		富士見高架下遊び場	遊び場	307.50	94	栄町	栄一むつみ公園	街区公園	631.56
28		富士見遊び場	遊び場	2,233.43	95		栄公園	街区公園	748.00
29	柴崎町	諏訪の森公園	近隣公園	11,837.48	96		南部公園	街区公園	2,045.85
30		柴崎中央公園	街区公園	987.00	97		栄緑地	都市緑地	14,497.35
31		柴崎公園	街区公園	1,116.78	98		東栄公園	街区公園	829.61
32		柴西公園	街区公園	2,373.89	99		栄五東公園	街区公園	800.00
33		多摩川緑地	都市緑地	180,225.83	100		江の島南公園	街区公園	1,023.26
34		柴崎一北公園	都市公園以外の公園	337.91	101		栄一東公園	都市公園以外の公園	304.00
35		柴崎四公園	都市公園以外の公園	488.45	102		栄一公園	都市公園以外の公園	253.74
36		柴崎四西公園	都市公園以外の公園	1,079.00	103		栄二公園	都市公園以外の公園	252.98
37		残堀川緑道	都市公園以外の公園	6,162.12	104		栄三南公園	都市公園以外の公園	191.89
38		柴崎二遊び場	遊び場	640.99	105		栄三公園	都市公園以外の公園	303.45
39	錦町	錦第二公園	街区公園	1,704.88	106		栄四公園	都市公園以外の公園	199.56
40		錦中央公園	街区公園	2,902.77	107		栄四北公園	都市公園以外の公園	403.66
41		錦第三公園	街区公園	2,909.02	108		栄五北公園	都市公園以外の公園	244.00
42		錦公園	街区公園	881.79	109		新栄公園	都市公園以外の公園	203.24
43		錦五南公園	街区公園	743.00	110		栄一遊び場	遊び場	951.81
44		立川公園	総合公園	171,473.24	111	若葉町	若葉一東公園	街区公園	617.40
45		錦一北公園	都市公園以外の公園	284.00	112		若葉公園	街区公園	8,491.35
46		錦一東公園	都市公園以外の公園	385.58	113		若葉緑地	都市緑地	2,842.71
47		錦二すずらん公園	都市公園以外の公園	411.04	114		若葉一公園	都市公園以外の公園	162.00
48		錦二北公園	都市公園以外の公園	80.36	115		若葉一第二公園	都市公園以外の公園	226.98
49		錦二南公園	都市公園以外の公園	347.74	116		若葉一南公園	都市公園以外の公園	94.50
50		錦二東公園	都市公園以外の公園	362.79	117		若葉二西公園	都市公園以外の公園	378.18
51		錦四公園	都市公園以外の公園	279.34	118		若葉二公園	都市公園以外の公園	329.25
52		錦五東公園	都市公園以外の公園	219.60	119		若葉三公園	都市公園以外の公園	400.36
53		錦六北第二公園	都市公園以外の公園	237.33	120		若葉三東公園	都市公園以外の公園	336.21
54		錦六北公園	都市公園以外の公園	80.49	121		若葉四西公園	都市公園以外の公園	275.90
55		錦六東公園	都市公園以外の公園	197.65	122		若葉四東公園	都市公園以外の公園	470.10
56		錦六公園	都市公園以外の公園	307.93	123	幸町	江の島公園	近隣公園	3,561.33
57		錦六遊び場	遊び場	577.14	124		江の島第二公園	街区公園	1,682.00
58	曙町	曙一丁目公園	街区公園	1,353.59	125		江の島道東公園	街区公園	1,725.10
59		曙第七公園	街区公園	820.10	126		九番公園	街区公園	528.96
60		曙第六公園	街区公園	695.05	127		幸三公園	街区公園	524.87
61		曙三東公園	街区公園	689.65	128		幸四そよご公園	街区公園	633.73
62		曙三南公園	街区公園	741.90	129		幸四東公園	街区公園	41,529.00
63		曙第五公園	街区公園	650.33	130		上水幸緑地	都市緑地	2,389.47
64		曙第四公園	街区公園	660.08	131		川越道緑地	都市緑地	13,240.90
65		曙公園	街区公園	744.56	132		幸五東公園	街区公園	1,495.80
66		曙第三公園	街区公園	690.65	133		幸五公園	街区公園	3,808.90
67		曙第二公園	街区公園	667.22	134		幸四わくわく公園	都市公園以外の公園	997.93

	町名	公園名	種別	面積(m ²)		町名	公園名	種別	面積(m ²)
135	幸町	幸一公園	都市公園以外の公園	105.00	202	上砂町	上砂三東公園	街区公園	531.58
136		幸二南公園	都市公園以外の公園	423.52	203		上砂三公園	街区公園	814.00
137		幸二西公園	都市公園以外の公園	490.82	204		上砂二公園	都市公園以外の公園	211.15
138		幸二公園	都市公園以外の公園	126.23	205		上砂五東第二公園	都市公園以外の公園	201.60
139		幸三南公園	都市公園以外の公園	229.54	206		上砂五東公園	都市公園以外の公園	275.86
140		幸三西公園	都市公園以外の公園	448.34	207		上砂五公園	都市公園以外の公園	268.85
141		幸三北公園	都市公園以外の公園	136.50	208		上砂五西公園	都市公園以外の公園	278.07
142		幸四公園	都市公園以外の公園	120.39	209		下砂橋遊び場	遊び場	5,888.38
143		幸四南公園	都市公園以外の公園	324.07	210		上砂五西第二公園	都市公園以外の公園	260.64
144		幸四東第二公園	都市公園以外の公園	215.55	211		上砂五西第三公園	都市公園以外の公園	322.19
145		幸四北第二公園	都市公園以外の公園	255.27	212		一番橋公園	街区公園	703.29
146		幸四北公園	都市公園以外の公園	227.16	213		一番東公園	街区公園	852.97
147		幸五南公園	都市公園以外の公園	235.08	214		天王橋南第二公園	都市公園以外の公園	421.98
148		幸五北公園	都市公園以外の公園	343.57	215		天王橋南公園	都市公園以外の公園	115.00
149		七番公園	都市公園以外の公園	120.00	216		一番一公園	都市公園以外の公園	302.60
150		幸六西公園	都市公園以外の公園	255.76	217		一番西公園	都市公園以外の公園	115.54
151		幸六東公園	都市公園以外の公園	225.85	218		一番橋東公園	都市公園以外の公園	297.28
152		幸六北公園	都市公園以外の公園	259.98	219		松中橋南公園	都市公園以外の公園	380.11
153	柏町	青柳公園	街区公園	1,525.40	220	一番町	松中橋北公園	都市公園以外の公園	108.77
154		柏二中央公園	街区公園	503.50	221		一番三東公園	都市公園以外の公園	398.03
155		柏五公園	街区公園	618.28	222		天王橋東公園	都市公園以外の公園	373.34
156		柏一東公園	都市公園以外の公園	188.59	223		天王橋西公園	都市公園以外の公園	400.50
157		柏町けやき公園	都市公園以外の公園	416.12	224		一番新田堀緑道	都市公園以外の公園	967.63
158		柏一公園	都市公園以外の公園	105.07	225		一番四公園	都市公園以外の公園	199.81
159		柏二中央第二公園	都市公園以外の公園	181.47	226		一番町四クローバー公園	都市公園以外の公園	383.96
160		柏二公園	都市公園以外の公園	218.02	227		一番五公園	都市公園以外の公園	307.91
161		柏三東公園	都市公園以外の公園	327.00	228		殿ヶ谷東公園	都市公園以外の公園	210.39
162		柏三北公園	都市公園以外の公園	139.09	229		殿ヶ谷北公園	都市公園以外の公園	299.00
163		柏四南公園	都市公園以外の公園	314.64	230		松中橋第一公園	都市公園以外の公園	166.18
164		柏四公園	都市公園以外の公園	113.43	231		松中橋公園	都市公園以外の公園	211.79
165		柏四西公園	都市公園以外の公園	208.08	232		松中橋東公園	都市公園以外の公園	266.60
166		柏四北公園	都市公園以外の公園	193.89	233		一番四北公園	都市公園以外の公園	301.46
167		柏四北第二公園	都市公園以外の公園	105.04	234		一番北公園	都市公園以外の公園	369.69
168		柏四北第三公園	都市公園以外の公園	273.98	235		一番三西公園	都市公園以外の公園	224.48
169		柏五さくら公園	都市公園以外の公園	1,083.22	236		西砂一みずたま公園	街区公園	1,249.75
170	砂川町	見影橋公園	近隣公園	16,642.12	237	西砂町	西砂一しずく公園	街区公園	531.60
171		砂川公園	近隣公園	8,965.27	238		松中公園	街区公園	1,776.40
172		砂川三番北公園	街区公園	601.38	239		西砂一うずまき公園	街区公園	675.39
173		砂川二ふれあいの森公園	街区公園	2,311.33	240		宮沢公園	近隣公園	695.19
174		砂川五番公園	都市公園以外の公園	266.05	241		中里緑地	都市緑地	1,196.16
175		砂川五番西公園	都市公園以外の公園	200.28	242		西砂四公園	街区公園	612.28
176		砂川一公園	都市公園以外の公園	218.77	243		西砂公園	近隣公園	879.99
177		砂川四南公園	都市公園以外の公園	157.96	244		西砂第二公園	街区公園	1,623.03
178		砂川四公園	都市公園以外の公園	462.48	245		西砂北第二公園	街区公園	522.11
179		砂川四番公園	都市公園以外の公園	192.37	246		西砂六南公園	街区公園	753.88
180		砂川六公園	都市公園以外の公園	244.84	247		西砂一西公園	都市公園以外の公園	287.02
181		砂川六南公園	都市公園以外の公園	293.50	248		西砂一公園	都市公園以外の公園	229.46
182		砂川六西公園	都市公園以外の公園	233.11	249		西砂二東公園	都市公園以外の公園	332.98
183		砂川六西第二公園	都市公園以外の公園	498.58	250		西砂二南公園	都市公園以外の公園	227.03
184		砂川五番北第一公園	都市公園以外の公園	144.55	251		中里公園	都市公園以外の公園	250.00
185		砂川五番北第二公園	都市公園以外の公園	220.56	252		西砂二公園	都市公園以外の公園	364.90
186		砂川七東第四公園	都市公園以外の公園	206.10	253		殿ヶ谷緑道	都市公園以外の公園	3,384.66
187		砂川五番北第三公園	都市公園以外の公園	207.33	254		西砂三南公園	都市公園以外の公園	235.60
188		砂川七公園	都市公園以外の公園	126.00	255		西砂三公園	都市公園以外の公園	306.14
189		砂川七東第三公園	都市公園以外の公園	254.20	256		西砂北公園	都市公園以外の公園	384.68
190		砂川七東公園	都市公園以外の公園	369.20	257		西砂五西公園	都市公園以外の公園	303.44
191		砂川七東第二公園	都市公園以外の公園	219.50	258		西砂五公園	都市公園以外の公園	250.18
192		砂川三番公園	都市公園以外の公園	147.13	259		西砂六東公園	都市公園以外の公園	236.01
193		砂川七南公園	都市公園以外の公園	241.23	260		西砂六公園	都市公園以外の公園	366.03
194		砂川八南公園	都市公園以外の公園	201.15	261		西砂六南第二公園	都市公園以外の公園	454.52
195		砂川八公園	都市公園以外の公園	198.33	262		殿ヶ谷公園	都市公園以外の公園	131.00
196		砂川八北公園	都市公園以外の公園	202.97	263		西砂六西公園	都市公園以外の公園	233.25
197		砂川八西公園	都市公園以外の公園	124.22	264	緑町	緑町北公園	広場公園	7,841.18
198		砂川八東公園	都市公園以外の公園	200.78	265		たちかわ中央公園	広場公園	3,743.69
199		砂川一南公園	都市公園以外の公園	306.23	266		緑町公園	広場公園	2,960.24
200	上砂町	大山公園	街区公園	2,130.71	267	泉町	泉町西公園	地区公園	15,000.25
201		上砂公園	近隣公園	11,085.41					

2)住民意向調査の概要

ここでは、本編に示した市民アンケートにおける自由意見の概要を示します。

設問：「その他に公園の管理に関してご意見やご提案があればご自由にお書きください」

回答数：全回答者1,288件のうち、572件（約44%）の方に回答いただいた。

（国営昭和記念公園に関する意見や「特になし」等を除く）

【回答が多かった意見の分類(20人以上が回答したもの)】

順位	意見の分類	回答数
1位	ボール遊びに関する意見（ボール遊びできる公園がほしい等）	102
2位	遊具に関する意見（年代ごとに楽しめる遊具を設置してほしい等）	44
3位	喫煙に関する意見（公園を全面的に禁煙にしてほしい等）	43
4位	雑草管理に関する意見（草刈りの頻度を増やしてほしい等）	42
5位	樹木管理に関する意見（落葉に困るので伐採してほしい等）	33
6位	自由に活動できない利用制約に関する意見（制約が多い等）	32
7位	利用者マナーに関する意見（禁止行為や周囲への迷惑がかかる等）	31
7位	施設の老朽化に関する意見（ベンチ等の施設の老朽化が目立つ等）	31
9位	トイレに関する意見（汚い、臭い、子どもは和式便器を使えない等）	26
10位	治安に関する意見（不審者が多く子どもだけで遊ばせられない等）	23
11位	花火に関する意見（手持ち花火ができる公園がほしい等）	22
12位	ゴミの不法投棄に関する意見（ポイ捨てや不法投棄が目立つ等）	21

具体的な意見(特徴的なもの)

◆公園の特性に応じた管理運営		
	40代	大小様々な公園があるので、各公園の規模に見合った環境整備をお願いしたい。
	50代	規模に見合い、近隣住民の需要にあった公園づくりが大事。
	50代	規模や立地によって利用者数や年齢層、利用時間帯、利用目的等が様々なので、個々に見合った設備や管理が必要。
	60代	人が集まる公園と集まらない公園で、メリハリをつけた対策をしてはどうか。
	40代	利用者が多い公園は安全かつ内容を充実させ、利用者が少ない公園はなくしてもよい。
	60代	広い公園はダイナミックに遊べるアスレチック遊具、狭い公園では遊具は配置しないなど、機能別にしてはどうか。
	40代	高齢化が進んでいる地域では、高齢者が体を動かす健康遊具があってもよい。小さい公園は日除けのある小休止スペースだけでもよい。
	50代	遊ばれていない公園より、大きめの公園を充実してくれた方が子育てには助かる。あまり遊ばれない公園は、防災倉庫などを配置したらいいかがかかる。
	30代	中途半端な公園が多く勿体無い。砂川町は誰も利用していない小さな公園が多く、大きな砂川公園は遊具が少なく管理が中途半端と感じる。
	40代	公園の維持にはお金や人手がかかる。すべて維持するのは難しいので、厳選して集中するのがよい。

◆目的別の公園づくりに関する意見

	60代	同じような公園が多いが個性があってもよい。遊びたい子ども向け、ウォーキングや自然を楽しみたい大人向け、バリアフリー公園、など。
	50代	みんなに公平な公園をつくるのは難しいので、幼児向け、お年寄り向け、障害者向けの公園と言うように分けてつくればよい。
	50代	ボール遊びができる公園、小さい子向け、木々が茂る公園など特色ある公園がほしい。
	50代	球技（バスケ・サッカー・ドッヂボール）できる公園、健康遊具がある公園、小さい子が安心して遊べる公園など用途をわけて整備してはどうか。
	50代	のんびり座っておしゃべりできる公園とボール遊びできる公園と棲み分けするとか。
	40代	管理が難しいと思うが、ボール遊びできる公園や水遊びできる公園など、目的別に色々な公園ができるとよい。
	40代	ボール遊びも花火もスケートボードもできない公園ではなく、できない公園とできる公園を分けて、できる公園では設備を整えればよい。
	40代	やたら多くの公園があるより、目的や年齢層に合わせた公園があるとよい。
	40代	幼児遊び用の公園、小学生がボール遊びやおにごっこを楽しむ公園、景観を楽しむ公園等、目的別に公園があると、同じ年頃の子が集まり遊びやすい。
	40代	硬いボールを使える公園、インクルーシブ遊具のある公園、お花が咲いている公園など、目的別に分けると、利用者層も自然に分かれていく。
	40代	各公園に年間どの程度の公費が使われているか明示するとよい。近場は管理費のかからないオープンスペースがあればよい。遊具を設置するなど近隣住民が決めればよい。
	60代	各公園の近隣住民の具体的な要望を聞いて整備すれば利用者が増えると思う。
	40代	公園としてきちんと整備するか、見晴らしのよい空き地にすることを強く要望する。
	50代	保育園隣接公園は、保育園の駐車場・駐輪場にした方が送迎時の近所迷惑を回避できる。
	30代	有料でもドッグランを整備してほしい。
	50代	有料でもスケボーのできる公園施設を整備してほしい。

◆小さな公園の活用に関する意見

	60代	小さな公園は、災害時に周辺住民が利用できる防災ベンチ（かまどやトイレ）の設置を検討願う。地域の公園の重要度が増し、自治会等に管理を要望しやすくなるのでは。
	40代	小さい公園は日除けのある小休止スペースだけでもよい。
	50代	小さくて利用方法があまりなく利用者の少ない公園も見られる。数を減らすなり管理負担を減らし、みんなが集いやすい公園を希望する。
	40代	小さい公園は多く点在しているが、高齢者達の喫煙所になっていたりで立ち寄れない。
	40代	狭小で誰にも使われない公園が複数ある。法令、制度的に撤去可能であれば、防犯・景観の観点から選択と集中を検討ください。
	50代	小さい公園が多く、ほとんど利用されていない。集約して緑も増やしてほしい。
	40代	小さすぎて使いにくく、管理されていない公園は、防犯上廃止した方がよい。防災倉庫置き場などにするとよい。
	50代	利用しにくい場所に小さな公園がある。中途半端な公園なら防火用水や防災備品コンテナなど、意味のある必要施設に転換した方がよい。
	60代	利用されていない小さい公園は、宅配業者や工事関係者などの駐車場として活用してはいかがか。近隣の協力で使用時間を決めて管理してもらう。
	60代	富士見町1丁目には小さな日陰の公園が多く利用者も少ない。統合して管理の行き届いた公園を望む。
	30代	利用されていない砂場は不衛生なので、利用されていないものは無くしてもよい。

◆ボール遊びに関する意見		
	40代	柔らかいボール遊びをしていても危ないと声をかける高齢者がいるので、公園入口に、絵などを使った大きな看板を設置してほしい。 ボール遊びができるか否かがわかる公園マップがあるとよい。
	40代	硬いボール使用禁止というルールが形骸化している。ルールがすべての利用者に把握されていない。近隣の小学校に文書通知したり、市広報やSNSで定期的に案内するなど、しっかり周知・啓発してほしい。ホームページだけでは小学生や保護者は見ていない。
	50代	公園内のエリア分けや、公園によって制限を変える、時間帯で分けるなど、子どもたちがボール遊びを楽しめるエリアがあるとよい。
	40代	ボールスポーツ、スケボーなどで遊べる環境を各所に設置してほしい。ルールを犯して隠れて遊ぶより、守られた特定の場所があるべき。
	60代	ボール遊びは、小さい子が利用する平日午前中から午後2時くらいまでは禁止しても、小学生が放課後に遊べるようにしてあげてほしい。大人や中高生は禁止のままでよい。
	40代	見影橋グランドはサッカー、野球等いろいろなスポーツができるよう、日にちで分けるとよい。
	40代	ボール遊びをする子ども達や家族が多い現状にマッチしないルールをつくり、暗黙で破る形を続けるのは子どもの教育上よくない。
	50代	ボールなどが道路に出ないような工夫をお願いしたい。
	40代	公園隣接の住民です。基本的にボール遊びはよいと思うが、ボールの飛び出しで勝手に隣接民地に入るには防犯上困る。
	40代	禁止しているにも関わらず、ボール遊びをしている人が沢山いる。外周フェンスも低く、近隣住宅にボールが入るなどトラブルもある。ボール遊びを認める場合はトラブルを防ぐためフェンスを高くした方がよい。
	40代	公園でのサッカー等が無理なら、学校の校庭等を開放してほしい。
	50代	ボール遊びを一律禁止する政策は極めて愚策。子どもの気持ちを考えた事はあるのか？公園は子どもが楽しく遊ぶ場所のはずが大人の都合で子どもを犠牲にしている。
	40代	柔らかいボール遊びをしていても危ないと声をかける高齢者がいるので、公園入口に、絵などを使った大きな看板を設置してほしい。ボール遊びができるか否かがわかる公園マップがあるとよい。
	40代	硬いボール使用禁止というルールが形骸化している。すべての利用者にルールが把握されていない。近隣小学校に文書で通知したり、市広報やSNSで定期的に案内するなど、しっかり周知・啓発してほしい。ホームページだけでは小学生や保護者は見ていない。
	40代	ゲートボールは充実していて、サッカー禁止はおかしい。禁止ばかりでなく、できるところを増やすべき。
	50代	お年寄りはゲートボールやグランドゴルフができるのに、子どもがリフティングすらできないのはいかがか？周りに配慮して遊べるようにしてよいのでは？
	40代	ボール遊び禁止だが、高齢者はゲートボールをしており、子どもの立入禁止を強要している。子どもは納得できない。
	50代	ゲートボールが許され、子ども達のボール遊びが注意されるのは絶対おかしい。
◆ルールづくりに関する意見		
	50代	公園では遊びの制限が多く、学校もほとんど開放されていないため遊べる場所がない。安心して遊べるよう、公園の制限を減らしてほしい。
	50代	公園は子どもがのびのび遊べる場であってほしいので、声がうるさいなどの理由で公園をなくしたり制限を設けるのは断固反対。
	40代	保育園に勤務しており、日々のお散歩で利用している。制限がある公園もあるが、遊び場として無理ないルールの中で子どもから大人まで利用できるとよい。
	40代	子どもたちに、平等に遊ぶルールを教える場としても、公園は貴重です！

	40代	子どもたちの教育上も、何でも規制するのではなく、利用する人が考えて行動できるような公園をつくる方がよい。
	50代	禁止事項を増やすことは難しくない。本来は、協力し合う、助け合う、許し合うことこそ検討すべき。
	30代	花火やボール遊びなど、広い公園でも禁止となっているのは見直してもよい。(近隣に迷惑にならない程度の時間などのルール設定はよい)
	40代	公園で花火をさせてあげたい。水道のある公園の一部エリアに限定し、時期や時間帯等のルールを決めてよい。
	50代	以前、ゲートボール利用団体から「邪魔だ」と追い出された。公園は年齢を問わず市民が憩える場であってほしい。
	30代	ボール遊び等が禁止傾向にあるが、本当に民意なのか。SNS発信や市への通報があるとそれだけが記録に残り、本当の民意の「通報のない賛成」が疎かになってしまっているように思う。
	30代	公園の利用ルールは行政が管理することではないと考える。利用者同士で声をかけ合えば済むことで、近所付き合いの希薄さなど他の問題が短絡的な「禁止」に結びつかないよう気をつけてほしい。

◆利用マナーに関する意見

	70以上	公園協力員だが、利用者のマナーが悪いのには驚く。なにか改善策はないものか。
	60代	空き缶やゴミ、鳩のエサやり等マナーを守れない人の対応を市に任せる事に限界がある。
	40代	ルールがあっても、マナーの悪い人は守らないため、公園の現状確認を含め定期的にパトロール、声かけしていただけると安心できる。

◆公園周辺住民(主に高齢者)に対する意見

	50代	「高齢者優遇・子ども締め出し」のようになっていたり、子育て世代に厳しい人がいる。公園は特定の人だけではなくみんなで使うものと啓発活動をしてほしい。
	40代	一部の公園で、隣接住民が怖くて、のびのびと子ども達を遊ばせられない。譲り合いながら一緒に楽しめる公園になるとよいと思う。
	40代	公社住宅の公園で、子どもがボール遊びをしていたら物凄い勢いで怒られた。子どもが悪いが、注意の仕方をもう少し工夫してほしい。
	30代	公社住宅の公園はいつも近隣の高齢者がいるが、公園のルールで注意を受けたことが何回かある。書いてあるわけでもなく正直不快。
	40代	団地の公園は団地住人しか利用してはいけないと言われている。子どもたちの遊び場が制限されている。
	50代	公園は都営住民だけの物ではないという認識を持ってほしい。立川市との公園であることをアピール掲示してほしい。
	40代	公園改修の意見をきく際、高齢者の意見だけを聞くことは、改悪につながる。
	30代	富士見第二公園は広いスペースがあるので、老人優先で子どもが伸び伸びと遊べない。
	50代	公園の中にある公社公園が数年前に改修された以降、住民の高齢者が子どもたちが遊ぶのを妨害しているようだ。日本一遊びたくない公園に選ばれていたこともあるそうだ。公園は公共施設であり、誰でも利用できるのではないのか。
	40代	団地内にある公園では、子どもが遊んでいると高齢者がうるさいなどクレームを言ってくるので困っている。
	30代	今や公園は子どもたちの遊び場ではなく、高齢者が幅を利かせている場となっている。
	20代	公園で遊んでいる子ども達に高齢者が嫌味の様に色々注意していて子ども達が遊びにくい環境を作っている。
	40代	団地の公園は近くのお年寄りが多く集まり独自ルールで子どもたちに注意をしてくる。ルールなのかわかりづらいのでわかりやすく掲示してほしい。

	40代	公園近隣住民は、うるさいのは承知で住んでいるはずなのに、子どもの遊びを阻害する。一方、大人はゲートボール、タバコや大きな声で話したりベンチを占領している。このようなルールを子どもに説明できない。
	40代	公園近隣に住む時点で多少の騒音などは出てしまうので、給付金などはどうか。そもそも昔みたいに学校で遊べるように戻してほしい。

◆協働の維持管理等に関する意見

	40代	近くの公園は清掃を担当されている方々がいつも綺麗に掃除して下さりありがたい。
	70以上	清掃美化協力員はとても良い制度。人とも触れ合える。
	50代	公園の環境美化は治安維持のためにも大切だが、担い手の確保が課題だと思う。
	40代	公園清掃など町会で対応しているが、町会に入っている人の高齢化で、今後が心配。
	40代	自治会での公園の草刈りは限界と思う。
	40代	町会高齢化や加入者減少の影響で現状維持が困難と推察する。しかし、子育て現役世代の協力は難しい。
	60代	緑道のゴミ拾いをしている。予算もあるだろうが人員を増やしていただきたい。
	70以上	公園の清掃参加人が少なく大変。アルバイトを頼みたいので補助金を上げてほしい。
	60代	町会の方が定期的に清掃してくれているが、追いついていない。専門業者等、他の方法も含めて検討してほしい。
	50代	何でも市の財政範囲でできないので、様々な人達の力を借りられたらよい。一方、清掃美化協力員制度はよいが、個人負担が大きいと感じる。
	40代	樹木管理などは周辺住民や利用者の協働で対応しているとよい。
	70以上	ボランティアで公園の手入れができる制度、範囲、許可を検討してほしい。
	70以上	清掃管理に予算をもっと増やす。有償ボランティアで管理してはどうか。
	60代	誰もが関われる花壇があったり、ボランティア活動等で植栽できるとよい。
	60代	ボランティアをしているが、会員の高齢化、人手不足で維持が困難。各公園で参加を募るのは難しい。提案だが、公園清掃の市民参加を募り、ポイント制度（協力店で利用できるチケットを貰える）があると良い。
	50代	地域環境改善に関心のある人も少なからずいると思う。ボランティアの募り方を工夫する等、もっと協力を得られるのではないか。
	50代	市に任せきりにせず、住民参加型にして交流を図ってもよい。
	40代	市だけでの管理が難しい理由やボランティアが必須な場合はもっと掲示した方がよい。
	40代	落葉や遊具掃除している方を公式ボランティアとして認定、市から謝礼できるとよい。
	60代	公園管理に協力すると税負担が減るなど積極的に参加したいと思う工夫があるとよい。
	60代	ボランティアだけでは限界あり。有給の管理人がいた方がよい。
	60代	雑草や落葉掃除は自治会任せになっているが、自治会と別に協力組織があるとよい。
	40代	地域の小中学生に公園の管理を任せてはどうか(大人はあくまでサポート役)。地域に委ねると、時間的に余裕のある高齢者だけが居心地のよい空間になってしまう。
	50代	お金や手間をかけないようにしていくことが大事。
	70以上	公園に管理人がいると安心できる。
	40代	トイレ清掃回数を増やし、清掃者に警備を担ってもらったらよい。警備服等、見回りが来ていることをアピールしてほしい。

◆情報発信・情報収集に関する意見

	40代	利用者はすべてのルールを把握できていない。近隣の学校への文書通知、広報やSNSでの定期案内等、周知・啓発してほしい。ホームページだけでは小学生や保護者は見ない。
	40代	利用規約や利用時間、禁止事項をわかりやすく掲示してほしい。市役所隣の広場は、いつ開放しているかホームページを見る以外なく、わかりやすく掲示してほしい。
	40代	公園入口に、絵などを使った大きな看板を設置してほしい。
	60代	個別ルールをわかりやすく明記してほしい（漢字にルビ、英語併記、絵文字表示など）。

	50代	注意書きの看板は少ない方がよい。
	40代	ボール遊びができるか否かがわかる公園マップがあるとよい。
	40代	どこにどのような公園があるのかマップがあるとよい。
	40代	公園名が表示されているところと無い所があるので、統一されるとよい。
	40代	公園施設が壊れたり、困った時の連絡先を表示してほしい。
	60代	各公園の管理者責任者がわかる様に表示してほしい。
	30代	公園施設の異常を、スマホで写真を撮りオンラインで報告できるしくみがあるとよい。
	70以上	公園の改修を行う際は近隣住民に連絡ください。町内会長と保育園だけではダメです。
	60代	定期的な訪問検査を行い、その状況を明示してほしい。
	40代	近隣の寂れた公園を何とかしたいと思っていたが誰に相談してよいかわからなかった。

◆「こんな公園がほしい」という要望(子どもたちの遊び場)

	30代	子どもらしく遊べるスペース、散歩や運動のスペース、休憩スペース等わかりやすく区切られた公園づくりができるとよい。
	40代	小さい子向け・大きい子向けエリアなど分かれていると見守る親は楽。
	30代	遊具を小学生向けと幼児向けに分けるとよい。
	40代	幼児とは別に小学生高学年や中学生でも遊べる場所があればよい
	30代	小学生高学年や中学生でも遊べる広めの公園があるとよい。
	10代	中学生も遊べる大きな遊具がほしい。
	40代	雨や暑い日も子どもが外で遊べる工夫と子ども目線での整備をお願いしたい。
	50代	水場、築山、樹木など、遊具は少なくとも子どもが工夫して遊べる公園がほしい。
	10代	注意事項の表示や説明会、見張りの人をつけるなどの対策をして、子どもたちが安全に遊ぶ能力を身につけられるようにしてほしい。
	30代	国分寺市には冒険遊びの広場というような団体に委託され、定期的にスタッフが遊びにかかる事業あり、小さい子の遊びも広がる。
	40代	有料でも管理人常駐型の安全に子ども達を遊ばせることができる公園があるとよい。

◆「こんな公園がほしい」という要望(その他)

	50代	子どもや親子連ればかりでなく、一般人も利用できる公園施設がほしい。
	50代	年齢性別に関係なく交流の場になる公園の提供をお願いしたい。
	50代	普段使いできる公園を増やしてほしい。
	50代	カフェやお店を併設する公園があってもよい。
	60代	ドッグラン
	50代	広場で市のイベントなどを開催するのもよい。
	40代	イベントの拡充。
	60代	川沿いのどこかに運動公園の充実や人の集まる公園を造ってほしい。
	50代	国立市のように公園でバーベキューができると地域住民の交流やにぎわいが生まれる。
	50代	一部の公園にフリーBBQスペースがあると誰でも楽しめる。
	50代	テントやタープの設置や焚き火などができると災害時の訓練にもなる。

◆公園整備の地域格差に関する意見

	30代	JR立川駅に近いエリアは新しい公園が多いが、一番町付近は古くて狭い公園しかない。
	50代	上砂町は、大きな公園は学区外にしかないと、子どもたちからどこで遊べばよいのかと問われている。
	30代	砂川町6丁目付近は踏切を渡らないと広い公園に行けず、柏小も遠く児童館もないで子どもたちが遊ぶ場所がなく困っている。
	60代	町内会にきちんとした公園がない、町内会の行事ができる大きさの公園がほしい。

3)用語解説

	用語	説明
あ	アダプト活動	公共の場所（道路、公園など）を、まるで自分の子どものように愛情を持って清掃・美化するボランティア活動のこと
	インクルーシブ遊具	障害の有無や能力の違いに関わらず誰でも利用することができる遊具
	移動式プレーパーク	遊びの素材や道具を、道路や広場、駐車場、公開空地などに運んでつくる一時的なあそび場のこと
	Well-being (ウェル・ビーイング)	身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態にあること
	ESCO（エスコ）事業	Energy Service Company 事業の略称で、事業者が省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客利益と環境保全の両面で貢献する事業
	SDGs (エスディージーズ)	平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際的な持続可能な開発目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される
	オープンスペース	公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称
か	街区公園	誘致距離250mの範囲内で1か所当たり面積0.25haを標準として配置する、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	開発提供公園	都市計画法による開発行為に伴い整備され、市に帰属された公園のこと
	近隣公園	誘致距離500mの範囲内で1か所当たり面積2haを標準として配置する、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと
	健康遊具	気軽に運動し、体を鍛えることや健康づくりを目的とした大人向けの施設
さ	ストック効果	整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期にわたり得られる効果のこと
	生物多様性	自然生態系を構成する動物、植物、微生物など、地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念
	総合公園	地域住民を対象にスポーツ・レクリエーション機能を総合的に備えた公園のこと

	用語	説明
た	地区公園	主に徒歩圏内に住む人々が利用することを目的とし、誘致距離 1 km の範囲内で 1 か所当たり面積 4 ha を標準として配置される公園
	都市公園	都市公園法に位置付けられた公園緑地 本市には 101 か所ある（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）
	都市計画公園	都市計画決定された都市公園のこと 本市には 35 か所ある（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）
	都市緑地	都市の自然的環境の保全や改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地
は	Park-PFI (公募設置管理制度)	公園の再生・活性化を推進するための民間活力による新たな都市公園の整備手法（公園内に民間が飲食施設等を設置運営）の制度
	パークマネジメント	目指す公園づくりの基本理念と目標を達成するため、従来の行政主導の事業手法から転換し、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って整備、管理していくものであり、誰からもわかりやすい目標設定、多角的な視点による事業展開、結果の評価による継続的な改善を行っていくこと（東京都パークマネジメントマスタートップランより）
や	ユニバーサルデザイン	あらゆる年齢、性別、国籍、能力の有無に関わらず、できる限り多くの人が利用しやすいように、施設や製品、情報などを設計する考え方
ら	ライフサイクルコスト	建設費のほか、維持管理費を含めた総合的なコスト